

第2期日光市地域福祉計画 第2期日光市地域福祉活動計画



市民が“ニッコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち

平成28年3月

日光市・日光市社会福祉協議会

はじめに

近年、我が国では、急速な高齢化の進展、世帯構造の変化、人間関係が希薄化するなか、地域においてはさまざまな課題を抱え支援を必要とする方が増加しています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、安心して健やかに暮らしていくためには、行政やボランティア団体、NPO法人等の民間団体が地域福祉活動を推進すると同時に、支える側も支えられる側も幸せを感じることができるよう、地域における支え合い、助け合いの仕組みづくりを進めることが重要になってきております。

日光市では、平成28年度から37年度までを対象期間とした、第2次日光市総合計画基本構想において、まちづくりの基本施策のひとつに「健やかで人にやさしい、福祉と健康のまちづくり」を位置づけ、安心して子どもを生み育てることができる子育て支援、高齢者や障がいのある方への自立支援、健康づくりの推進、地域医療体制の充実、引きこもりや貧困対策など、より多くの方が自立し、健やかで安心した生活が送れるよう、市民が積極的に支え合う福祉と健康のまちづくりを進めることとしております。また、急激な人口減少と高齢化の進む山間地域など、地域の抱える実情に応じながら、誰もが住み慣れた場所でいつまでも健やかに生活できるよう、地域に寄り添う福祉を推進することとしております。

このたび、市民の皆様とともに行政、社会福祉協議会、関係機関が協働し、「市民が“ニコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち」を基本理念に、地域で支え合う「まちづくり」の指針となる「第2期日光市地域福祉計画」及び「第2期日光市地域福祉活動計画」を一体的に策定しました。

本計画は、計画策定委員会における審議検討をはじめ、市内各地区を単位として開催した策定市民会議によるワークショップ、市民意識アンケートなど、多くの市民の皆様からのご協力により完成した市民手作りの計画となっており、計画策定にご協力いただいた市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

今後とも市民の皆様とともに、福祉のまちづくりを推進して参りたいと考えておりますので、引き続き、ご支援ご協力を賜りますようお願いいたします。

平成28年3月

日光市長・日光市社会福祉協議会長

齋藤文夫

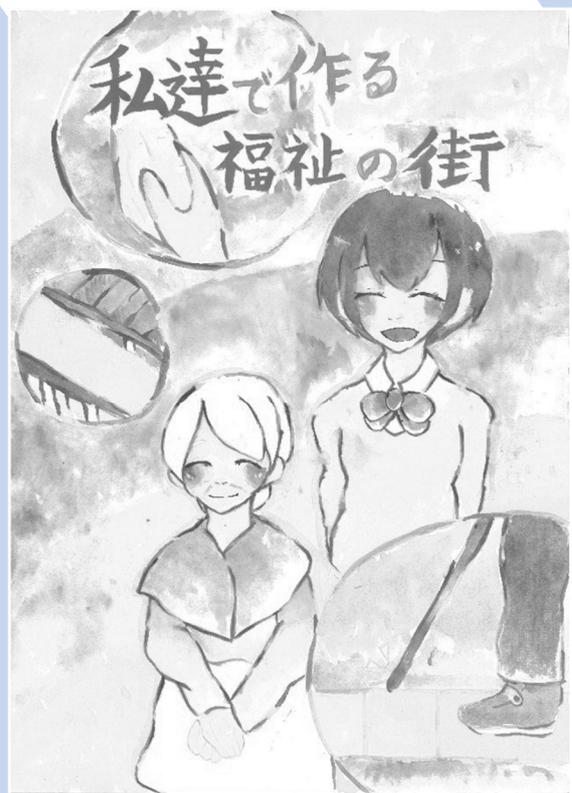


目次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	2
第1節 地域福祉とは.....	2
第2節 計画策定の背景.....	3
第3節 計画の位置付け.....	5
第4節 計画の期間.....	8
第5節 計画の対象.....	8
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	9
第1節 日光市の地域特性.....	9
第2節 統計から見る現状.....	11
第3節 各種調査結果から見る現状.....	16
第4節 地域福祉をめぐる課題.....	30
第3章 計画の目指す方向性.....	31
第1節 計画の基本理念.....	31
第2節 計画の基本目標.....	32
第3節 施策体系.....	33
第4章 計画の推進.....	34
第1節 計画の普及・啓発活動.....	34
第2節 協働による計画の推進.....	35
第3節 計画の進行管理.....	37
第2部 地域福祉計画	39
施策の展開.....	40
基本目標1 元気な地域・人づくり.....	40
基本目標2 市民の生活をサポートする体制づくり.....	53
基本目標3 市民の福祉を守るまちづくり.....	66

第3部 地域福祉活動計画	73
第1章 地域福祉活動計画について.....	74
第1節 地域福祉活動計画とは.....	74
第2節 計画の策定過程と取り組みについて.....	74
第2章 各地区の計画と社会福祉協議会の使命.....	75
1. 今市地区.....	77
2. 落合地区.....	82
3. 豊岡地区.....	88
4. 大沢地区.....	93
5. 塩野室地区.....	98
6. 日光地区.....	103
7. 中宮祠地区.....	109
8. 小来川地区.....	114
9. 藤原地区.....	118
10. 三依地区.....	124
11. 足尾地区.....	128
12. 栗山地区.....	132
13. 湯西川地区.....	140
第3章 計画の推進.....	145
第1節 計画の進め方.....	145
第2節 市社協による市民の地域福祉活動へのサポート.....	145
資料編	147
1. 計画の策定経過.....	148
2. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	150
3. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	154
4. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定市民会議設置要綱.....	155

第1部 総論



イラスト：藤原中学校3年・宮崎明優華さん
（社会福祉法人日光市社会福祉協議
会主催「平成27年度“ふくし”のポ
スターコンクール」優秀作品）

第1章 計画の策定にあたって

第1節 地域福祉とは

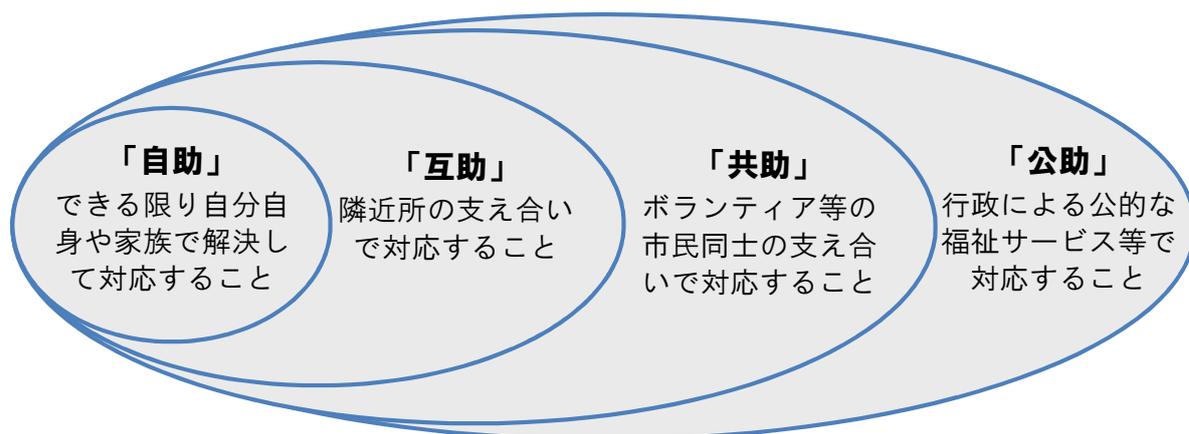
「福祉」という言葉を聞くと、多くの人は児童福祉、障がい者福祉や高齢者福祉といった特定の人を対象としたものであるというイメージを抱くと思います。ところが、この「福祉」に「地域」の言葉を加えた「地域福祉」とは、そうした特定の対象に捉われず、“地域”に住む誰もが、助け合い、支え合うことで、暮らしやすい地域をつくっていくことが目的となります。

地域には、子育てや高齢者の介護で悩んでいる人、障がいがあり生活に支障をきたしている人、一人暮らしで生活に支障をきたしている人やうまく地域コミュニティに溶け込めない人など、抱えている悩みや課題は多種多様にあり、それぞれの課題に対してきめ細かに対応していくことが求められています。

このとき、暮らしやすい地域をつくるには、行政だけでなく、市民、ボランティア等団体や民間事業所など市内にいる人全員が一丸となって協力し、課題にあたっていくことが重要となります。その際の大事な視点として、「自助」、「共助（互助）」、「公助」というものがあります。

地域福祉は、この「自助」、「共助（互助）」、「公助」の視点、また、それぞれの連携・協働の視点を持って、地域の課題を発見し、解決していくものです。

■ ■自助・互助・共助・公助の重層的な対応



第2節 計画策定の背景

1. 国の動向

これまでの国の動きとして、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改正され、この法律の中で地域福祉計画の策定が義務付けられました。また、平成19年には厚生労働省より「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」の通知があり、災害時等における要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込むこととされました。そして、平成20年には「これからの地域福祉のあり方に関する研究会（厚生労働省主催）」による報告書において、地域における「新たな支え合い」の方向性が示されました。

近年では、「無縁社会」や「社会的孤立」というキーワードが出てきており、住宅街の中で孤立死が発生するなど地域コミュニティのあり方が問われる問題が発生しています。また、社会的に孤立する人の中には生活困窮であるケースも少なくないということから、生活保護に至る前の生活困窮者の自立支援と地域のつながりを保持できる取り組みが重要とされています。

■ 国の主な動き

	国の動き
平成12年	◇ 社会福祉法 改正 ◇ 児童虐待の防止等に関する法律
平成17年	◇ 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
平成19年	◆ 厚生労働省通知「要援護者の支援方策について盛り込む事項」
平成24年	◆ 厚生労働省通知「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」 ◇ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
平成25年	◆ 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書 ◇ 生活困窮者自立支援法 ◇ 子どもの貧困対策の推進に関する法律 ◇ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
平成26年	◆ 厚生労働省通知「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」

2. 県の動向

栃木県は、社会福祉法第 108 条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、平成 21 年度に「栃木県地域福祉支援計画（第 2 期）（平成 22 年度～平成 27 年度）」を策定し、“ノーマライゼーション社会の実現（住民一人ひとりが住みよいまちづくり）”を計画の方向性に掲げ、地域福祉の推進に取り組んでいます。

3. 市の動向

本市では平成 22 年 3 月に、日光市社会福祉協議会とともに「日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」を策定しました。この計画では“助け合いで笑顔あふれるまちづくり”、“誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり”を基本理念に、本市の地域福祉の推進に取り組んできました。

また、「日光市まちづくり基本条例」の基本理念に基づき、平成 25 年 6 月には「日光市協働のまちづくり推進の指針」を、平成 27 年 12 月には「日光市協働のまちづくり推進行動計画」を策定し、市民と市の協働によるまちづくりを推進しています。

第3節 計画の位置付け

1. 法的根拠

第2期日光市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」として位置付けます。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

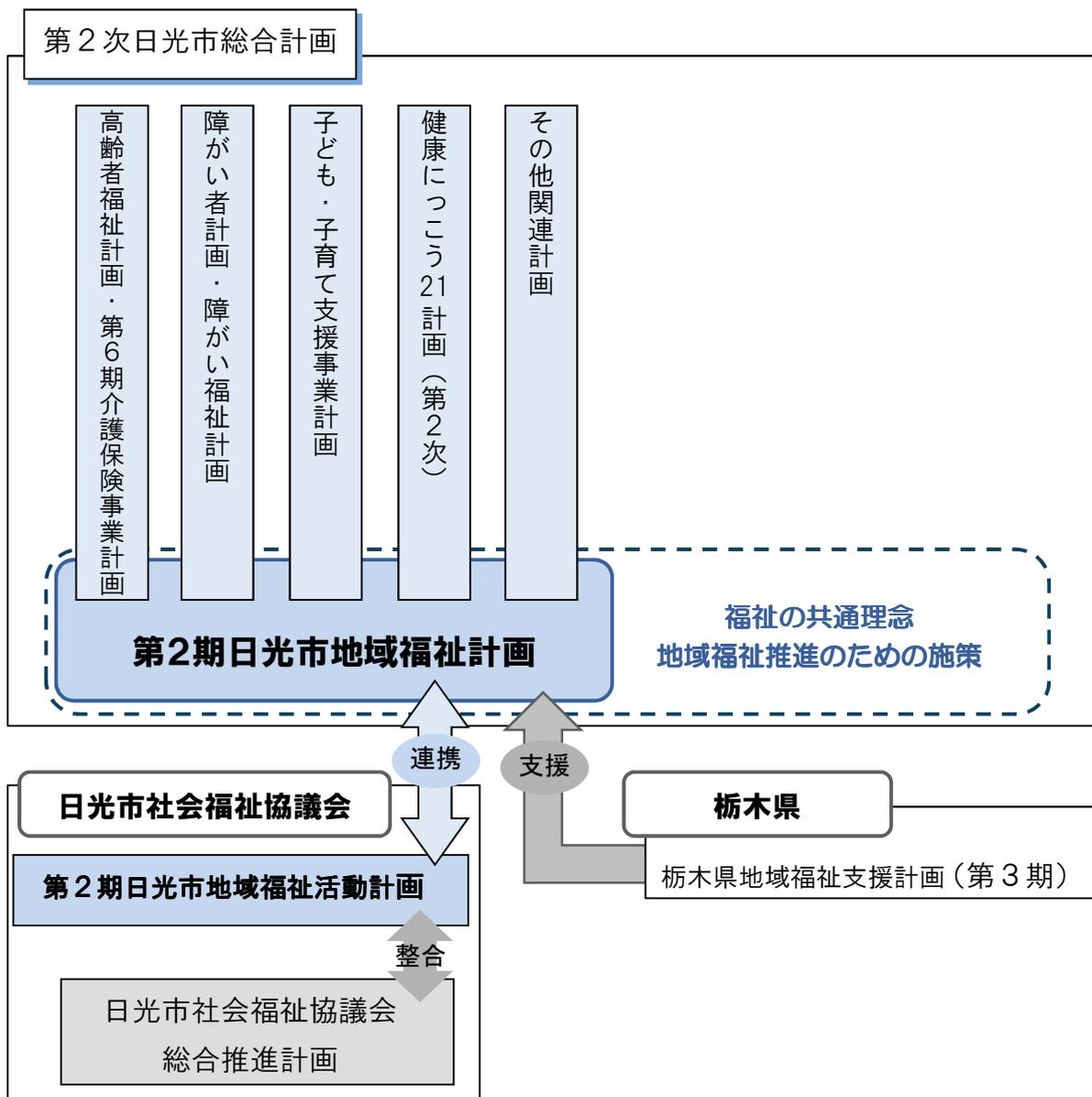
2. 市関連計画との整合

地域福祉計画は、市政経営の基本方針である、「第2次日光市総合計画」の部門別計画としての性格を有しています。

また、児童、高齢者や障がい者等の福祉に関連する市の関連分野別計画と、県計画との整合や連携を図りながら、これらの既存計画を包括する計画として、市民主体のまちづくりや市民参画を促進し、市民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目標としています。

さらに、第2期日光市地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）は、日光市社会福祉協議会が中心となって策定するものであり、日光市社会福祉協議会総合推進計画や、毎年度の事業計画書との整合を図るものです。

■ ■ 関連計画との整合



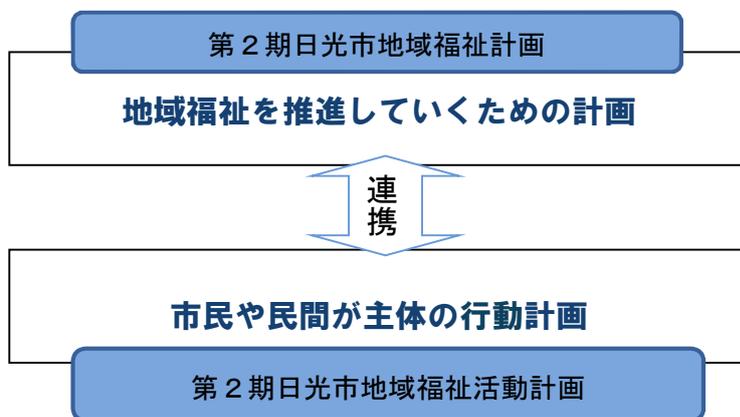
3. 地域福祉計画と地域福祉活動計画の位置付け

「地域福祉計画」は、地域の助け合いによるまちづくりを推進するため、日光市総合計画に基づく方針や施策と、福祉分野の個別計画に共通する理念を相互につなぐ役割を果たすとともに、地域福祉推進を図るための個別施策を計画化するものです。

また、「地域福祉活動計画」は、「地域福祉計画」と連携・協働し、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体、NPO法人等の民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画を取りまとめたものです。

計画推進の効果をあげるため、日光市と日光市社会福祉協議会は「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

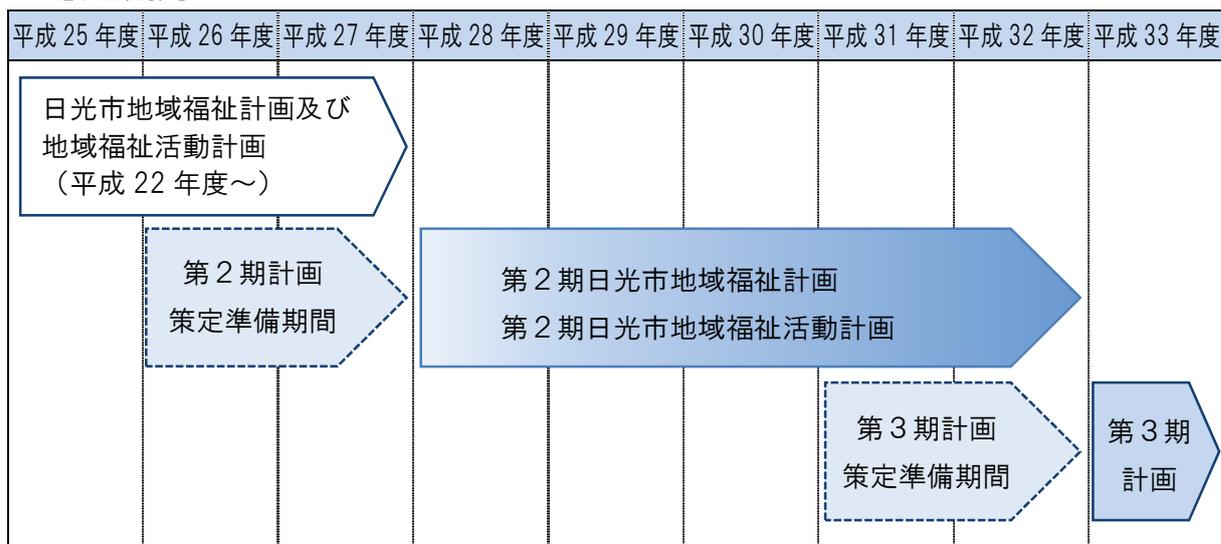
■ ■ 「第2期日光市地域福祉計画」と「第2期日光市地域福祉活動計画」のとらえ方



第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5か年とします。なお、計画の進捗状況や社会情勢の変化等に応じて、必要な見直しを行っていくものとします。

■ 計画期間



第5節 計画の対象

本計画の対象者は、これまでの個別計画のように特定の人だけではなく、日光市に住むすべての市民となります。

その中では、生活に支援を必要とする高齢者や障がい者、またその方のご家族、子育て中の方などはもちろんのこと、年齢、性別、国籍などに関わりなく、地域に住むすべての人が対象となります。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

第1節 日光市の地域特性

1. 地理

日光市は、栃木県の北西部の場所にあり、群馬県、福島県に接し、東京から約120kmに位置しています。平成18年3月、今市市、日光市、藤原町、足尾町、栗山村の2市2町1村の合併により、面積約1,450km²で全国第3位の広大な市となりました。

地形は市街地が多くある標高200m程の平坦地域から、2,000mを越す山岳地域まで大きな起伏があり、総面積の約87%が森林となっており、多様で美しい自然環境が形成されています。北部と南西部はほとんどが山岳地帯であり、総人口の8割以上が市の南東部を中心とした地域に居住しています。

地区は旧市町村ごとに分かれており、今市市についてはさらに5つの地区に分かれています。地理的要因も深く起因し、地区別の特色が豊かです。



2. 交通

市域が広大である日光市において、交通手段の確保は生活の上で重要なものとなっています。市内の交通機関を見ると、鉄道は、JR、東武鉄道、野岩鉄道、わたらせ渓谷鉄道の計4社5路線が通っており、市内に27駅と、県内でも駅数の多い市となっています。

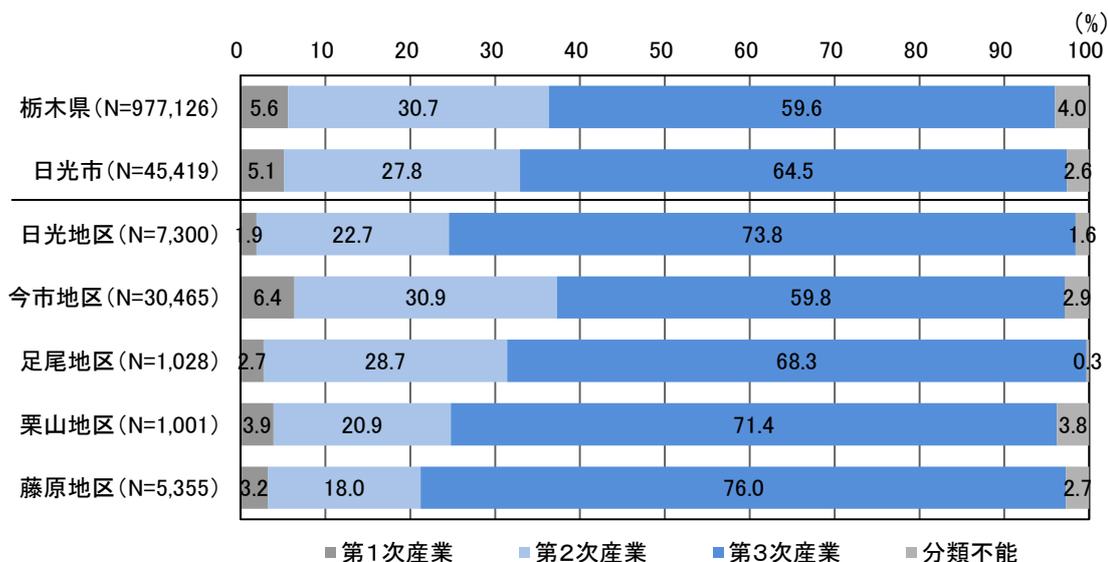
バスは、市営のものが15路線、他市の市営バスが3路線、民間運営のものが27路線となっています。また、隣接している宇都宮市からは日光宇都宮道路及び日光街道で結ばれています。

古くからの観光の名所である日光地域や市の中心地区である今市地域へのアクセスは良好ですが、幹線道路や鉄道駅から離れると交通手段が少なく、広い市域の中で日常生活の不便さが地区によって存在します。

3. 産業・居住生活

産業別就業者割合を見ると、本市では第3次産業が64.5%で、県の同産業割合59.6%よりも多くなっています。特に、日光地区・栗山地区・藤原地区では第3次産業の割合が70%以上で特に多くなっています。また、今市地区では第1次・第2次産業が、足尾地区では第2次産業が他の地区に比べて多くなっています。

■ 産業別就業者割合



資料：国勢調査（平成22年）

関連施設の状況を見ると、教育機関や医療機関は今市地区や日光地区に集中していることがわかります。

■ 関連施設等の状況

	今市地区	落合地区	豊岡地区	大沢地区	塩野室地区	日光地区	中宮祠地区	小来川地区	藤原地区	三依地区	足尾地区	栗山地区	湯西川地区	日光市
保健・福祉センター	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	0	6
公民館	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	3	1	16
幼稚園・保育園	9	3	2	2	1	6	1	1	5	1	1	1	1	34
小学校	4	2	3	3	1	5	1	1	2	1	1	1	1	26
中学校	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	15
高校	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	3
警察署	2	2	1	2	1	7	2	1	3	1	1	1	1	25
都市公園	18	1	6	1	1	18	0	0	9	0	0	0	0	54
医療機関	37	4	5	17	3	20	1	1	8	1	4	3	2	106

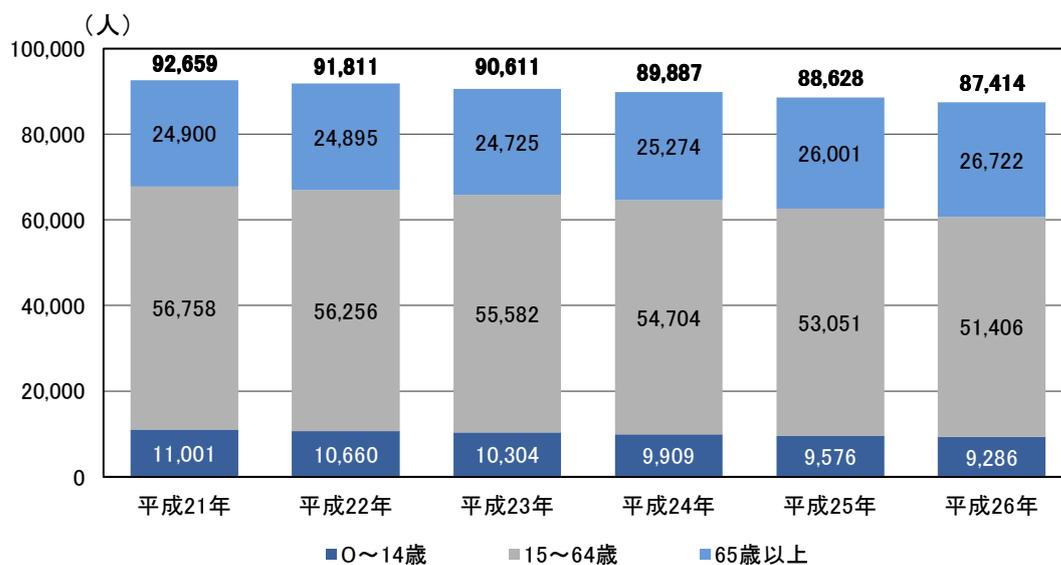
資料：市データ（平成26年10月）

第2節 統計から見る現状

1. 人口・世帯の状況（市全体）

総人口は年々減少しており、平成21年から平成26年にかけて5,000人以上の減少となっています。年齢3区分別で見ると、64歳以下の人口が減少しているのに対して、65歳以上の人口は一貫して増加しています。

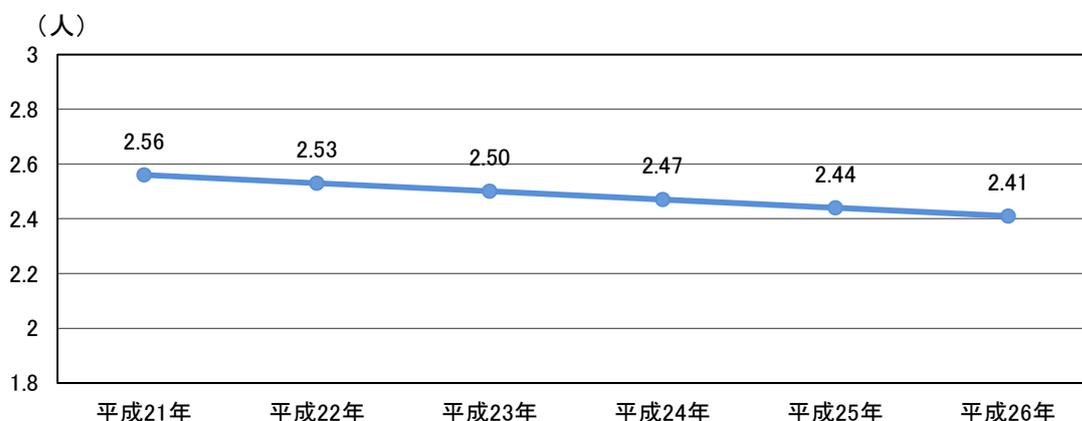
■ 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年10月時点、平成21年は外国人人口を含まず）

1世帯あたり人員の推移を見ると、年々減少しており、平成26年時点で2.41人となっています。

■ 1世帯あたり人員の推移

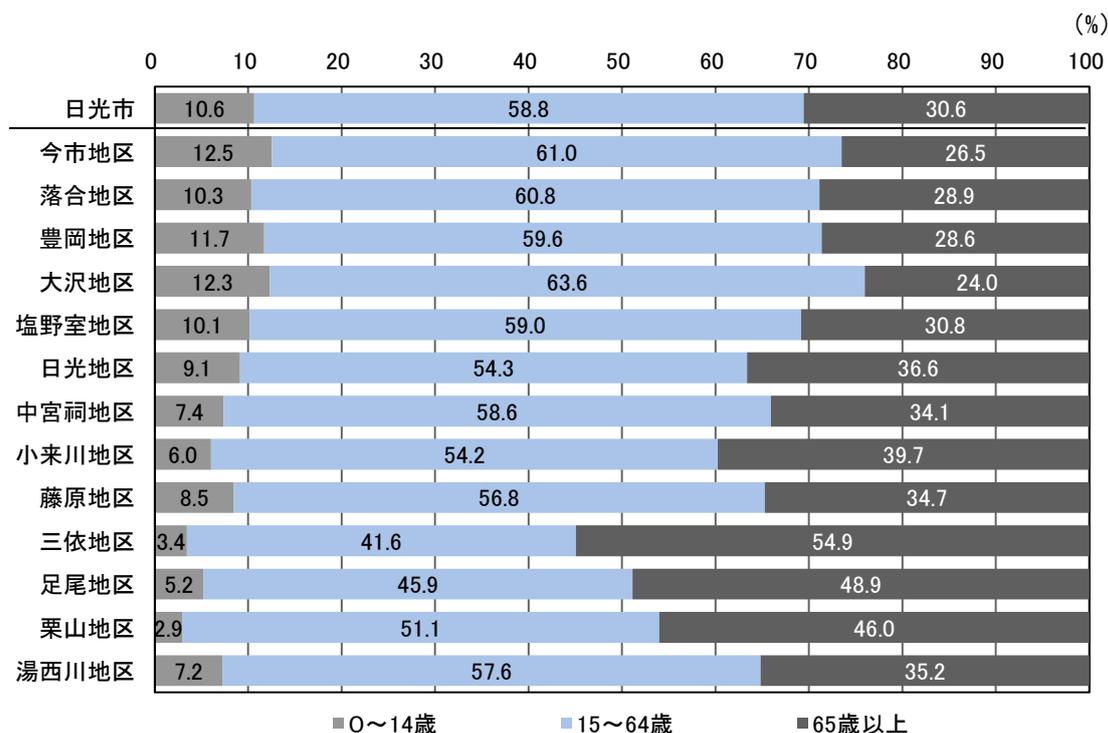


資料：市データ（各年10月時点）

2. 人口・世帯の状況（地区別）

0～14歳人口の割合は、今市地区や大沢地区では12%を超える割合となっていますが、三依地区や栗山地区では約3%と大きく開きがあります。また、三依地区は65歳以上人口の割合が54.9%と、市の平均値よりも突出して高くなっています。

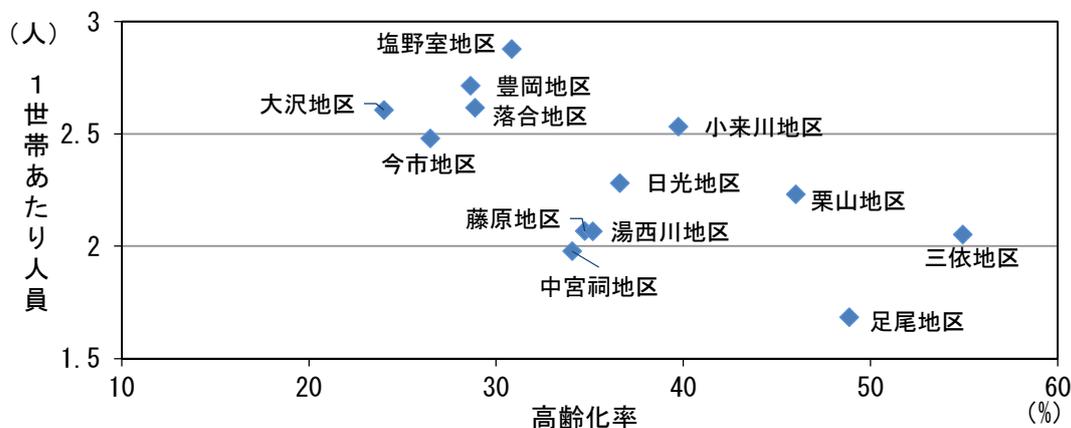
■ 地区別の年齢3区分別割合の状況



資料：住民基本台帳（平成26年10月時点）

1世帯あたり人員を地区別で見ると、足尾地区は2.0人を下回り、中宮祠地区や三依地区は約2.0人となっています。

■ 地区別の1世帯あたり人員と高齢化率

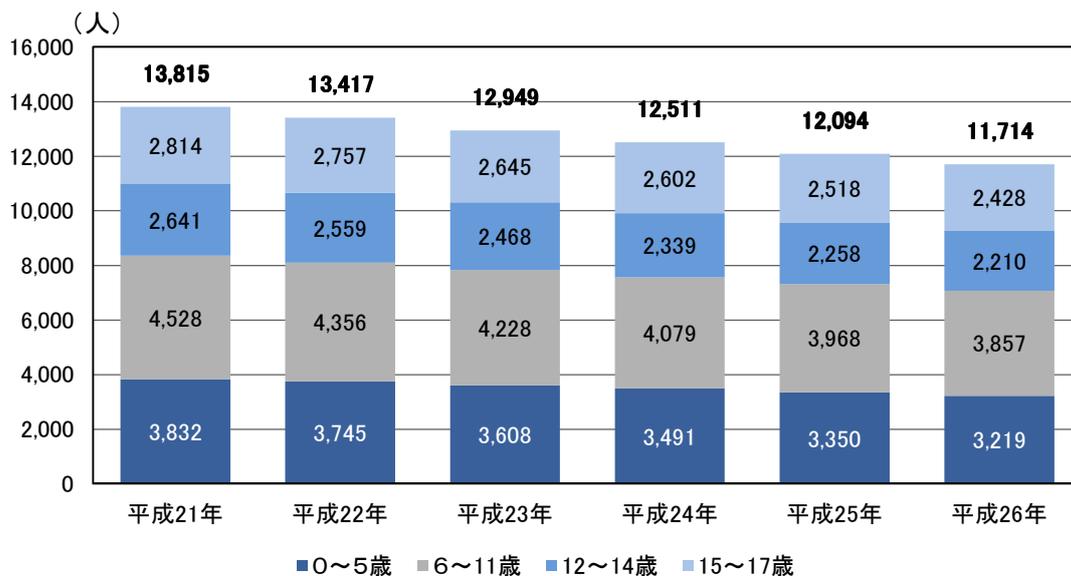


資料：住民基本台帳（平成26年10月時点）

3. 子どもを取り巻く状況

児童数の推移を見ると、年々減少しており、平成21年から平成26年にかけて2,000人以上の減少となっています。また、年齢区分別で見ても、いずれも減少で推移しています。

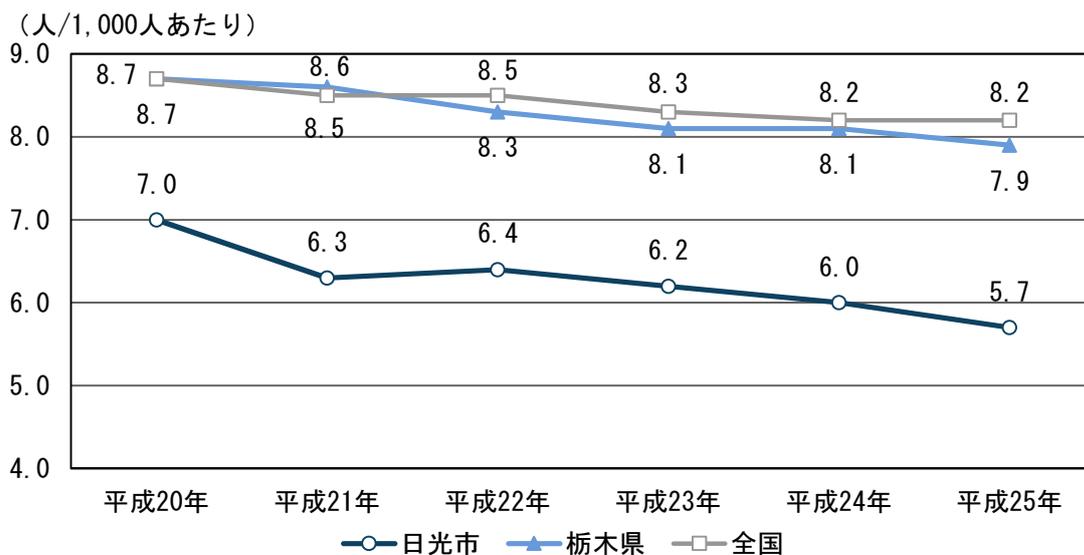
■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年10月時点、平成21年は外国人人口を含まず）

人口1,000人あたりの出生率を見ると、本市は平成22年以降減少傾向にあり、平成25年で5.7人となっています。また、全国や栃木県の水準を大きく下回っています。

■ 出生率の推移

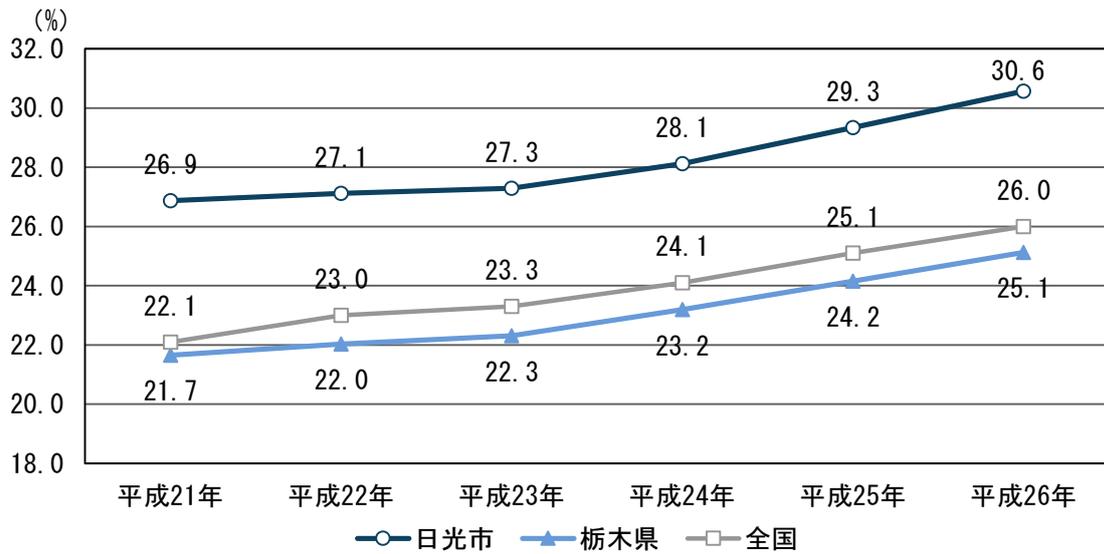


資料：人口動態総覧

4. 高齢者を取り巻く状況

高齢化率¹を見ると、本市は平成 26 年に 30% 台となり、全国や栃木県と比較しても高い水準で推移しています。

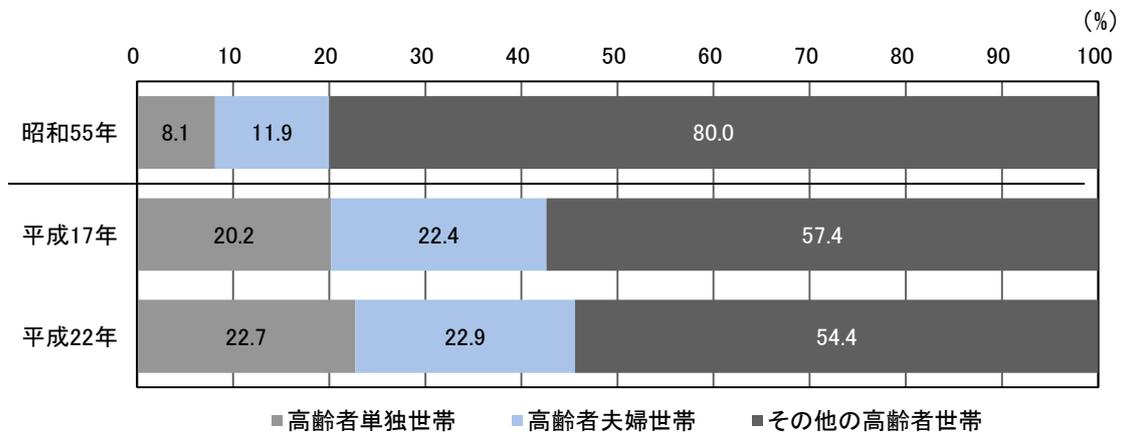
■ 高齢化率の推移



資料：栃木県「栃木県毎月人口調査報告書」／総務省統計局「人口推計年報/月報」（各年 10 月時点）
日光市「住民基本台帳」（各年 10 月時点）

高齢者世帯の世帯構成の推移を見ると、平成 22 年は昭和 55 年に比べて 2 倍程度の伸びとなっており、また、平成 17 年と比べて増加しているといえます。

■ 高齢者世帯の世帯構成の推移



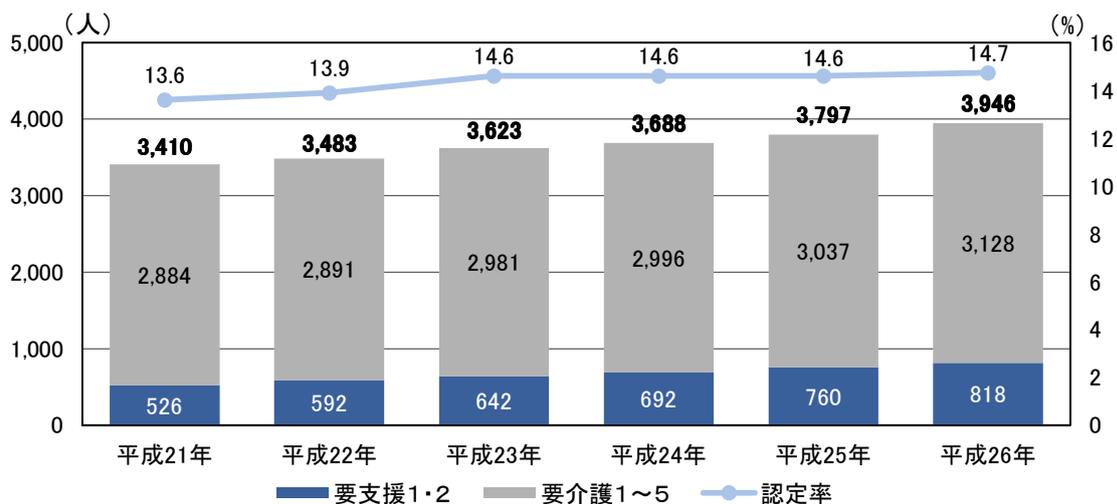
資料：国勢調査

¹ 総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す。

5. 支援が必要な方の状況

要支援・要介護の認定率の推移をみると、近年は横ばいか緩やかな増加傾向となっています。要介護認定者数については、要支援1・2、要介護1～5ともに増加しています。

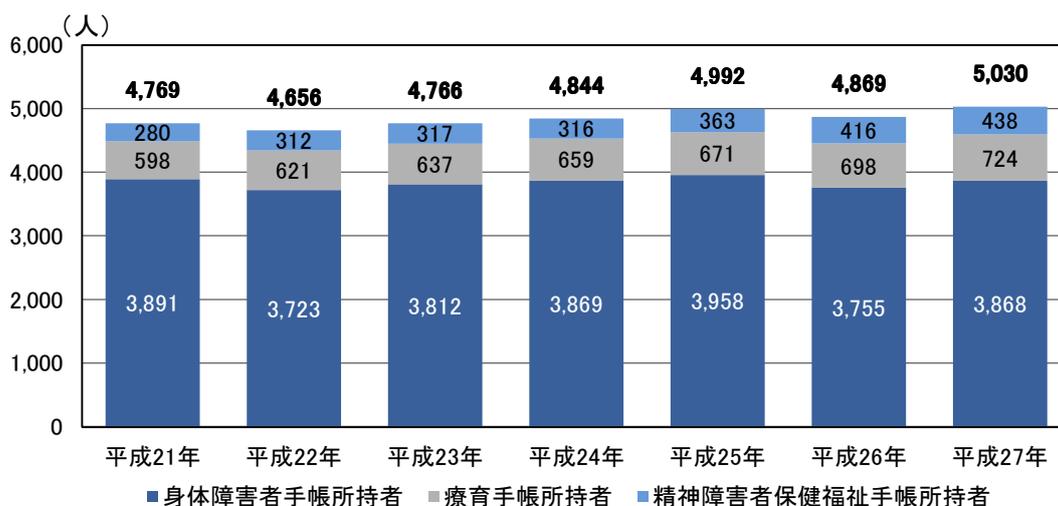
■ 要介護認定者及び認定率の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末時点、第1号被保険者のみ）

障害者手帳所持者数の推移を見ると、年によって増減があるものの、緩やかな増加がみられます。種別では、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者が増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：市データ（各年4月）

第3節 各種調査結果から見る現状

1. アンケート調査結果

(1) 調査概要

調査地域：日光市全域

調査対象：住民基本台帳から無作為抽出した市内在住の20歳以上の男女3,000人

調査期間：平成26年10月16日～11月4日

調査方法：郵送配布・郵送回収による調査

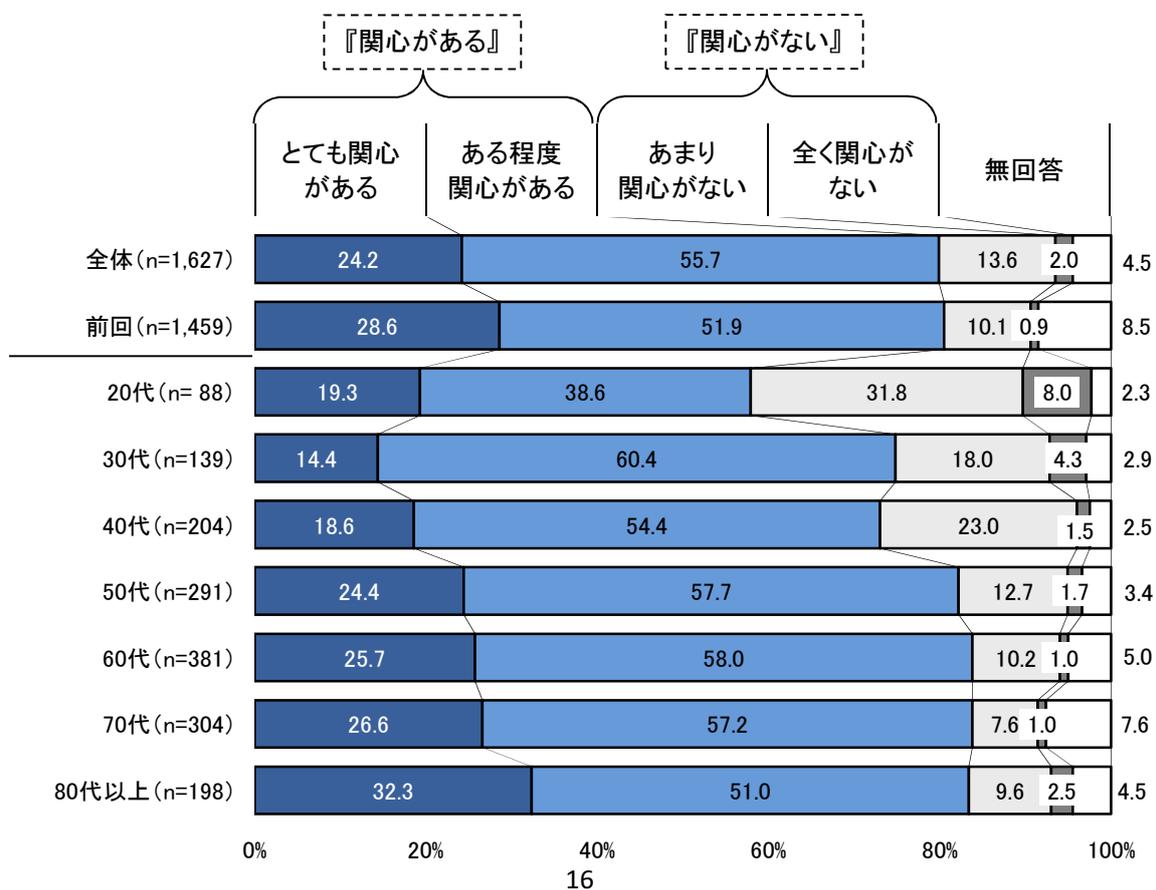
回収結果：回収数1,627件／配布数3,000件（回収率54.2%）

(2) 福祉への関心について

福祉への関心を見ると、『関心がある』が約8割で高く、前回調査とほぼ同じ結果となっています。

年代別で見ると、年代が上がるごとに関心の度合いも高くなることが見受けられ、若年層への意識付けが課題といえます。

■ 福祉への関心の度合い



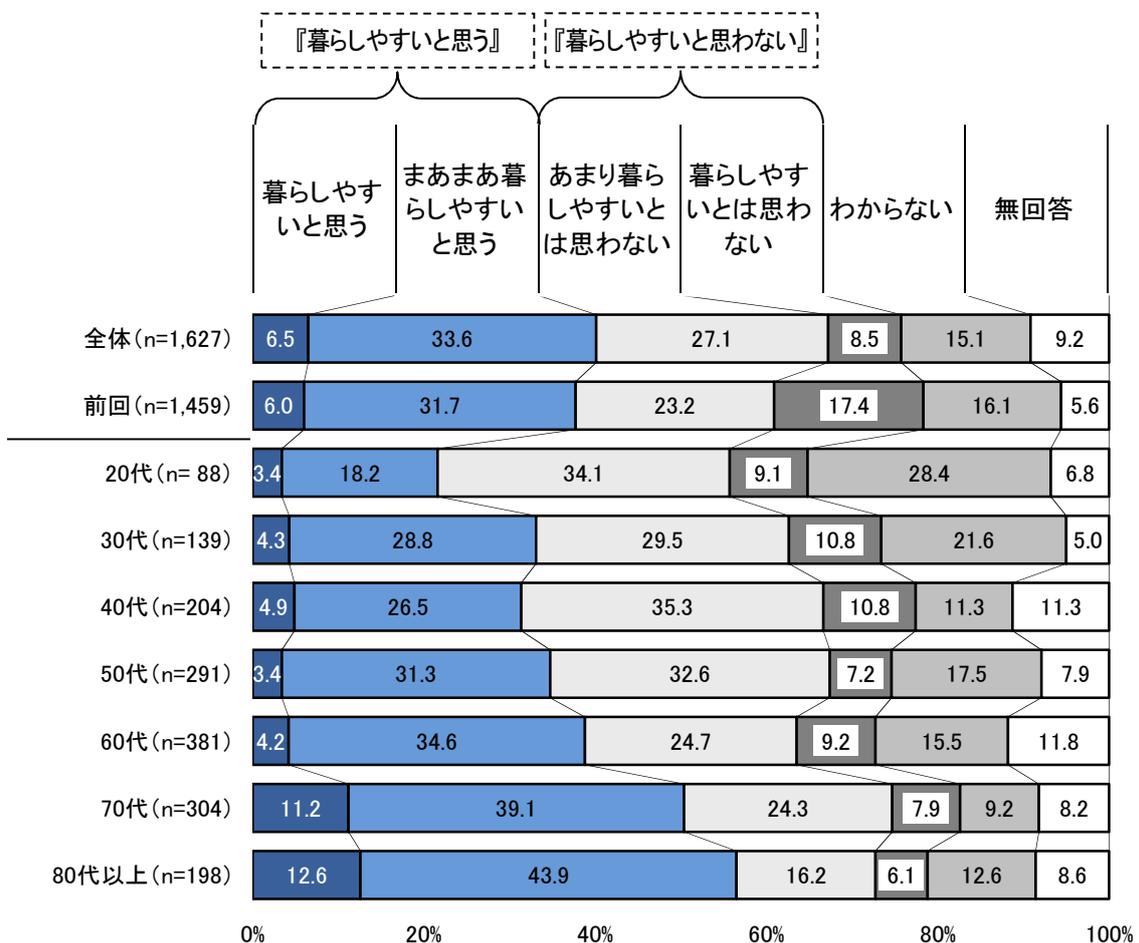
(3) 暮らしやすさについて

暮らしやすさについて見ると、前回調査より「暮らしやすいとは思わない」が8.9ポイント減少しており、改善していることがうかがえます。

しかし、年代別で見ると、年代が若いほど暮らしやすさの評価が低く、子育て世代にとって暮らしにくいと評価されているとも考えられます。

暮らしにくいと思う理由については、すべての年代で「交通機関が不便・利用しにくい」または「買い物などが不便」が最も高くなっています。評価の低かった若年層ではほかに、「親子で遊べる場がない」が高くなっています。

■ 子ども・高齢者・障がい者等にとっての暮らしやすさ



■ ■ 暮らしにくいと思う理由

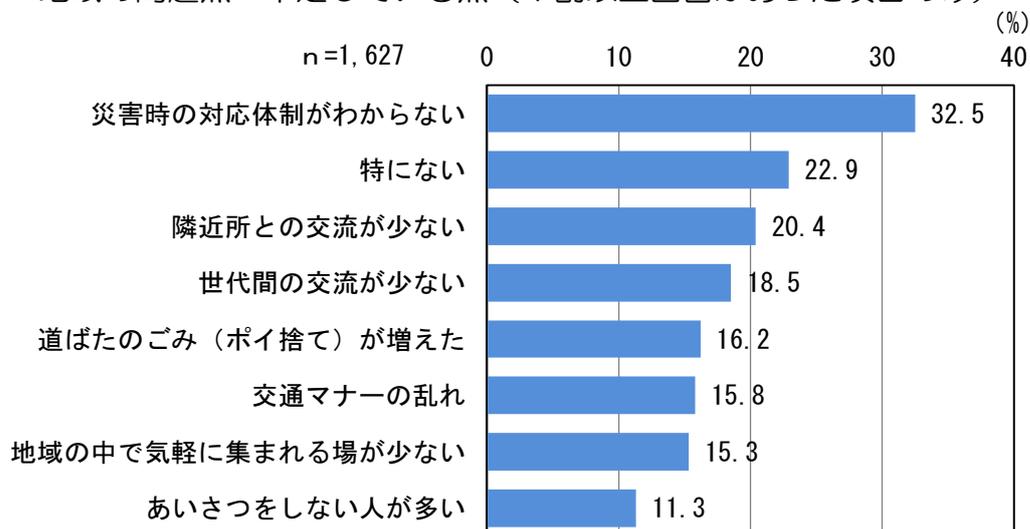
表示:%	n	地域住民の理解や協力が少ない	交通機関が不便・利用しにくい	買い物などが不便	生活の悩みを相談できる窓口が少ない	日常生活を支えるサービスが少ない	利用しやすい公共施設が少ない	道路の段差が多かったり、歩道が整備されていないなど外出しにくい	身近に働く場所がない
全体	580	11.7	57.9	42.1	7.4	16.9	22.2	26.0	18.4
20代	38	10.5	52.6	47.4	5.3	18.4	21.1	31.6	23.7
30代	56	5.4	64.3	33.9	8.9	10.7	23.2	26.8	23.2
40代	94	11.7	68.1	38.3	2.1	16.0	24.5	27.7	20.2
50代	116	7.8	63.8	36.2	3.4	21.6	22.4	34.5	20.7
60代	129	11.6	54.3	39.5	9.3	18.6	23.3	21.7	20.9
70代	98	18.4	48.0	53.1	14.3	16.3	23.5	17.3	11.2
80代以上	44	18.2	52.3	52.3	6.8	11.4	9.1	27.3	9.1

	n	利用しやすい医療機関が少ない	リハビリや療養のための施設が少ない	防犯・防災対策が十分ではない	親子で遊べる場所がない	その他	無回答
全体	580	27.6	16.0	7.4	6.6	3.4	2.1
20代	38	21.1	15.8	0.0	21.1	7.9	2.6
30代	56	32.1	8.9	8.9	26.8	1.8	0.0
40代	94	37.2	17.0	5.3	7.4	4.3	0.0
50代	116	29.3	21.6	6.0	4.3	4.3	0.9
60代	129	27.9	14.0	9.3	1.6	3.9	2.3
70代	98	16.3	16.3	10.2	0.0	1.0	4.1
80代以上	44	20.5	11.4	9.1	2.3	2.3	6.8

(4) 自身の住んでいる地域の中の問題点・不足している点

住んでいる地域の中での問題点・不足していると思うものについては、「災害時の対応体制がわからない」が32.5%で最も高くなっています。次いで高いのが「特にない」で22.9%となっていますが、以降には「隣近所との交流が少ない」、「世代間の交流が少ない」や「地域の中で気軽に集まれる場が少ない」といった、市民同士が交流する機会の少なさを挙げる項目が目立ちます。

■ ■ 地域の問題点・不足している点（1割以上回答があった項目のみ）



(5) 暮らしの中で感じる悩みや不安

暮らしの中で感じる悩みや不安について見ると、「自分や家族の健康に関すること」が59.4%で最も高く、次いで「介護に関すること」が38.4%、「生活費などの経済的問題」が36.5%となっています。

年代別で見ると、20代では「仕事に関すること」が最も高くなっていますが、同項目は30代・40代でも4割近い回答があります。また、20代から60代にかけては「生活費など経済的な問題」に4割以上の回答があり、暮らしの中で仕事や経済的な問題は大きな要因となっていることがうかがえます。

また、20代から40代にかけては「育児・子育てに関すること」、50代以上では「介護に関すること」の回答が多く、年代に応じて抱える悩み・不安の要素であることがうかがえます。

■ ■ 暮らしの中で感じる悩みや不安

表示:%	n	自分や家族の健康に関すること	介護に関すること	仕事に関すること	生活費など経済的問題	隣近所との関係	育児・子育てに関すること	家族間の問題(嫁姑問題など)	自分や家族の生活(進学、就職、結婚)上の問題
全体	1,627	59.4	38.4	22.6	36.5	8.1	9.1	4.2	17.4
前回	1,459	55.6	32.0	22.3	32.4	8.0	7.1	4.0	17.6
20代	88	42.0	17.0	52.3	40.9	5.7	20.5	5.7	37.5
30代	139	51.8	27.3	38.8	44.6	7.2	38.8	7.2	24.5
40代	204	58.3	30.9	39.7	47.1	10.8	26.5	11.3	35.3
50代	291	57.7	40.9	34.4	40.2	9.3	3.8	3.1	24.4
60代	381	64.8	39.4	16.5	40.2	8.7	1.8	2.6	11.0
70代	304	64.5	47.7	5.6	29.9	7.2	1.3	2.0	7.6
80代以上	198	60.1	43.4	2.5	16.2	6.1	0.0	2.5	3.5

	n	特にない	その他	無回答
全体	1,627	12.5	1.5	3.1
前回	1,459	11.6	1.9	2.1
20代	88	12.5	3.4	2.3
30代	139	10.8	0.7	1.4
40代	204	9.3	1.0	0.5
50代	291	8.9	3.1	2.4
60代	381	12.6	1.0	3.1
70代	304	14.1	1.3	4.3
80代以上	198	17.7	0.0	6.6

(6) 自身が高齢・病気等で不自由になったときに地域の人に手助けしてほしいこと

高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域の人にしてほしいことについては、全体では「緊急時の手助け」が47.8%で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が45.2%となっています。

年代別にみると、20～60代では「緊急時の手助け」、70代以上では「安否確認の声かけ」が最も高く、特に20代から50代にかけては「緊急時の手助け」は5割を超える回答となっています。日頃からの声かけや緊急時に手を差し伸べられる仕組みが求められているといえます。

また、20～40代の子育て世代では「短時間の子どもの預かり」、「子どもの送り迎え」、「子どもの通学路の見守り」といった子育てに関する項目が、1割以上の回答があり、他の年代よりも高くなっています。

■ ■ 地域の人に手助けしてほしいこと

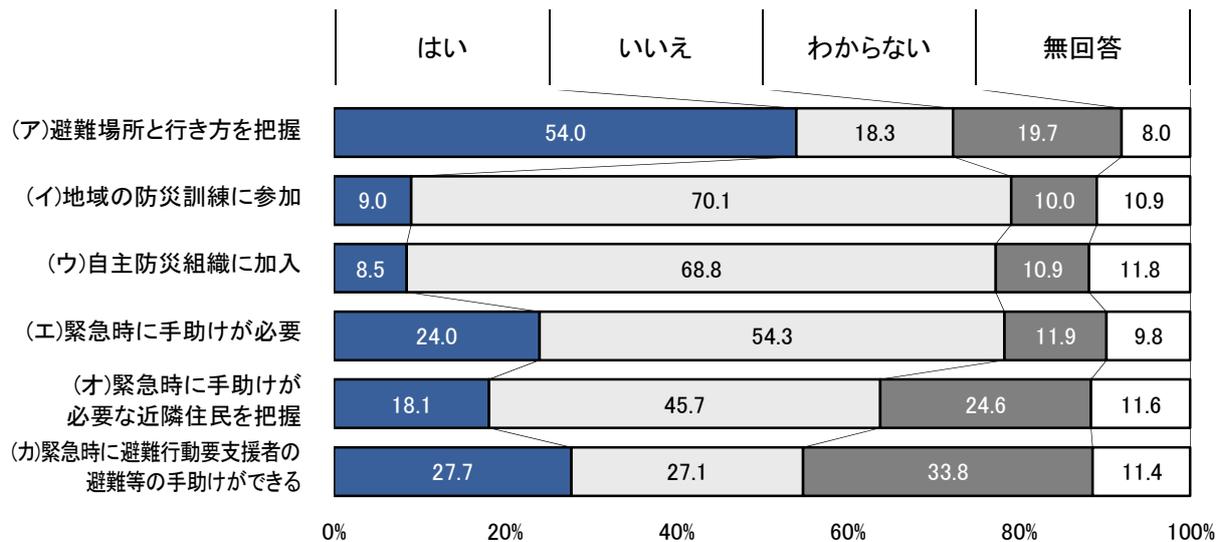
表示.%	n	安否確認の 声かけ	趣味などの 話し相手	買い物の手 伝い	ごみ出し	外出の手助 け	家の前など の掃除	短時間の子 どもの預かり	子どもの送り 迎え
全体	1,627	45.2	10.9	28.2	21.6	19.5	8.4	3.2	5.1
20代	88	43.2	19.3	27.3	15.9	8.0	2.3	5.7	9.1
30代	139	41.0	12.2	23.0	20.1	20.1	5.8	15.1	19.4
40代	204	41.7	10.8	25.0	17.2	17.2	7.8	8.8	17.2
50代	291	48.8	12.0	29.2	21.6	22.7	8.2	1.0	3.1
60代	381	43.6	10.2	35.2	27.8	27.3	10.0	1.0	0.8
70代	304	49.7	8.6	27.3	22.4	16.1	10.9	0.0	0.0
80代以上	198	43.9	9.6	21.7	16.7	13.1	8.1	0.0	0.0

	n	子どもの通 学路の見守 り	介護や介助	除雪	緊急時の手 助け	特にない	その他	無回答
全体	1,627	4.4	25.9	34.4	47.8	10.6	1.2	4.2
20代	88	10.2	12.5	34.1	59.1	13.6	3.4	1.1
30代	139	18.0	18.7	36.7	66.9	8.6	0.7	0.7
40代	204	9.8	19.1	36.8	58.3	7.8	2.0	1.0
50代	291	3.4	28.2	39.2	57.4	9.6	1.0	3.1
60代	381	1.3	30.2	34.4	47.5	11.0	0.8	5.0
70代	304	0.7	33.2	32.2	35.9	10.2	1.0	5.6
80代以上	198	0.0	22.2	27.8	25.3	14.6	1.0	9.1

(7) 災害や緊急時に対する日頃からの取組の状況

災害や緊急時に対する日頃からの取組の状況を見ると、「地域の防災訓練に参加」や「自主防災組織に加入」に対する「はい」の割合は1割未満となっています。当市における自主防災組織は、平成26年度末で96.4%の自治会において結成されていることから、活動の活性化及び住民への周知・啓発に課題があることがうかがえます。

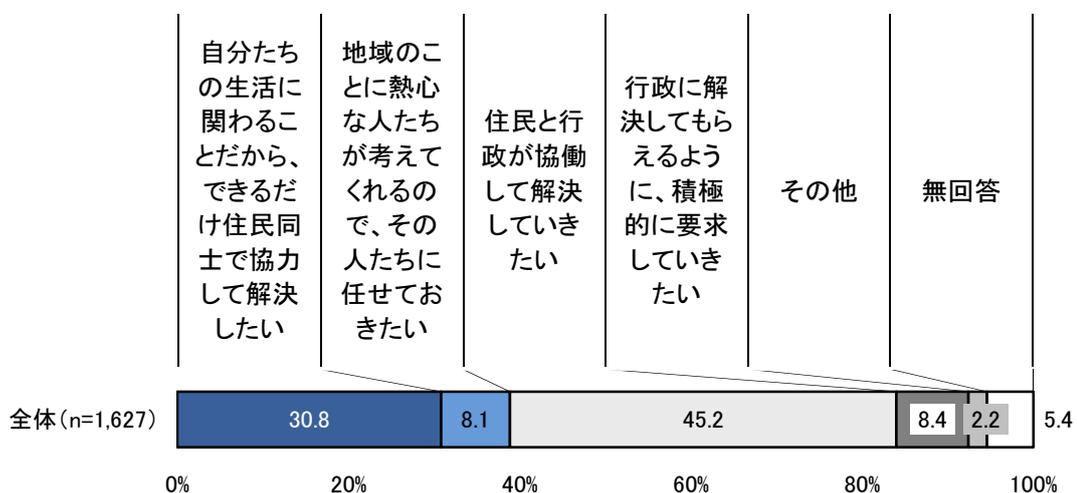
■ 災害や緊急時に対する日頃からの取組



(8) 日常生活で起こる地域の問題の解決方法

日常生活の中で起こる地域の問題に対して、どのような方法で解決するのが良いと思うかについては、「住民と行政が協働して解決していきたい」が45.2%で最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が30.8%となっており、市民の意識の高さがうかがえます。

■ 地域の問題の解決方法

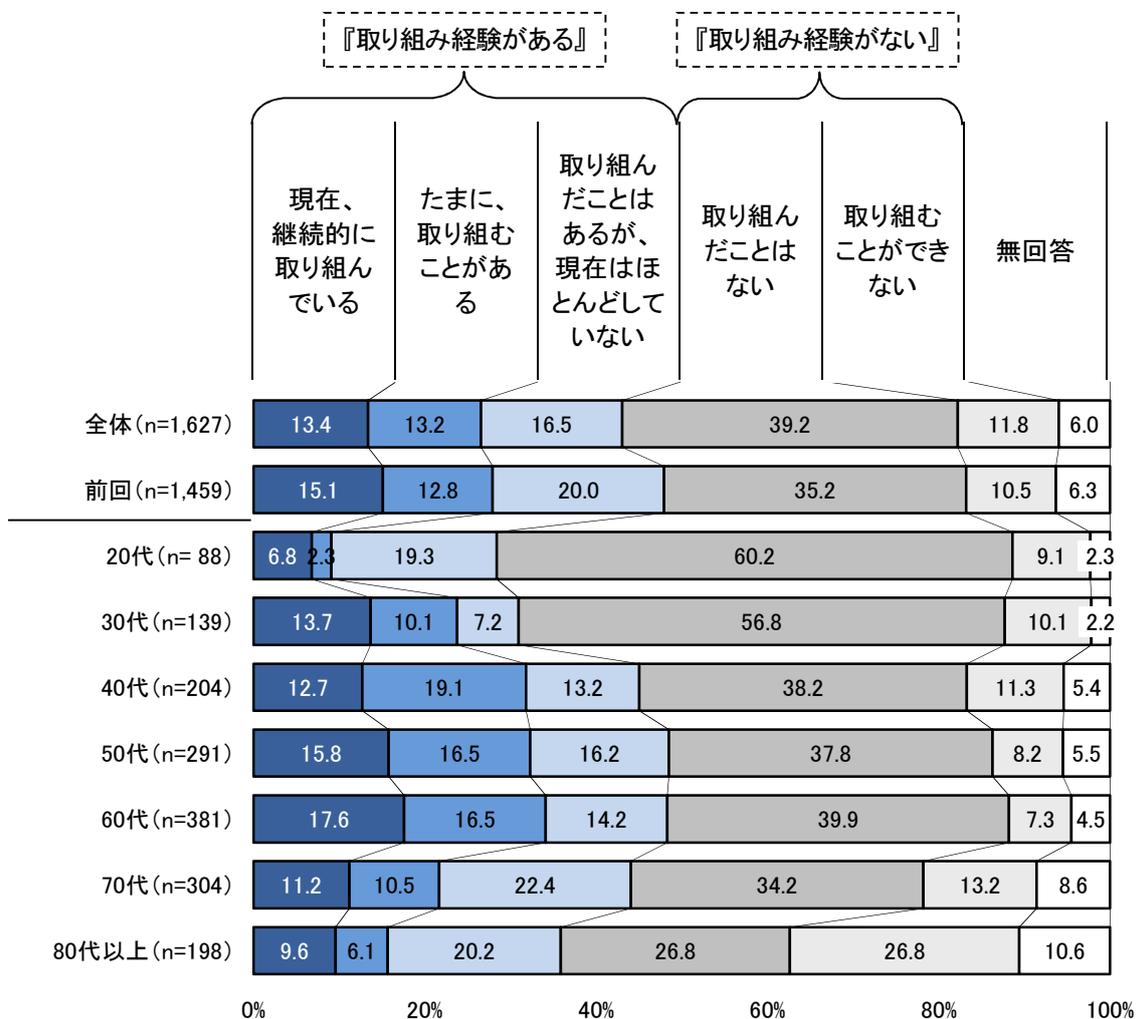


(9) 地域活動やボランティア活動の取組状況

地域活動やボランティア活動等への参加状況を見ると、全体では「取り組んだことはない」が39.2%で最も高くなっています。一方で、『取り組み経験がある』は43.1%となっています。

年代別で見ると、いずれの年代でも「取り組んだことはない」が最も高く、特に20代で60.2%、30代で56.8%と半数を超える割合となっています。『取り組み経験がある』の割合が高い層としては、40代から60代が挙げられ、比較的積極的に取り組んでいる世代であることがうかがえます。

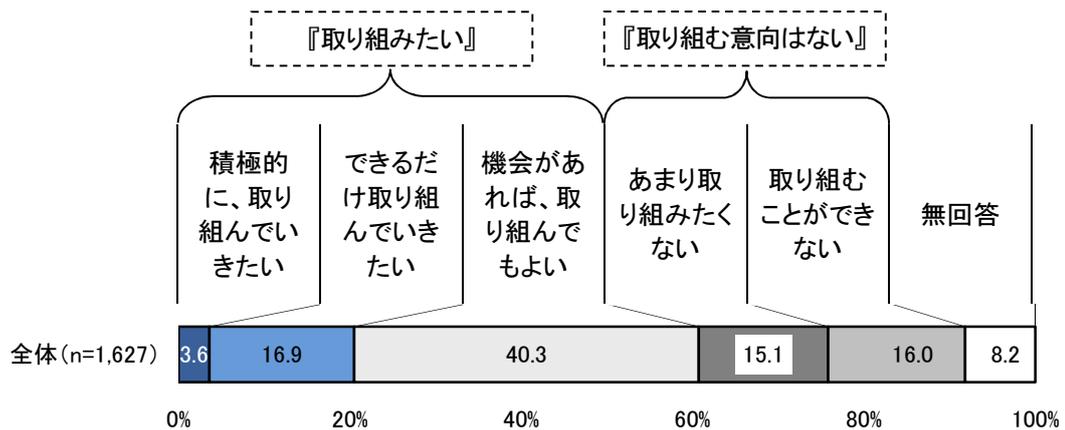
■ 地域活動やボランティア活動の取組状況



(10) 今後の地域活動・ボランティア活動への参加意向と参加条件

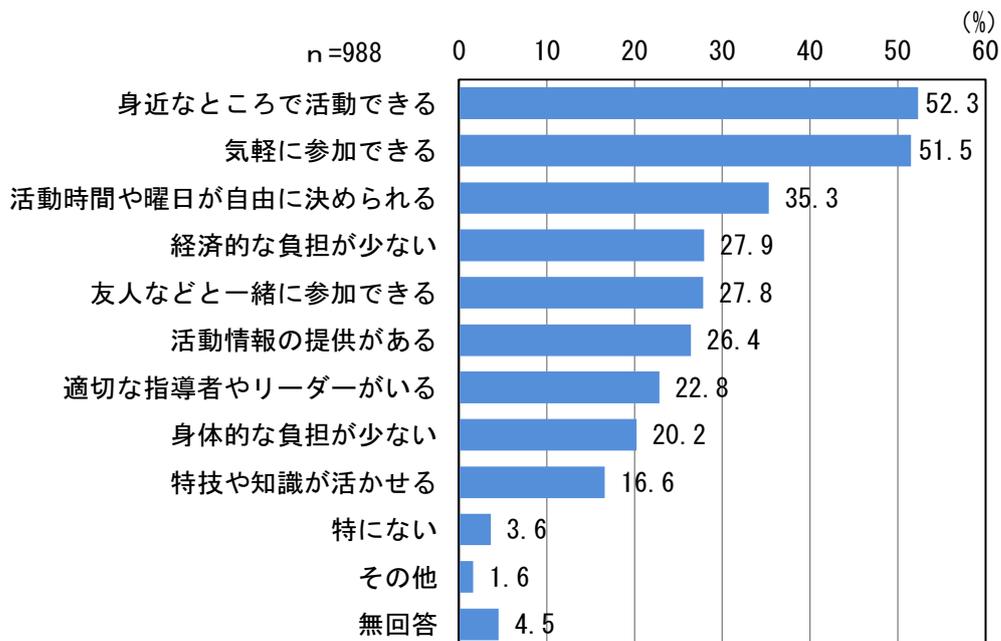
地域活動やボランティア活動への今後の参加意向を見ると、「機会があれば、取り組んでもよい」が40.3%で最も高く、全体で『取り組みたい』は60.8%となっています。

■ 今後の地域活動・ボランティア活動の参加意向



地域活動等への参加条件を見ると、「身近なところで活動できる」が52.3%、「気軽に参加できる」が51.5%で、それぞれ半数を超える割合となっています。また、それ以外の項目も2割前後の回答があることから、これらのニーズに対応していくことにより、取組がより活性化していくことが期待されます。

■ 地域活動に参加する条件（上記で『取り組みたい』の回答者限定）



(11) 地域における助け合い・支え合い活動を活発化するために重要なこと

地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことを見ると、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が28.7%で最も高く、次いで「困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする」が26.1%、「地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」が25.3%となっています。

年代別に見ると、20～40代では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」、20代から50代では「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」、20代から60代で「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」が2割台で、他の年代よりも高くなっています。

■ ■ 助け合い・支え合い活動を活発化するために重要なこと

表示:%	n	地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする	地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する	地域における福祉活動の活動費や運営費などの資金的な援助を行う	ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する	福祉活動の相談や指導を担当する専門職員の充実を図る	困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する	困っている人や、助け合いの場や組織についての情報を得やすくする	介護やボランティア活動の方法などに関する研修を行う
全体	1,627	28.7	25.3	15.0	22.1	18.1	19.4	26.1	9.2
前回	1,459	31.1	23.7	16.8	22.1	19.7	18.9	28.1	11.9
20代	88	23.9	30.7	15.9	21.6	15.9	23.9	25.0	4.5
30代	139	25.2	31.7	15.8	21.6	13.7	26.6	38.1	11.5
40代	204	21.6	27.9	11.3	20.6	16.2	23.0	31.9	6.4
50代	291	30.2	30.6	19.2	26.1	20.6	25.4	28.2	8.9
60代	381	32.8	29.9	16.5	26.5	19.4	16.0	25.2	11.8
70代	304	31.9	17.8	11.8	18.1	20.1	15.1	21.1	8.2
80代以上	198	25.3	11.1	12.6	16.2	16.7	13.6	19.2	10.1

	n	学校教育や社会教育での福祉教育を充実する	特になし	その他	無回答
全体	1,627	16.0	12.4	2.2	10.4
前回	1,459	18.0	8.6	1.4	12.3
20代	88	25.0	12.5	5.7	4.5
30代	139	28.8	6.5	2.2	2.2
40代	204	27.0	9.8	1.5	7.4
50代	291	16.8	4.8	2.7	8.9
60代	381	11.3	12.9	2.4	7.1
70代	304	9.9	17.4	0.3	16.4
80代以上	198	10.1	21.2	3.0	21.2

(12) 市の保健福祉施策をより充実させるために重要だと考えること

本市の保健福祉施策をより充実していくために重要と考える取り組みを見ると、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」が24.5%で最も高く、次いで「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める（住民同士や行政との協力等）」が21.8%、「健康や福祉についての情報提供を充実させる」が21.1%となっています。

年代別にみると、20～40代では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」、50代では「健康や福祉についての情報提供を充実させる」、70代では「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める（住民同士や行政との協力等）」、80代以上では「隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う」が最も高く、年代別のニーズが強く出た結果といえます。

また、このうち、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」については、すべての年代で2割以上の回答があり、要望の高い施策といえます。

■ 市の保健福祉施策をより充実させるために重要だと考えること

表示.%	n	隣近所など、周囲の理解と協力による見守りなどの支援を行う	ボランティア団体など市民活動への援助を充実させる	高齢者や障がいのある人が地域で活動できる機会をつくる	人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる	健康や福祉についての情報提供を充実させる	住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める(住民同士や行政との協力等)	健康づくりや生きがいづくりがさかんなまちづくりを進める	自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる
全体	1,627	20.2	7.4	18.1	24.5	21.1	21.8	17.7	19.2
前回	1,459	21.2	8.9	17.5	25.6	23.4	24.5	18.4	17.5
20代	88	13.6	4.5	18.2	26.1	15.9	15.9	15.9	8.0
30代	139	13.7	7.9	15.8	28.1	23.0	23.0	12.2	12.2
40代	204	15.7	6.4	17.6	20.6	25.0	19.1	12.3	13.7
50代	291	15.5	8.6	19.9	24.4	27.5	18.6	20.6	21.6
60代	381	22.8	8.4	18.6	24.7	21.0	24.7	20.7	21.5
70代	304	25.7	6.9	18.4	27.3	17.8	28.3	19.4	21.7
80代以上	198	25.8	6.6	17.7	21.2	15.2	16.2	14.6	22.7

	n	高齢者、障がいのある人、児童の施設サービスを充実させる	安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる	手当など金銭的な援助を充実させる	交通の利便性の確保を進める	道路の段差解消など、バリアフリー化を進める	その他	無回答
全体	1,627	17.8	20.8	15.8	21.0	12.1	2.6	8.2
前回	1,459	18.1	27.3	14.9	18.4	11.9	1.0	8.4
20代	88	22.7	30.7	21.6	22.7	11.4	5.7	8.0
30代	139	22.3	48.2	25.2	25.2	16.5	0.7	5.0
40代	204	23.0	27.9	27.5	27.5	10.8	2.0	4.4
50代	291	18.9	21.6	16.2	22.3	12.7	3.1	6.2
60代	381	14.2	16.8	13.6	17.6	10.0	3.1	7.9
70代	304	16.8	12.5	10.2	19.1	12.2	1.3	9.9
80代以上	198	14.1	10.1	7.1	18.2	14.1	3.5	14.1

(13) 社会福祉協議会の行う活動・支援で今後充実してほしいこと

社会福祉協議会の行う活動・支援で、今後充実してほしいものを見ると、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」が52.1%で最も高く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が43.7%、「隣近所や自治会など、地域における住民同士の交流活動への支援」が27.4%となっています。

年代別にみると、すべての年代で「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」または「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」のいずれかが最も高くなっています。また、30～40代で「学校における福祉体験学習の推進」が2割台、60代以上で「隣近所や自治会など、地域における住民同士の交流活動への支援」が3割台となっており、他の年代よりも高くなっています。

社会福祉協議会の行う活動・支援で今後充実してほしいこと

表示:%	n	ボランティア活動の参加促進と支援	住民による見守りや支え合い活動への支援	隣近所や自治会など、地域における住民同士の交流活動への支援	気軽に相談できる福祉総合相談の充実	誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実	地域住民への福祉に関する普及啓発	学校における福祉体験学習の推進	広報紙やインターネットなどによる福祉に関する情報発信の充実
全体	1,627	12.4	23.7	27.4	43.7	52.1	19.7	11.1	16.6
前回	1,459	16.0	22.8	27.9	48.5	52.9	19.0	11.9	18.4
20代	88	17.0	10.2	11.4	30.7	38.6	20.5	19.3	20.5
30代	139	15.8	20.1	21.6	42.4	41.0	23.0	22.3	26.6
40代	204	9.8	24.0	18.1	44.6	50.5	16.7	24.0	24.5
50代	291	14.4	23.0	18.9	49.8	49.5	21.6	11.3	21.3
60代	381	10.2	26.5	32.5	44.9	55.4	21.5	6.3	14.2
70代	304	13.2	28.0	38.5	47.0	59.2	17.1	5.3	11.2
80代以上	198	8.6	22.2	33.3	35.4	55.1	17.7	4.0	7.1

	n	特になし	その他	無回答
全体	1,627	6.3	1.6	6.8
前回	1,459	4.5	1.2	6.7
20代	88	17.0	5.7	8.0
30代	139	7.2	1.4	4.3
40代	204	5.9	1.5	3.4
50代	291	5.5	2.7	4.1
60代	381	4.5	1.3	6.0
70代	304	3.3	0.7	9.2
80代以上	198	10.6	0.5	11.1

2. 市民会議結果

(1) 実施概要

対象：市内13地区 各10名程度

期間：平成26年8月～平成27年2月

内容：全体会議及び各地区での市民会議（福祉課題の把握と整理、各地区の福祉課題への取り組み検討）

(2) コミュニティや地域社会の付き合い・交流について

ほぼすべての地域において、市民同士が交流する機会が減ってきており、関係が希薄化しているという課題が挙げられています。また、交流一つをとっても、隣近所の交流、新しく越してきた人との交流、子育て中の保護者同士の交流、高齢者と若者・子どもとの交流など、様々な交流の機会が不足しているとのことでした。

要因としては、関心や必要性が薄くなっているという意見もありますが、集まれる場所や機会がないといった、交流する仕組み・仕掛けがないという意見が挙げられています。また、地域によっては、人口や子どもの減少により行事を継続して行うことができないため、交流する機会が減少しているという課題も挙げられています。

(3) 市民活動関係について

子どもや若者の減少、地域内の高齢化により、消防団や自治会の活動を担う人材を確保することが困難になってきているという課題が挙げられています。また、今いる人材をいかに有効活用し、地域の自治機能や伝統行事の継承を行っていくかが課題となっています。

(4) 子ども関係について

子どもが安全に外で遊べる場や居場所がない、子どもの数が減った、室内遊びが中心となったなどの理由により、地域の中から子どもの声を聞くことが少なくなったという意見が挙げられています。

また、子ども同士でも、他学年との交流機会が少なくなっているという意見が挙げられており、他人と接する機会が少なくなった子どもの健全な成長を危惧する声もあります。そのため、地域と学校が協力し、子どもが安心して屋外で遊べる環境を提供することが求められています。

(5) 高齢者・認知症関係について

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯に対して、どのように関わり、見守りをしたらよいかわからないという意見が挙げられています。それに対して、日頃から声掛けや見守りをする組織や仕組みをつくることが求められています。

また、高齢になると足腰が弱まるため、外出機会の減少、話し相手の不足など、社会と接する機会が少なくなってしまうことを危惧する意見が挙げられています。ほかにも、地区によっては老人会が無くなったなどの理由により、高齢者同士が交流できる機会がなくなっている現状が挙げられ、高齢者が気兼ねなく外出できる仕組みづくりが課題となっています。

さらに、認知症の高齢者が社会に出る機会が少なかったり、認知症をサポートしてくれる人が少なかったりと、地域で認知症高齢者やその介護家族を受け入れられる環境づくりが課題に挙がっています。

高齢者の介護だけでなく、その介護者をケアすることの必要性も課題として挙げられています。

(6) 障がい者関係について

障がい者専用のトイレや駐車スペースを健常者が使用しているところを見かけるといった意見があり、市民の意識の向上、障がい者に対する理解の浸透が求められています。また、障がい者に対する理解を深めるには、一人でも多くの障がい者が外出することが有効であるという意見があり、理解を深めるための機会や交流の場が求められています。

(7) 移動・買い物等の生活環境

自動車がないと買い物や地域活動等への外出ができない、病院や施設へ通うことができないなど、高齢者や障がい者の日常生活の足となる移動手段を確保することが、ほぼすべての地域から課題として挙げられています。

また、既存の市営バスやデマンドバスはあるものの、行き先や利用方法が利用者のニーズを満たしていないといった課題が挙げられており、移動サービスの改善が求められています。

(8) 防犯・防災・交通環境の安全面

見守り活動に関して、子どもや障がい者のいる世帯、家族同居であるが昼間は高齢者のみになる世帯など、地域の実態が把握しづらいといった課題が挙げられています。そのため、プライバシーの問題があるものの、地域で交流する機会が増えれば、情報を入手しやすいという意見があります。地域の防犯に対しても、空き家問題や防犯灯が少ないといった課題が挙げられています。

防災については、地震だけでなく水害（ゲリラ豪雨等）や雪害についても深刻な問題とされており、それぞれの災害に対する地域の対応方法が課題となっています。

また、実際の災害が起きた際は、その場に居合わせた人が対応するしかないことから、全市民の防災意識・知識の向上が課題として挙げられています。

交通環境については、通学路等子どもがよく使う道路にも関わらず、狭い、暗い、交通量が多いなどの不安要素が課題として挙げられており、地域による通学路の見守りが必要という意見があります。さらに、歩道のない場所や凹凸のある箇所があるなど、高齢者や障がい者などが歩きづらい道路環境も課題として挙げられるほか、交通事故防止への取り組みについても課題として挙げられています。

(9) 福祉・医療サービス

福祉サービスを提供する事業所の少なさや、そこで働く人材が不足しているため、幅広い提供主体による福祉サービスの拡充と、専門的な人材の育成・養成するための仕組みが求められています。

また、当市の特性である広大な面積や人口減少・高齢化の急速な進行により、地域によっては、医療機関への通院が困難となる高齢者の増加が見込まれることから、福祉サービスと連携した地域医療の充実が求められます。

福祉に関する情報は既にあるため、そうした情報があることを市民に周知することが課題として挙げられています。また、広報自体は読まれないこともあるため、福祉情報等の重要な情報媒体については、広報とは別にし、直接訪問して配布することが求められています。

第4節 地域福祉をめぐる課題

1. 人と人が出会い、交流する仕組みづくり

地域福祉の目的である助け合い・支え合いを実現するには、周囲の人の手助けを必要としますが、人と人とが出会い、交流する機会が失われつつあるのが現状です。

人口が減り、少子・高齢化が進んでいる今だからこそ、これまでとは異なる方法による交流や支え合いの仕組みづくりが求められています。

2. 地域や福祉に関心を持つ人づくり

福祉への関心は総じて高いものの、年代別に見ると若年層になるほど関心の度合いは薄れる傾向にあります。また、自治会をはじめとする地域行事への参加者は高齢化が進み、次代の人材を確保することが課題となっています。そのため、地域や福祉の活動に一人でも多くの市民が参加する意欲を持てるよう、啓発や育成に力を注ぐ必要があります。

3. 誰もが見守られながら安心して暮らせる環境づくり

高齢や障がいにより身体機能が制限されたり、人口密度の低下等により生活環境が悪化してしまう現状がうかがえますが、今後一層、人口減少、高齢化や障がい者の増加が進むことが予測されます。そうした中でも、誰もが安心して一定の生活水準を保てるよう、健康づくりや介護予防に力を入れるとともに、日頃の買い物等の日常生活や見守り、緊急時におけるサポートをするための取り組みが求められています。

また、暮らしの中の悩みで、経済的な不安を抱く若・壮年層が多いことから、誰もが自分の能力に応じて就労し、自立して生活するための支援体制が求められています。

4. 適切な福祉・医療サービスが利用できる体制づくり

高齢化の進行による認知症高齢者や要介護認定者の増加、また、人口数や1世帯あたり人員の減少による地域や家族の介護力の低下が懸念されます。こうした要因が重なることで、福祉に対するニーズは複雑化・多様化することが予想されるため、困難ケースにも対応し、さらにはサービスの質の向上が図られるよう、専門的な人材の育成及び多職種連携による包括的なケアシステムの構築が求められます。

5. 地域別の現状に即した活動展開

高齢化の進行具合、人口密度、地理的条件、社会資源の配置など、市内13地区でそれぞれ現状が異なることから、地域の現状に即した活動が求められています。

第3章 計画の目指す方向性

第1節 計画の基本理念

前計画の「日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」では、「助け合いで笑顔あふれるまちづくり」と、日光市社会福祉協議会の使命である「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げていました。

本計画では、前計画の基本理念をより身近に感じ、共通の想いを持てるよう、「市民が“ニッコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち」を基本理念として設定します。

「“ニッコリ”助け合い」には、市民同士が自主的に地域活動や福祉活動に参加し、支える側も支えられる側も幸せを感じて“ニッコリ”と笑顔があふれる姿をイメージしています。

「“ホッ”と安心できる」には、必要とする福祉サービスや生活支援を利用することができ、「このサービスがあって良かった」、「このまちに住み続けて良かった」と感じて“ホッ”としている市民の姿をイメージしています。

■ ■ 基本理念

◇ 市民が“ニッコリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち

第2節 計画の基本目標

1. 元気な地域・人づくりを進めます

市民の誰もが地域や福祉に愛着と関心を持ち、本市の地域福祉を担う人材となるよう、学校教育や生涯学習を通じた福祉教育を推進するとともに、広報等多くの市民の目に触れる媒体を活用した意識啓発に取り組みます。併せて、率先して活動する市民や団体を育成するとともに、そうした市民や団体が中心となって地域の交流事業や見守り事業が行われるよう支援を行います。

2. 市民の生活をサポートする体制づくりを進めます

出産や高齢期を迎えたり、障がいがあるなどの理由により福祉サービスを必要とする市民が円滑に利用まで結びつけるよう、情報提供や相談窓口の充実を図ります。また、認知症高齢者や知的障がいがあるなど、福祉サービスを利用するにあたって支援が必要な人に対しては権利擁護サービスを行います。

また、いつまでも本市で健康的な生活を送り続けることができるよう、健康づくりや介護予防などの機会提供を充実するとともに、身体機能の低下等により外出が困難となった場合でも不自由を感じることがないように、移動手段の確保やそれに替わる支援体制の構築に努めます。

さらに、生活困窮者が、住まいの場に困ったり生活保護になることがないように、支援体制の構築に努めます。

3. 市民の福祉を守るまちづくりを進めます

少子・高齢化や人口減少が進む中で、現在の福祉サービス水準の維持・向上を図るため、本市における地域包括ケアシステムの構築を進めます。併せて、本市の福祉を担う専門職の育成や社会福祉協議会に対する支援を行います。

4. 市民の主体的な活動を中心とした地区ごとのまちづくりを進めます

社会福祉協議会は市内13地区ごとに行う地域住民主体のまちづくりを支援しながら、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを協働で進めます。

第3節 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針	取り組み
◇市民が“ニッポリ”助け合い、“ホッ”と安心できるまち	1. 元気な地域・人づくり	1. 地域福祉の啓発	(1)広報・啓発活動の推進 (2)福祉教育の推進
		2. 地域福祉を担う人づくり	(1)ボランティアの育成 (2)地域のリーダーの育成
		3. 活動団体の育成・支援	(1)自治会活動等の活性化 (2)地区社会福祉協議会活動の促進 (3)ボランティア・NPO 団体等の支援
		4. 市民の交流機会の拡充	(1)地域交流の機会創出 (2)地域交流の場の提供
		5. 市民を見守る体制・仕組みづくり	(1)日常的な見守り体制の構築 (2)災害時における見守り体制の構築 (3)日常生活における防犯体制の構築及び交通安全思想の普及啓発
	2. 市民の生活をサポートする体制づくり	1. 情報提供・相談体制の充実	(1)情報提供の充実 (2)相談体制の充実
		2. 福祉サービス・権利擁護の充実	(1)福祉サービスの充実 (2)権利擁護の利用促進
		3. 市民の健康寿命の延伸	(1)健康づくりの支援 (2)介護予防の支援 (3)生きがいづくりの支援
		4. 移動支援	(1)外出支援の推進 (2)外出支援に代わる方策の検討 (3)ユニバーサル化の推進
		5. 自立を促す支援	(1)経済的支援の推進 (2)低所得者等の就労支援 (3)ひきこもりの対応充実
	3. 市民の福祉を守るまちづくり	1. 地域包括ケア体制の構築	(1)関係組織の連携、多職種連携の推進
		2. 社会福祉協議会支援	(1)社会福祉協議会の活動の活性化
		3. 福祉人材の育成支援	(1)サービス事業者への支援 (2)福祉人材の養成支援
	4. 市民の主体的な活動を中心とした地区ごとのまちづくり	◆ 市内 13 地区の地区別計画	

第2部 地域福祉計画

福祉活動計画 第3部 地域

第4章 計画の推進

第1節 計画の普及・啓発活動

地域福祉の推進は、「協働」の考え方が重要であり、市民や民間事業所と行政が協力し合いながら取り組んでいく必要があります。そのため、本計画の内容について広く市民に公表し、地域福祉の取組に対してご理解をいただくことがスタートになります。市では、本計画の内容をホームページを通じて公表するほか、広報紙や計画の概要版を作成・配布することで、全世帯に対して普及・啓発を行います。また、市民が集まる場に出向き、計画について周知を図ります。

■ “協働” の考え方

協働の領域	市民の領域		市の領域		
	市民のみの領域	市民と市の協働の領域			市のみの領域
領域の内容	市民主体	市民主導	市民と市	市主導	市主体
		市民の自己決定・自己責任によって主体的に活動する領域	市民の主体性のもとに市の協力を得て活動する領域	市民と市が連携・協力して活動する領域	市の主体性のもとに市民の協力や参加を得て活動する領域
協働の形態		補助、助成、後援、事業協力	原因分析、共催、実行委員会、事業協定、委託	政策提案、事業協力、委託	

資料：『日光市協働のまちづくり推進の指針』より

第2節 協働による計画の推進

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら協働していくことが重要となります。そのため、下記にそれぞれの役割について示します。

1. 市民の役割

市民一人ひとりが、地域福祉に対する意識を高め、地域社会を担う一員であるという自覚を持つことが役割として求められています。

そのため、あいさつや声かけをしたり、地域で困っている人のことを気にかけるなど、身近なところから心がけ、自治会への加入や地域活動への参加など主体的に地域福祉の活動に加わることを求められています。

2. 地域の役割

自治会や、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体など地域活動を行う各種団体が連携し、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していく役割が求められています。また、地域のサービス事業者は、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供及び周知、他のサービスとの連携に取り組む役割が求められています。

そのため、地域の各種団体に所属するそれぞれの人が、地域福祉の考え方を知り、活動の活性化への機運を高め、市や各種団体が連携していくという意識を持ち、協働で取り組んでいきます。また、サービス事業者は、利用者の意見や要望を聞き、より良いサービスが提供できるよう反映するほか、各サービス事業者が情報を共有します。

3. 行政の役割

行政は、市民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

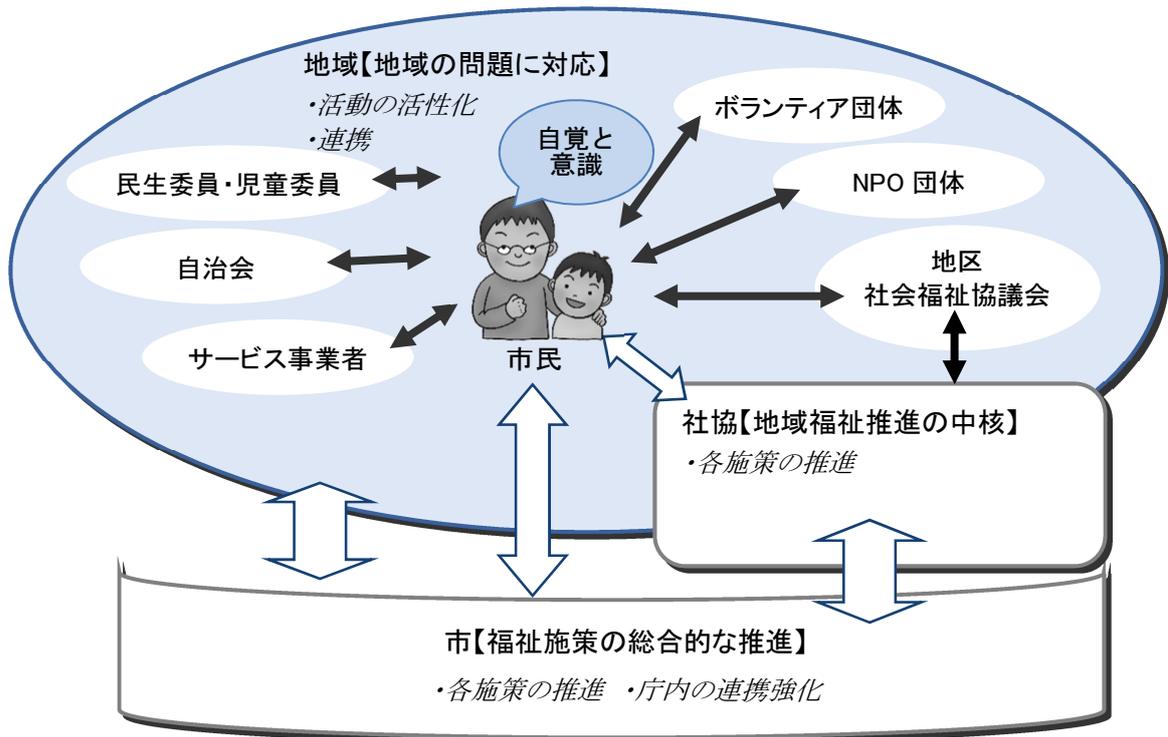
そのため、市民、ボランティア・NPO団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会などの関係機関や団体の役割を踏まえながら、相互に連携や協力を図り、地域福祉活動を促進させるための支援を行います。また、保健・医療・福祉の関係各課のほか、教育分野、建設分野、などの庁内関係各課との連携を強化し、総合的に地域福祉を推進していきます。

4. 社会福祉協議会の役割

地域福祉の推進を図る中核として、計画推進にあたっては市民や各種団体と協働するとともに、行政との調整役としての役割を担っています。

そのため、今後、本計画の施策の充実を図り、必要に応じて見直し、計画を着実に推進します。

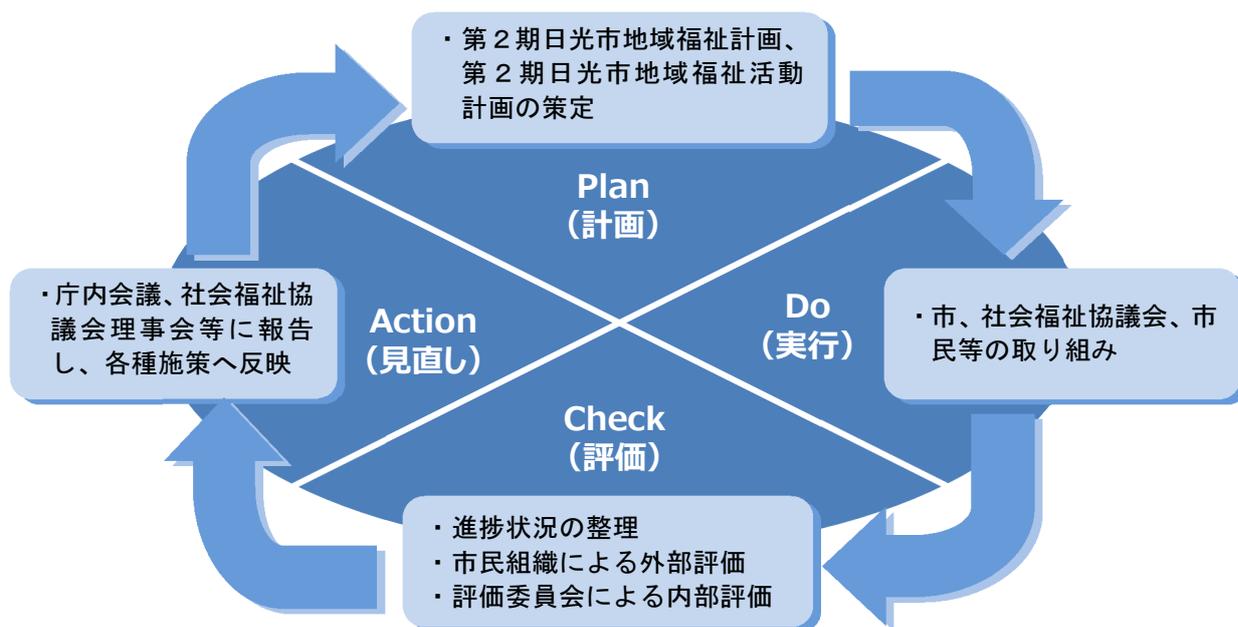
■ ■ 各役割の関係図



第3節 計画の進行管理

計画の進行管理については、PDCAサイクル「計画(Plan)をたて、それを実行(Do)し、実行の結果を評価(Check)して、さらに計画の見直し(Action)を行うという一連の流れ」を活用し、各施策の改善点を明らかにし、今後の施策の充実に生かします。

■■ PDCAサイクルイメージ



1. 評価機関の組織化

本計画の評価は、庁内による内部評価及び市民参画による外部評価により行います。内部評価については、庁内策定委員会等の関係部署からなる評価委員会を組織化します。外部評価については、市民の代表で構成する組織を立ち上げ、評価を行うこととします。

2. 計画の評価

本計画の進行管理は、既存の評価システムを利用し進捗状況を整理し、評価委員会にて評価を行います。評価結果については、庁内会議や社会福祉協議会の理事会等にて報告し、ホームページ等を活用して結果を公表します。また、計画の見直し時にはアンケート調査等による評価も行います。

3. 計画の見直し

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間ですが、社会情勢の変化により必要に応じて見直しを行います。なお、見直した内容については、評価と併せてホームページ等を使用して市民に広く公開していきます。

第2部 地域福祉計画

イラスト：豊岡中学校1年・赤松佑飛さん
（社会福祉法人日光市社会福祉協議
会主催「平成27年度“ふくし”のポ
スターコンクール」優秀作品）



施策の展開

基本目標 1 元気な地域・人づくり

1. 地域福祉の啓発



現状と課題

人口減少や少子・高齢化が進む昨今、福祉やコミュニティに関する課題やニーズは今以上に多様化、複雑化することが見込まれます。そうしたこれからの社会に対応するためには、1人でも多くの市民の協力を得るために、地域や福祉に対する関心を高めていくことが重要です。

平成26年度に実施した本計画策定に伴うアンケート調査（以下「アンケート調査」という。）では、福祉に関心のある市民の割合は約8割となっていますが、20代で関心のある割合は5割台後半となっており、若い世代において関心が低くなっています。また、ふだんの近所付き合いの程度をみると、若い世代ほど「会えばあいさつをかわす程度」や「付き合いがほとんどない」の割合が高くなっており、若い世代ほど近所付き合いが希薄である人が多いと考えられます。

地域の助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なこととしては、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が約3割で最も高く、また、20～40代では「学校教育や社会教育での福祉教育を充実する」が2割台後半の回答があり、啓発事業に対する期待の高さがうかがえます。

平成26年度に実施した本計画策定に伴う策定市民会議のワークショップ（以下「ワークショップ」という。）では、人に対する関心が薄くなってきており、隣近所との交流が少なくなってきたという現状が挙げられています。また、認知症や障がいについて知ってもらい、地域全体で支える機運の醸成を求める意見も挙げられています。



施策と方向性

（1）広報・啓発活動の推進

福祉に関する知識や地域コミュニティに関する情報を積極的に広報・啓発し、福祉意識の醸成及び地域活動の重要性に対する気づきを促します。

（2）福祉教育の推進

性別や年齢、障がいの有無、国籍に関わらず、すべての市民がお互いに思いやりの気持ちを持ち地域に愛着を持てるよう、福祉教育を推進します。



具体的な取り組み

(1) 広報・啓発活動の推進

1-1-(1)-① 地域福祉に関する情報提供の推進		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
広報にっこうやホームページを活用し、ボランティア活動や地域福祉活動のPRを通じた広報・啓発をするとともに、地域福祉に関する情報提供を行います。	多様な情報が提供できるよう努めます。	◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】

1-1-(1)-② 福祉意識の高揚		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
福祉をテーマとしたイベントや講演会などを実施し、福祉意識の高揚を図ります。	講演会の回数を増やし、さらなる機会の充実を図ります。	◇ 認知症対策事業（日光市世界アルツハイマーデー講演会）【高齢福祉課】

(2) 福祉教育の推進

1-1-(2)-① 学校教育を通じた福祉教育の推進		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
子どものうちから福祉に関心を持ち、困った人に手を差し伸べる人間に成長できるよう、小・中学校において福祉教育を推進します。	市内すべての公立小・中学校において福祉教育を実施します。	◇ 認知症対策事業（小中学生向け認知症サポーター養成講座）【高齢福祉課】 ◇ 盲導犬体験教室事業【生涯学習課】

1-1-(2)-② 社会教育を通じた福祉教育の推進		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
生涯学習等の社会教育の場を通じて、地域づくり・まちづくりを担う人材の育成に関する学習を支援します。	福祉や地域づくりに関する教室・講座の充実を図ります。	◇ 福祉教育推進セミナーの開催【社会福祉課】

2. 地域福祉を担う人づくり



現状と課題

地域福祉の推進は自助・共助・公助のバランスで成り立ち、一人ひとりの市民の協力なくしては成り立ちません。そのため、子どもから高齢者まで、幅広い層の人たちが地域活動やボランティア活動に参加できるよう、きっかけや仕組みをつくり、参加を促進していくことが必要です。

アンケート調査では、地域活動やボランティア活動等の取り組み経験について、「取り組み経験がない」が5割を超え、「取り組み経験がある」は4割強となっています。年代別では、20・30代で「取り組み経験がない」割合が7割近くで高く、若い世代の未経験率が顕著となっています。その20・30代が活動していない理由については、「時間がない」や「仕事・家事・育児などの都合で機会がない」の2項目が高くなっていますが、次いで「参加方法がわからない」が2割強で高くなっており、周知が課題となっています。

地域の助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なこととしては、「ボランティアリーダーや福祉活動に関わる人を育成する」に対して20～60代から2割以上の回答があり、人材育成が求められています。

ワークショップでは、地域活動における役員の担い手や後継者がいないため、現に活動している人の負担が大きかったり、活動を継承していくことが難しいといった課題が挙げられています。



施策と方向性

(1) ボランティアの育成

ボランティアに関する知識を深め、体験し、継続的に活動できるよう、市民に参加のきっかけを提供し、ボランティアの育成を行います。

(2) 地域のリーダーの育成

市民主体のボランティア活動や地域活動が各地域で立ち上がり、根づくよう、中心となって活動を牽引するリーダーの育成や支援を行います。



具体的な取り組み

(1) ボランティアの育成

1-2-(1)-① ボランティアに関する情報発信の強化

取り組み	今後の方向性	関連事業・担当課
ボランティア・NPO等の市民活動団体の活動状況を、イベントや多様な媒体を通じて市民に情報発信し、活動参加へのきっかけづくりを行います。	最新の媒体の活用も視野に入れ、情報を発信します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市広報活用事業【地域振興課】 ◇ 市HP活用事業【地域振興課】

1-2-(1)-② ボランティアの育成

取り組み	今後の方向性	関連事業・担当課
市民活動支援センターや市社会福祉協議会と連携し、ボランティアを養成する講座の開催や団体立ち上げへの支援を行います。	幅広い層の市民が参加できるように、募集方法を工夫し、開催します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ボランティア入門・養成講座事業【地域振興課】 ◇ 相談業務事業【地域振興課】 ◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】

1-2-(1)-③ 若者のボランティア意識の醸成

取り組み	今後の方向性	関連事業・担当課
若者にボランティア意識が芽生えるよう、青少年の地域活動やボランティア活動などの社会参加活動を促進します。	青少年の社会参加活動を促進します。	◇ 青少年リーダー養成・活動体験事業【生涯学習課】

(2) 地域のリーダーの育成

1-2-(2)-① 主体的な活動を牽引するリーダーの育成

取り組み	今後の方向性	関連事業・担当課
これからの地域活動を牽引するリーダーを養成するため、市民活動支援センターと連携し、養成講座等の場を設けます。	市民活動支援センターと連携し、継続して講座を開催します。	◇ 地域づくりリーダー育成事業【地域振興課】

3. 活動団体の育成・支援



現状と課題

本市には、各地域の自治会をはじめとして、ボランティア団体や社会福祉協議会など多くの団体・組織が福祉や地域の活動に取り組んでいます。今後も、引き続きそうした活動団体・組織と協力して地域福祉を推進するため、活動を支援していくことが必要です。

アンケート調査では、地域の問題に対する良い解決方法として、「住民と行政が協働して解決していきたい」が4割台半ばで最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が約3割となっています。行政との地域づくりのパートナーとして、また、主体的に課題に取り組む住民として、活動を支援していく必要があります。さらに、今後地域活動に参加意向がある市民のうち、参加したい条件については「身近なところで活動できる」や「気軽に参加できる」が5割以上、「活動時間や曜日が自由に決められる」が3割半ばとなっており、参加にあたって気軽さや柔軟さを重視していることがうかがえます。

地域の助け合い、支え合い活動を活発化するために重要なこととしては、「困っている人と、支援できる人との調整を図る人材を育成する」に対して20～50代から2割以上の回答があり、コーディネート機能の必要性がうかがえます。

ワークショップでは、自治会が行う行事への参加者が減ったり、世代間の価値観の違い、新しく越してきた住民に対する閉鎖的な対応など、交流が少なくなっている要因なども挙げられています。



施策と方向性

(1) 自治会活動等の活性化

市民の一番身近な活動団体である自治会活動や老人会活動等が継続的に運営し、地域の重要な組織として活動できるよう、加入促進などの支援を行います。

(2) 地区社会福祉協議会活動の促進

地域福祉活動の活発化に向けて、その地区に住む市民が中心となって福祉活動に取り組んでいる地区社会福祉協議会の活動支援を行います。

(3) ボランティア・NPO 団体等の支援

本市を拠点に活動するボランティア団体やNPO 団体が地域福祉の担い手として活躍できるよう、活動内容の維持・拡充に向けた支援を行います。



具体的な取り組み

(1) 自治会活動等の活性化

1-3-(1)-① 自治会活動への支援

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
地域のコミュニティ活動や福祉活動の中心として自治会活動が維持できるよう、自治会活動への支援を行います。	自治会活動への支援を継続して行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自治会活動支援事業費補助金事業【地域振興課】 ◇ 一般コミュニティ助成事業【地域振興課】 ◇ まちづくり要望制度事業【地域振興課】

1-3-(1)-② 老人クラブ等の活動支援

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
老人クラブ等が継続的に活動できるよう、支援を行います。	活動の支援を継続して行います。	◇ 老人クラブ等活動事業【高齢福祉課】

(2) 地区社会福祉協議会活動の促進

1-3-(2)-① 地区社会福祉協議会の周知

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市民が地区社会福祉協議会に参加するきっかけとなるよう、仕組みや活動内容について周知を行います。	周知活動に継続して取り組みます。	◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】

(3) ボランティア・NPO 団体等の支援

1-3-(3)-① ボランティア・NPO 活動の支援		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
ボランティア・NPOが行う活動の幅を広げ、質を高めるため、活動に対する支援を行います。	活動団体の支援を継続して行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市民団体活動支援事業費補助金事業【地域振興課】 ◇ 個性ある地域振興事業費補助金事業【地域振興課】

1-3-(3)-② ボランティアネットワークの充実とコーディネート機能の構築		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
各種団体の連携強化を図るため、社会福祉協議会と連携し、ボランティアネットワークの充実を図ります。また、生活支援コーディネーターを配置するなど、情報共有とコーディネート機能の構築を図ります。	サービスの受け手と担い手の調整を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】 ◇ 生活支援体制整備事業【高齢福祉課】

1-3-(3)-③ ボランティアグループの立ち上げ支援		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
地域での支え合いを推進するため、市民運営の通いの場や生活支援を行うボランティアグループ等の立ち上げを支援します。	より多くの団体が立ち上がるよう、支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 生活支援体制整備事業【高齢福祉課】

1-3-(3)-④ ボランティア・NPO 団体との協働の推進		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
ボランティア・NPOの理解促進講座開催や団体との意見交換などを通じ、ボランティア・NPOとの協働の重要性を認識し、協働に向けた意識改革を図ります。	ボランティア・NPOとの協働によるまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ボランティア・NPOと市の意見交換会事業【地域振興課】 ◇ ボランティア・NPO理解促進事業【地域振興課】

4. 市民の交流機会の拡充



現状と課題

地域福祉は人と人との間に支え合い、助け合いが生まれることが大切な考え方となりますが、そのためには、人々が出会い、地域の情報を共有・交換する場を仕組みとして設けることが重要です。

アンケート調査では、本市の保健福祉施策を充実させるために重要な取り組みとして、「人が集まり、気軽に相談できる場を充実させる」に全世代から2割以上の回答があり最も高くなっています。また、地域における支え合い、助け合い活動を活発化するために重要だと思うことについて、「地域にボランティアなどの活動拠点となる場を整備する」に20～60代で3割前後の回答があります。本市の保健福祉施策の充実には、人と人との交流やそうした場を設けることが重要な要素であることがうかがえます。

ワークショップでは、子どもから高齢者まで世代を超えて交流できる場、また、地域の人同士、子育て中の親同士、子ども同士、障がい者と住民等が気軽に交流できる場が少ないといった現状が挙げられています。



施策と方向性

(1) 地域交流の機会創出

老若男女を問わず、幅広い層が集まり、顔見知りの関係を地域で築くことができるよう、地域行事を活用するなど、交流できる機会を創出します。

(2) 地域交流の場の提供

地域の住民や地域福祉の活動に取り組む市民が気軽に集い、交流を広げ、深めることができるよう、地域の居場所づくりに取り組みます。



具体的な取り組み

(1) 地域交流の機会創出

1-4-(1)-① 市民交流の促進

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
地域行事への参加を促進するなど、地域交流の機会を創出し、身近な地域においてだれもが気軽に集い、交流を深めることができる場の拡充を図ります。	地域行事への参加や、交流の場の創出を促進します。	◇ 地域おこし協力隊事業【地域振興課】 ◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】

1-4-(1)-② ボランティア・NPO 団体との交流促進

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市民と活動団体、また、活動団体同士が交流できる場として、ボランティア・市民活動フェスタへの助成を行います。	イベントの実施を支援します。	◇ ボランティア・市民活動フェスタ助成事業【地域振興課】

(2) 地域交流の場の提供

1-4-(2)-① 市民活動拠点の確保・整備

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市民活動を行う際に拠点となる場の確保・貸出を行います。また、利用できる場の情報提供を行い、利用を促進します。	拠点となる場の充実に努めます。	◇ 市民活動支援センター整備事業【地域振興課】

1-4-(2)-② 民間事業所との連携による場の確保

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
日常的に市民が集まれる場を提供する事業所に対して運営費補助等の支援を行うことで、身近な場所での交流の場の創出を図ります。	未整備地区への拡大を図ります。	◇ 在宅介護オアシス支援事業【高齢福祉課】

5. 市民を見守る体制・仕組みづくり



現状と課題

アンケート調査では、市の保健福祉施策をより充実させるために重要と考えることとして、「住民がお互いに支え合い助け合えるまちづくりを進める」に2割を超える回答があり、また、高齢や病気などで日常生活が不自由になった場合に地域の人にしてほしいこととして、「緊急時の手助け」が4割台後半で最も高く、次いで「安否確認の声かけ」が4割台半ばとなっています。また、地域の中の問題点については、「災害時の対応体制がわからない」が3割強で最も高くなっています。

ワークショップでは、情報がなかったために地域にどのような人がいるかわからないといった意見から、孤立している人など支援が必要そうな人は認識しているものの、関わり方がわからないといった意見が多数あげられています。また、安全で安心なまちづくりの一環として、子どもたちに対する児童生徒の登下校時の安全性の確保や空き家対策、増加傾向にある高齢者に対する交通安全の確保が課題として挙げられています。

こうした状況を踏まえ、近年、全国で発生している、高齢者の孤独死をはじめ、児童や障がい者、高齢者に対する虐待等を未然に防ぐには、日常的な地域における見守り活動が重要であり、顔見知りの関係を築くだけでなく、いつもとは少しだけ様子が違う場合に気づきやすくなるなど、顔の見える関係づくりが課題といえると同時に、緊急時の助け合い体制の構築が課題としてあげられます。

また、子どもたちから高齢者まで、地域で安全・安心に暮らせるよう、防犯活動及び交通事故の未然防止対策の推進が求められています。



施策と方向性

(1) 日常的な見守り体制の構築

子ども、高齢者や障がい者など、特に支援が必要な市民や世帯を中心に日頃から見守りを行うことで、安否確認を行うとともに、いざという時に円滑に対応できるよう、顔の見える関係づくりを支援します。

(2) 災害時における見守り体制の構築

災害時において、円滑に避難行動要支援者を支援できるよう、地域住民と協力して支援体制を構築します。

(3) 日常生活における防犯体制の構築及び交通安全思想の普及啓発

誰もが地域で安全・安心に暮らせるよう、日常生活における防犯体制を構築します。また、交通安全運動や交通安全教室を行い、交通安全思想の普及啓発を推進します。



具体的な取り組み

(1) 日常的な見守り体制の構築

1-5-(1)-① 見守りネットワークの構築

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
福祉制度による支援が必要だと思われる市民を対象に、地域や民間の協力事業所等との協働により日常的な見守りを行います。	活動の協力を募り、活動の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 見守りそばネット事業【社会福祉課】 ◇ 認知症対策事業（認知症サポーター養成講座）【高齢福祉課】 ◇ 認知症対策事業（認知症安心メール）【高齢福祉課】

1-5-(1)-② 地域で子どもを見守る体制の構築

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
放課後子ども教室推進事業の実施や子どもを見守り育てる地域ボランティアの掘り起こしなど、地域ぐるみで子どもを見守り育てる体制を整備します。	地域における子どもの見守りを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 放課後児童対策事業【子育て支援課】 ◇ 放課後子ども教室事業【子育て支援課】

(2) 災害時における見守り体制の構築

1-5-(2)-① 地域の防災体制の強化

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市民一人ひとりの防災知識や意識を普及させるとともに、地域における自主防災組織の育成・強化を図ります。	自主防災組織の活性化と連合化を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 防災意識普及事業【総務課】 ◇ 自主防災組織育成事業【地域振興課】

1-5-(2)-② 避難行動要支援者の対応強化

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
災害時に支援を必要とする高齢者や障がい者等のリスト化を行い、個別の避難支援プランを作成するとともに、情報を地域と共有することで、要支援者の災害時の支援体制を構築します。	要支援者のリスト化を進めるとともに、地域との情報共有を進めます。	◇ 避難行動要支援者支援事業 【社会福祉課】

(3) 日常生活における防犯体制の構築及び交通安全思想の普及啓発

1-5-(3)-① 地域の防犯力の向上と交通安全の推進

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>市民自ら防犯に取り組むため、知識や意識の啓発を行うとともに、地域における自主防犯団体の活動強化を支援します。また、夜間の犯罪抑止のための防犯灯の設置と犯罪の温床となる老朽空き家の解消に努めます。</p> <p>交通事故を未然に防止するために、関係機関と連携し、高齢者や子どもを重点に交通安全思想の普及や意識の高揚、マナーの向上に努めます。</p>	地域の防犯力向上及び交通安全の推進に努めます。	◇ 防犯知識普及啓発事業 【生活安全課】 ◇ 自主防犯団体強化事業 【生活安全課】 ◇ 防犯灯設置事業 【生活安全課】 ◇ 老朽空き家対策事業 【生活安全課】 ◇ 交通安全運動実施事業 【生活安全課】 ◇ 交通安全教室開催事業 【生活安全課】 ◇ 高齢者運転免許証自主返納支援事業【生活安全課】

基本目標1の成果指標

成果指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考
認知症サポーター養成講座参加者数 (延べ人数)	4,283人	7,000人	
市民活動支援センター登録団体数	111団体	130団体	
市内に拠点を置くNPO法人数	39法人	45法人	
リーダー養成講座参加者数 (延べ人数)	156人	200人	
地区老人クラブ数	116団体	118団体	
在宅介護オアシス支援施設 数	15施設	18施設	
自主防災組織結成自治会数	216団体	224団体	
避難行動要支援者名簿情報 提供同意者数	4,825人	6,000人	
福祉教育推進セミナー等修 了者数(延べ人数)	281人	490人	
見守りそばネット事業協定 事業所数	102事業所	114事業所	
防災訓練を実施した中学校 区	6校	15校	

基本目標 2 市民の生活をサポートする体制づくり

1. 情報提供・相談体制の充実



現状と課題

福祉サービスや福祉の制度を利用するにあたって、情報を知っているといないのでは利用内容や経済的負担などに差が生じてしまうことが懸念されます。また、情報を得られなかったために、利用に結びつかないケースも考えられます。そのため、支援を必要とする人に対する情報提供体制を充実させるとともに、アウトリーチ²によるアプローチを含め、気軽に相談でき、必要な支援に結び付けられる体制づくりが必要です。

アンケート調査では、福祉サービス情報の主な入手先として、全体では「市役所の窓口や広報紙」が6割以上で最も高くなっています。また、20代では「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」や「インターネット」といった不特定多数の媒体に対する回答が高くなっていたのに対し、30代では「地域子育て支援センター」、70代以上では「民生委員・児童委員」に対する回答がほかの年代と比較して高くなっています。

ワークショップでは、障がい者が気軽に相談できる場がないといった意見や、高齢者が読みやすいよう、文字の大きさや情報量に配慮した広報紙を求める意見が挙げられています。



施策と方向性

(1) 情報提供の充実

子育て世代、高齢者や障がい者など、情報を必要とする対象者層を意識した上で、それぞれの立場の市民が入手しやすい手段による情報提供を行います。

(2) 相談体制の充実

悩みや困りごとがあった際に気軽に相談することができるよう、地域における身近な相談体制を構築するとともに、専門的な相談にも対応できる体制づくりに取り組みます。

² 接近が困難な人に対して、その人からの要請がない場合でもケースワーカー等スタッフが積極的に向かいに行くこと。



具体的な取り組み

(1) 情報提供の充実

2-1-(1)-① 行政や地域に関する情報提供

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
広報にっこうやホームページを通して、行政情報や地域情報を提供します。	紙媒体や電子媒体を活用した情報提供を行います。	◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】

2-1-(1)-② 高齢者や障がい者に配慮した情報提供

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
高齢者や障がい者でも支障なく福祉、地域や行政に関する情報を入手することができるよう、アクセシビリティに配慮したホームページの作成や、声の広報、点字広報、ITボランティアの育成などを通し、情報のバリアフリー化を推進します。	高齢者や障がい者でも読みやすい情報提供に努めます。	◇ ホームページ運営事業【秘書広報課】 ◇ 意志疎通支援事業【社会福祉課】

(2) 相談体制の充実

2-1-(2)-① 身近な相談機会の充実

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市民の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員・知的障がい者相談員などの活動を促進します。高齢者の相談や支援を、地域包括支援センターの社会福祉士、主任介護支援専門員、保健師等の専門職が行います。また、乳児家庭に対しては、助産師・保健師等の専門職が訪問し、相談や支援を行います。	アウトリーチ対策を含め、各相談員の活動を支援します。	◇ 民生委員児童委員協議会連合会補助事業【社会福祉課】 ◇ 総合相談事業【高齢福祉課】 ◇ 乳児全戸訪問事業【健康課】 ◇ 障がい者相談支援事業【社会福祉課】

2-1-(2)-② 相談窓口の体制強化

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>市の各種相談窓口から専門機関や福祉サービスの利用へつなげられるよう、相談窓口と各機関との連携を強化するとともに、相談員の資質向上に取り組めます。</p>	<p>子ども、高齢者、障がい者の各相談窓口の体制強化に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認知症総合支援事業 【高齢福祉課】 ◇ 地域子育て支援センター事業 【子育て支援課】 ◇ 親子ふれあいひろば事業 【子育て支援課】 ◇ 保育所子育て相談(地域開放)事業 【子育て支援課】 ◇ 家庭児童相談室相談事業 【人権・男女共同参画課】 ◇ 障害者差別解消法に基づく相談事業 【社会福祉課】

2. 福祉サービス・権利擁護の充実



現状と課題

要介護高齢者や障がい者の増加に伴い、安心して在宅生活を送り続けるには福祉サービスの充実が欠かせないものとなります。また、子育て世代の共働きや女性の社会進出を支えるには児童福祉サービスの充実も重要です。市民が本市で安心して生活を送ることができるよう、これらの福祉サービスの提供体制を充実させるとともに、判断能力の低下等により一人での利用契約が困難な方に対しては、しっかりと支援をすることが求められます。

アンケート調査では、成年後見制度の周知度合いについて、「言葉を聞いたことはあるが、制度のことは知らない」や「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の項目に50代以上でも5割前後の回答があり、更なる周知の必要性がうかがえます。

また、本市の保健福祉施策を充実させるために重要な取り組みとして、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」に50代以上から2割以上の回答があり、20～40代では「安心して子どもを産み育てられる子育て環境を充実させる」の回答が高く、それぞれの世代に関係する部分で、福祉サービスの充実を求めていることがうかがえます。

ワークショップでは、老々介護や認知症高齢者の家族介護の負担を懸念する声が挙げられています。また、介護保険サービスはあるものの、制度に該当しない人に対するサービスが課題として挙げられています。



施策と方向性

(1) 福祉サービスの充実

支援を必要とする人が安心してサービスを利用することができるよう、市内の提供体制の充実を図ります。

(2) 権利擁護の利用促進

福祉サービスを利用する際に、自らの意志に基づいて適切なサービスを利用し、利用者の権利が保障されるよう、権利擁護体制の充実を図ります。



具体的な取り組み

(1) 福祉サービスの充実

2-2-(1)-① 福祉サービスの提供体制の確保・充実		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>児童福祉サービス、高齢者福祉サービス、障がい福祉サービスなどの各種福祉サービスについて、必要量の確保や質の向上に努めます。</p>	<p>各個別計画に基づく必要量を確保できるよう、提供体制を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 在宅高齢者生活支援事業【高齢福祉課】 ◇ ねたきり老人対策事業【高齢福祉課】 ◇ 幼児教育・保育サービスの拡充【子育て支援課】 ◇ 地域で支える環境づくり【子育て支援課】 ◇ 子育てにおける経済負担の軽減【子育て支援課】 ◇ 障がい福祉サービス計画相談支援事業【社会福祉課】

(2) 権利擁護の利用促進

2-2-(2)-① 権利擁護事業の利用促進		
取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>日常生活自立支援事業や成年後見制度、子どもへの虐待防止支援などに関する周知を図るとともに、利用の促進を行います。</p>	<p>利用支援を継続して行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 成年後見制度利用支援事業【高齢福祉課・社会福祉課】 ◇ 総合相談事業【高齢福祉課】 ◇ 権利擁護事業【高齢福祉課】 ◇ 児童虐待防止支援事業【人権・男女共同参画課】 ◇ 障がい者成年後見制度利用支援事業【社会福祉課】

3. 市民の健康寿命の延伸



現状と課題

全国的に、高齢化の進行、生活習慣の変化による生活習慣病の増加に伴い、寝たきりや脳卒中などの大病にかかる人が増加傾向にあると言われてしています。そのため、健康で自立した生活を送るための「健康寿命（健康で自立して暮らすことのできる期間）」をのばすことが求められています。

アンケート調査では、毎日の中での悩みや不安について、「自分や家族の健康に関すること」が約6割で最も高くなっており、健康づくりに対して関心の高さがうかがえます。

ワークショップでは、身体機能が低下することで家事がおっくうになったり、外出機会が減り、閉じこもりの傾向になってしまうといった課題が挙げられています。



施策と方向性

（1）健康づくりの支援

年齢の若いうちから健康に対する意識を高め、生涯を通じて元気に暮らすことができるよう、市民の健康づくり、健康寿命の延伸を支援します。

（2）介護予防の支援

高齢期を迎えても、心身ともに健康でいきいきと自立した生活を送ることができよう、介護予防の充実に取り組みます。

（3）生きがいづくりの支援

高齢者が知識や経験を活かし、生きがいや役割を持って孤立することなく生活できるよう、生きがいづくりの充実を図ります。



具体的な取り組み

(1) 健康づくりの支援

2-3-(1)-① 地域の健康づくり・疾病の予防・早期発見・早期対応

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
地域の健康づくりを担う健康づくり推進員を育成し、市民主体の健康づくり活動の普及・啓発を図ります。また、予防接種、健康診査、健康相談、保健指導や歯科保健の充実により、疾病の予防、早期発見、早期治療と受診率の向上に努めます。	健診の受診や保健指導への参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 予防接種事業【健康課】 ◇ 健康診査事業【健康課】 ◇ 歯科保健推進事業【健康課】 ◇ 健康増進事業【健康課】 ◇ 健康マイレージ事業【健康課】

2-3-(1)-② 医療拠点の確保

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
誰もが、必要な医療を受けることができるよう、中山間地域の診療所と拠点病院の連携強化を図ります。	提供体制の強化及び維持に継続して取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 診療所等運営事業【健康課】 ◇ 地域医療整備事業【健康課】

2-3-(1)-③ 地域スポーツクラブの支援

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市民が身近な場所で運動でき、また、世代を超えた交流ができる場として、総合型地域スポーツクラブに対して活動支援を行います。	運動する機会の提供に継続して取り組みます。	◇ 総合型地域スポーツクラブ支援事業【スポーツ振興課】

(2) 介護予防の支援

2-3-(2)-① 介護予防事業の充実

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
高齢者がいつまでも元気でいられるよう、介護予防の意識の普及啓発を行うとともに、訪問型・通所型・生活支援サービスを一体的に提供する基盤を構築し、高齢者の介護予防事業の充実に図ります。	介護保険制度改正に伴い、総合事業に移行します。地域の実情に応じたサービス体制を構築していきます。	◇ 介護予防・日常生活支援総合事業【高齢福祉課】

(3) 生きがいづくりの支援

2-3-(3)-① 生きがいづくりの支援

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
高齢者が、孤独を感じることなく生きいきと暮らしたり、多くの知識や経験を活かして社会参加したりできるよう、生きがいづくりを支援します。	高齢者の居場所づくりや就労機会の確保など、生きがいづくりを支援します。	◇ 在宅介護オアシス支援事業【高齢福祉課】 ◇ シルバー人材センターへの支援【高齢福祉課】 ◇ 老人クラブ活動への支援【高齢福祉課】 ◇ 介護支援ボランティア制度【高齢福祉課】

4. 移動支援



現状と課題

高齢化による身体機能の低下を起因として、外出機会が減少する高齢者が増えやすい環境があります。さらに、人口減少による商業施設などの事業者の撤退や交通体系の再編等に伴う生活環境の低下により、買い物、通院や社会参加の際の移動手段確保が困難となりつつあります。そのため、外出が困難なために生活の質が低下することがないよう、公共交通の充実が必要です。

また、高齢者、障がい者やベビーカーを利用する人などが安心して外出できるよう、段差の解消などユニバーサルデザインに配慮した取り組みが必要です。

アンケート調査では、日光市が「子ども、高齢者や障がい者にとって暮らしやすいと思わない」と感じている人の割合が3割台半ばとなっており、その理由として「交通機関が不便・利用しにくい」、「買い物などが不便」が上位2項目となっています。

ワークショップでは、移動手段がないために、買い物、通院、社会参加、通学が大変という現状が挙げられており、地域ごとに送迎手段等の対応方法を考える必要があるといった意見があります。また、道路環境では歩道が整備されていなかったり街灯が暗いなど、安全面で不安視する意見が挙げられています。



施策と方向性

(1) 外出支援の推進

移動が困難な人が安心して買い物、通院や社会参加のために外出することができるよう、移動手段の充実を図ります。

(2) 外出支援に代わる方策の検討

外出支援の充実だけでなく、ほかにどのような買い物支援や社会参加支援があるか検討を行います。

(3) ユニバーサル化の推進

誰もが安心して街中を移動できるよう、官民の施設や道路について、利便性・安全性向上のためにユニバーサル化を推進します。



具体的な取り組み

(1) 外出支援の推進

2-4-(1)-① 移動手段の確保・充実

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>利便性の高い路線バスや市営バスの運行に努めるとともに、きめ細かな移動ニーズに対応できるよう、移送サービスや福祉有償運送サービス及びデマンドバスの充実を図ります。</p> <p>また、地域が主体となって実施する地域内交通の支援に取り組みます。鉄道事業者については、継続的に支援を行い、移動手段の確保を図ります。</p>	<p>ニーズの増大に対応できるよう、提供体制の拡充に努めます。</p>	<p>◇ 移送サービス事業【高齢福祉課】</p> <p>◇ デマンド型交通導入事業【生活安全課】</p> <p>◇ 地域内交通支援事業【生活安全課】</p> <p>◇ 低床バス導入事業【生活安全課】</p> <p>◇ 地方鉄道支援事業【生活安全課】</p> <p>◇ 障がい者移動支援事業【社会福祉課】</p>

(2) 外出支援に代わる方策の検討

2-4-(2)-① 生活支援サービスの検討・充実

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>外出が困難な人が住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、買い物支援など外出支援とは異なる方法の検討・実施に取り組みます。</p>	<p>買い物支援の全市的な展開を進めます。</p>	<p>◇ 在宅高齢者生活支援事業【高齢福祉課】</p>

(3) ユニバーサル化の推進

2-4-(3)-① ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
<p>誰もが安心して街中へ外出し、安全に歩行できるよう公共性の高い施設や道路環境のバリアフリー化を進めるなど、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりに取り組みます。</p>	<p>公共施設や道路のバリアフリー化に継続して取り組みます。</p>	<p>◇ 都市計画街路整備事業【都市計画課】</p>

5. 自立を促す支援



現状と課題

国では、生活保護の受給件数が増加していることを受け、生活保護に至る前の対策として生活困窮者の生活を支える体制づくりに取り組んでいます。そのため、本市においても生活困窮者の自立に向けた支援に取り組む必要があります。また、高齢者、障がい者やひとり親家庭など、収入を確保し自立した生活を送ることができるよう、同じく就職等の支援を行う必要があります。

アンケート調査では、毎日の中での悩みや不安について、「仕事に関すること」が20代で5割を超えています。また、「生活費など経済的問題」が20代から60代にかけて4割以上の回答があり、若者からこれから老後を迎えようとしている層まで、幅広い世代が収入等の面で不安を感じていることがうかがえます。

ワークショップでは、雇用先がないことにより若者流出が起こっていることを懸念する意見が挙がっており、障がい者や女性の雇用先がないといった課題が挙げられています。



施策と方向性

(1) 経済的支援の推進

生活困窮者が自立した生活を送ることができるよう、自立に向けた相談支援や住宅確保に向けた支援等を行います。

(2) 低所得者等の就労支援

高齢者や障がい者、ひとり親家庭等に対して、就職に向けた支援を行い、自立した生活や張りのある生活の実現を促します。

(3) ひきこもりの対応充実

ひきこもり状態にある人やその保護者に対して、自立や社会参加に向けた相談対応を行います。



具体的な取り組み

(1) 経済的支援の推進

2-5-(1)-① 生活困窮者の自立支援

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
生活困窮者の自立した生活を支援するため、就労支援、相談対応、子どもの学習支援や住宅確保に向けた支援等を行います。	対象者の把握及び支援メニューの充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 自立相談支援事業【社会福祉課】 ◇ 住宅確保給付金事業【社会福祉課】 ◇ 子どもの学習支援事業【社会福祉課】

(2) 低所得者等の就労支援

2-5-(2)-① 就労支援対策の充実

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
高齢者、障がい者やひとり親家庭等が自立した生活及び社会参加の機会を得るために、関係機関と連携し、就労に向けた支援を行います。	コミュニティビジネスやNPO 立ち上げも視野に入れた就労支援を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ シルバー人材センター支援事業【高齢福祉課】 ◇ 生活保護受給者等就労自立促進事業【人権・男女共同参画課、社会福祉課】 ◇ 障がい者就労支援事業【社会福祉課】

(3) ひきこもりの対応充実

2-5-(3)-① ひきこもりの対応強化

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
ひきこもり状態にある人やその保護者を対象に、自立に向けた相談を行うほか、就労等を目標とした訓練機会を提供します。また、地域交流に溶け込めるよう支援を行います。	地域と連携して対象者の把握に努め、適切な支援を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ひきこもり対策推進事業【社会福祉課】

基本目標2の成果指標

成果指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	備考
民生委員・児童委員PR回数	2回	3回	
民生委員・児童委員訪問件数	37,785件	40,000件	
家庭児童相談室相談対応件数	12,450件	13,000件	
がん検診受診率(壮年期各種平均)	48.3%	55%	健康にっこう21計画による
健康寿命(男性)	77.33歳 ※H22	77.90歳	H22時の県平均値を目標
健康寿命(女性)	82.05歳 ※H22	82.88歳	H22時の県平均値を目標
生活困窮者自立相談支援事業 (単年支援実人数)	7人 (12月1日～)	50人	
学習力向上に向けた学習支援事業 (単年支援実人数)	—	30人	
ひきこもり対策推進事業 (単年支援実人数)	—	10人	
シルバー人材センター会員数	533人	600人	

基本目標 3 市民の福祉を守るまちづくり

1. 地域包括ケア体制の構築



現状と課題

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年の社会を見据えて、高齢者の介護・医療・生活支援・予防・住まいを包括的に支援するシステムづくりに取り組んでいます。そのため、医療と介護の連携強化や福祉事業所同士のネットワークを構築し、地域一体となってサービスを提供する体制づくりが求められています。

アンケート調査では、日光市の保健福祉施策を充実させるために重要な取り組みとして、「自宅での生活を支援する在宅福祉サービスを充実させる」に50代以上で2割以上の回答、社会福祉協議会の行う活動・支援で今後充実してほしいものとして、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」に40代以上で5割前後の回答があり、在宅で生活し続けられる支援体制の充実が求められているといえます。

ワークショップでは、福祉サービス事業所や医療機関が少ないことを不安視する意見が挙げられており、安心して自宅で生活し続けるための課題となっています。そのため、既存の限りある社会資源を最大限活用し、市民が安心して福祉や医療サービスを利用できる提供体制の構築が求められています。



施策と方向性

(1) 関係組織の連携、多職種連携の推進

本市に住む高齢者や障がい児・者等が必要とする医療・福祉サービスを一体的に利用することができるよう、関係組織や多職種の連携を推進します。



具体的な取り組み

(1) 関係組織の連携、多職種連携の推進

3-1-(1)-① 福祉と医療の連携推進

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
高齢者（や障がい者）が在宅で安心して生活し続けられるよう、医療専門職と福祉専門職の連携を推進し、包括的・継続的な支援を可能にする体制を構築します。	関係機関と調整を行い、連携体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 認知症総合支援事業【高齢福祉課】 ◇ 包括的継続的ケアマネジメント支援事業【高齢福祉課】 ◇ 在宅医療・介護連携推進事業【高齢福祉課】 ◇ 障がい者相談支援事業【社会福祉課】

3-1-(1)-② ケアマネジメント体制の充実

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
高齢者や障がい者が身体の状況や生活環境に適したサービスを利用することができるよう、多職種が連携し、効果的な支援ができる体制を構築します。また、市の地域包括ケアシステムの構築を実現するため、地域課題の検討等を行う地域ケア会議を開催します。	多職種連携によるケアマネジメント体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 包括的継続的ケアマネジメント支援事業【高齢福祉課】

2. 社会福祉協議会支援



現状と課題

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的に設立された団体であり、市社会福祉協議会においても本市の地域福祉を推進する中核的な団体として、「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を使命として活動に取り組んでいます。

アンケート調査では、社会福祉協議会の行う活動・支援で今後充実してほしいものとして、「誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービスの充実」に5割弱、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」に4割弱の回答があります。



施策と方向性

(1) 社会福祉協議会の活動の活性化

地域福祉を推進する上で中心的な役割を担う、社会福祉協議会の活動について活性化を図ります。



具体的な取り組み

(1) 社会福祉協議会の活動の活性化

3-2-(1)-①	取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
	社会福祉協議会への支援強化と連携を進めます。	社会福祉協議会の活動支援を継続して行います。	◇ 地域福祉啓発事業【社会福祉課】

3. 福祉人材の育成支援



現状と課題

福祉分野における雇用をとりまく状況は、慢性的に人材不足が続く状況が続いており、厳しい労働環境や賃金水準の低さなどから、一人当たりの勤続年数も長くないといった現状があります。しかし、福祉サービスのニーズは今後さらに高まることが見込まれることから、そうしたニーズに対応できる体制を確保するため、事業所の支援や人材の育成が求められます。

アンケート調査では、在宅で生活するための福祉サービスの充実を求める傾向がみられたことから、これからの福祉ニーズに対応できる提供体制を整える必要があります。そのためには、人材の確保は大きな課題といえます。

ワークショップでは、福祉サービスを提供する事業者の不足により、利用頻度を上げられないといった課題が挙げられています。



施策と方向性

(1) サービス事業者への支援

各種福祉サービスの質の向上に向け、幅広い事業主体の福祉サービスへの参入促進や情報提供等の支援を行います。

(2) 福祉人材の養成支援

福祉サービスの提供主体として、専門的な支援を行える人材を育成し、本市のサービス提供基盤の強化を図ります。



具体的な取り組み

(1) サービス事業者への支援

3-3-(1)-① 福祉サービスの量・質の確保

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、事業所と連携し、研修や意見交換を行う場を設けます。また、新規参入を考えている事業所の相談に応じます。	事業所と連携し、量・質の向上に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護職員人材育成事業（介護サービス事業者連絡協議会）【高齢福祉課】

(2) 福祉人材の養成支援

3-3-(2)-① 福祉専門職員の質の向上

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
福祉専門職員の質の向上を図るため、専門職員を対象とした研修や意見交換の場を設け、職員同士のネットワークを構築します。	専門職員のネットワークの形成を継続して図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 包括的継続的ケアマネジメント支援事業（主任介護支援専門員連絡会）【高齢福祉課】 ◇ 包括的継続的ケアマネジメント支援事業（介護支援専門員懇談会）【高齢福祉課】 ◇ 介護職員人材育成事業（介護支援専門員連絡協議会）【高齢福祉課】

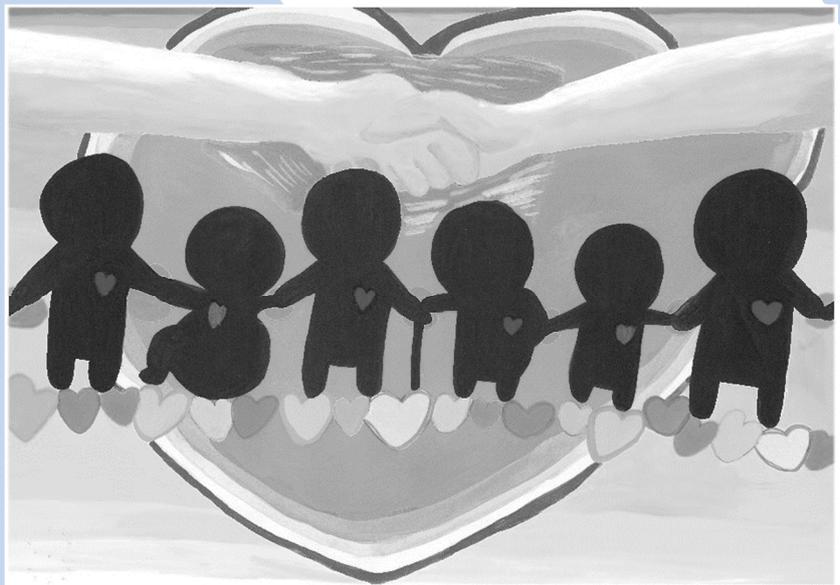
3-3-(2)-② 介護職員の育成

取り組み	今後の方向性	関連事業・主担当課
市内の福祉人材を確保するため、資格取得を目標とした講座を開催します。	講座を開催し、継続して人材確保に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 介護職員初任者研修講座開催事業【高齢福祉課】 ◇ 介護職員人材育成事業（介護支援専門員実務研修対策講習会）【高齢福祉課】

基本目標3の成果指標

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	備考
主任介護支援専門員連絡会開催回数	3回	4回	
介護職員初任者研修講座修了者数	218名	365名	
介護支援専門員実務研修対策講習会参加者数	145名	265名	

第3部 地域福祉活動計画



イラスト：豊岡中学校1年・福田涼葉さん
(社会福祉法人日光市社会福祉協議会主催「平成27年度“ふくし”のポスターコンクール」優秀作品)

第1章 地域福祉活動計画について

第1節 地域福祉活動計画とは

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせることは地域住民の共通の願いです。その誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりに向けては、地域住民が主体となって相互に助け合い、支え合い、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実・強化が求められています。

地域福祉活動計画は、そうした各地域で展開される地域福祉活動の推進を目指し、地域住民のみなさんと日光市社会福祉協議会（市社協）が中心となり、身近な生活課題の解決に向けた具体的な活動についてまとめたものです。

市社協は、この計画に基づき、地域住民に最も身近な存在である地区社会福祉協議会（地区社協）をはじめ、関係機関、福祉施設・事業所、企業、行政、学校等と協力しながら、地域の福祉力を活性化させ、住みよい地域社会づくりを目指します。

第2節 計画の策定過程と取り組みについて

地域福祉は「住民主体」「住民参加」が不可欠な要素として重視されることから、地域福祉に関する身近な生活課題を把握し、市民が主体となって課題解決に向けた適切な福祉サービスや地域福祉活動の展開を図る範囲として、市内を13地区（日常生活圏域）に分けています。

地域福祉活動計画の策定にあたっては、この13地区ごとに市民会議を設置し、地区の課題把握から解決策などを検討しながら計画化を行いました。また、「日光市地域福祉計画」との整合性を図るため、市社協が中心となり、行政と連絡調整を密にし、相互に連携しながら策定しました。

この計画では、13地区ごとに“取り組み名称”を決め、共通のテーマとなった「地区の交流の活性化」と、地区の独自のテーマについて“住民個人（一人ひとり）ができること”、“地域ができること”を定め、身近な地区の問題解決に向けての具体的な内容を示しました。

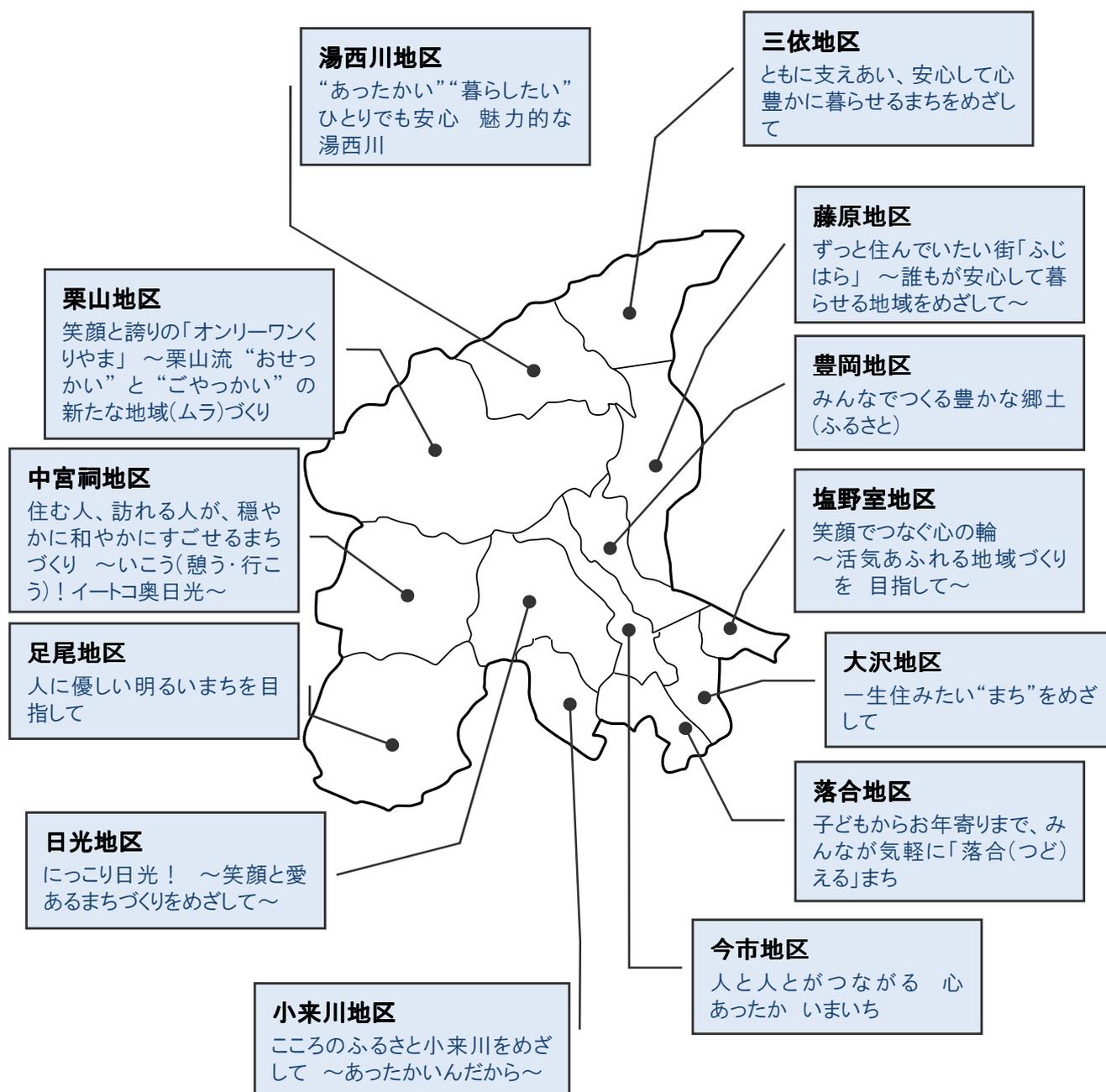
■策定経過

ステップ1 (平成26年7~12月)	ステップ2 (平成26年12月~平成27年3月)	ステップ3 (平成27年4~6月)	ステップ4 (平成27年6~8月)
課題の把握	地域課題の設定	課題解決に向けて取り組み実践と役割の検討	活動計画の策定
○アンケート調査(全市) ○市民会議(各地区)	○市民会議(各地区)	○市民会議(各地区)	○市民会議(各地区)

第2章 各地区の計画と社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会の使命及び各地区の目標については次のとおりです。

社協使命 「誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」



全市共通テーマの「地域交流の活性化」のほか、各地区の目標に基づき設定したテーマは次の通りです。

■ ■ テーマ一覧

地区	独自テーマ	計画の基本目標		
		1. 元気な人づくり・地域づくり	2. 市民の生活をサポートする	3. 市民の福祉を守る
今市地区	見守りのある地域づくり	○		
	災害に強いまちづくり	○		
落合地区	子どもを支援する地域づくり	○		
	移動・外出支援の充実		○	
	ゴミのない地域づくり	○		
豊岡地区	見守り活動の促進	○		
	災害に強いまちづくり	○		
大沢地区	認知症対策の充実			○
	地域を担う人づくり	○		
塩野室地区	見守りのあるまちづくり	○		
	子どもを支援する地域づくり	○		
	地域課題の対応力強化			○
日光地区	災害に強いまちづくり	○		
	移動・外出支援の充実		○	
	見守り活動の促進	○		
中宮祠地区	災害に強いまちづくり	○		
	移動・外出支援の充実		○	
	若者の誘致	○		
小来川地区	若者の地域活動参加支援	○		
	高齢者お互い様ささえ合い	○		
藤原地区	災害に備える	○		
	声かけ・見守りの充実	○		
	魅力あふれる藤原地区	○		
三依地区	見守り活動の促進	○		
	災害に強いまちづくり	○		
足尾地区	高齢者支援の充実	○		
	足尾の魅力発掘	○		
栗山地区	災害に強いまちづくり	○		
	地域課題の対応力強化			○
	高齢者支援の充実		○	
	地域の情報発信	○		
湯西川地区	災害に強いまちづくり	○		
	見守り活動の促進	○		

1. 今市地区

■ 今市地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	23,862 人	保健・福祉センター	1 か所
総世帯数	9,621 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.5 人/世帯	幼稚園・保育所	9 か所
65 歳以上人口割合	26.5%	小・中学校	6 か所
14 歳以下人口割合	12.5%	高等学校	2 か所
		医療機関	37 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

今市地区において、「若者や高齢者などが、自由に気軽に集える場がない」、「近所付き合いが少ない」、「情報が十分に伝わらない」、「老人クラブの減少」、「自治会の事業に参加する人が少ない」など、社会参加や交流の機会が少なくなっている傾向がみられます。

地域コミュニティが弱まり、助け合いの意識の低下や子どもたちを育む環境の悪化、地域文化（祭りや伝統芸能など）が継承できないなどの様々な問題が生じ、地域全体が衰退するのではないかといった課題が挙げられました。

そこで、地域の交流の場（サロンなど）を増やし、地域の活性化を図っていく必要があります。



取り組み（5年後の目標）

世代を問わず、いつでも気軽に参加できる、地域の身近な居場所“サロン”を増やしていきます。

取り組み名称：

身近に気軽な地域の居場所（サロン）を増やそう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
サロン創造組織をつくり、先進地の視察や住民のニーズ調査、既存のサロン実態調査等を行います。	サロン設置場所の選定と調整、人材（担い手）の募集を行います。	サロンの開催・運営のほかに、サロンマップを作成し、広く住民に周知します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- サロンの情報を積極的に収集します。
- サロンに参加し、いろいろな人との交流や様々な活動を楽しみます。
- 無理のない範囲で、サロンの運営に参加します。

地域ができること

- 自治会は、サロンづくりや自治公民館の開放などに取り組みます。
- 民生委員・児童委員は、サロンについて地域の人へ周知し、参加を促します。
- 地区社協は、サロン運営の支援や、地域の人への参加を促します。また、PTA や学校などと連携し、子どもたちがサロンに参加しやすい環境をつくれます。
- NPO 法人やボランティア団体、福祉施設、企業や商店と連携・協働しながら取り組んでいきます。

(2) 地区独自のテーマ① “見守りのある地域づくり”



現状と課題

「高齢者が高齢者を介護している」「認知症の方が増えてきている」「子育てと仕事が両立しにくい環境」など、高齢化や少子化、核家族化などが進み、地域交流が希薄になってきている中、地域の中で孤立し、不安を抱えて生活している方や支援が必要な方が増えています。

住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、身近な地域の中でお互いの“さりげない見守り”や“ちょっとした目配り”が必要です。



取り組み（5年後の目標）

近隣との声かけ合える関係を築き、地域の中で互いに見守り合える環境をつくっていきます。

取り組み名称：

さりげない見守りのある地域をつくろう

ステップ1	ステップ2
高齢者や認知症、障がい者への理解を深めるセミナーを開催します。 住民相互の見守りの意識を高めるためにセミナーを開催します。	見守りの担い手（サポーター）を養成します。 声かけ運動を推進します。 ※実践を踏まえて改善しながら徐々に地域全体に広めていく

住民個人（一人ひとり）ができること

- 心配なことや不安なこと、気になることがあれば、自治会長や民生委員・児童委員、専門機関などに相談します。
- 近隣に目を配り、お互いに声をかけ合います。

地域ができること

- 自治会内で、地域で気づいたことや支援が必要な方の情報を共有し、住民相互の見守り活動について話し合う場をつくっていきます。また、民生委員・児童委員は地域の身近な相談役として活動し、必要に応じて専門機関に繋がります。

- 地区社協は地域の実情に合わせた見守りのセミナーを開催します。
- 地域全体で声かけ運動を促進します。
- NPO 法人やボランティア団体、福祉施設、企業や商店と連携・協働しながら取り組んでいきます。

(2) 地区独自のテーマ② “災害に強いまちづくり”



現状と課題

今市地区は比較的災害が少ない地域であるため、「災害に対する危機意識が少ない」「避難場所を知らない」などの現状があります。しかし近年のゲリラ豪雨、風害、雪害など、災害が変化してきている中で、いつどこで災害が起きてもおかしくない状況といえます。

災害が発生した時、被害を最小限に抑えるためには自分自身や家族はもちろんのこと、地域住民が協力し合い、助け合うことが重要です。

「災害に強いまちづくり」のためには、日頃から防災・減災意識の向上を図り、災害に備えておく必要があります。



取り組み（5年後の目標）

有事の際に地域で声を掛け合いながら迅速に行動し、被害を最小限に抑えることのできる地域をつくります。

取り組み名称：

災害にも強い地域福祉のまちづくり

ステップ1	ステップ2	ステップ3
講義やセミナーなどを開催し、近年の災害の特徴について理解するとともに、個人で行える災害への備えを確認します。	災害時において地域に潜む危険を調査するとともに、災害への対応力を養う訓練を行い、有事の際に迅速に行動できる知識と技能を身に付けます。	避難行動要支援者の存在を知り、災害時を想定したシミュレーションを行うことで、有事の際には地域で互いに助け合うことができるように備えます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 災害が自分や家族(子ども)を襲うかもしれないとの意識を常に持っておきます。
- 災害が起こった際の避難経路と避難場所、家族との連絡手段を知っておきます。
- 災害に備えて備蓄や非常持ち出し袋を用意し、定期的に中身を確認します。

地域ができること

- 自治会(自主防災会)は防災マップを作成し、住民の様々な意見を聞きながら随時更新していくとともに、防災訓練や災害に関するセミナーを定期的を開催します。また、地域での備えを確認しておきます。
- 自治会役員、民生委員・児童委員は地域内の避難行動要支援者の存在を確認しておきます。
- 地区社協は災害に関するセミナー等のサポートをします。また、PTAや学校などと連携し、学校外で災害が起こった時の子どもたちの行動を訓練します。
- 地域全体で避難経路、避難時の集合場所、避難場所を共有し、有事の際に備えます。
- NPO法人やボランティア団体、福祉施設、企業や商店と連携・協働しながら取り組んでいきます。

2. 落合地区

■ 落合地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	8,830 人	保健・福祉センター	0 か所
総世帯数	3,375 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.6 人/世帯	幼稚園・保育所	3 か所
65 歳以上人口割合	28.9%	小・中学校	3 か所
14 歳以下人口割合	10.3%	高等学校	0 か所
		医療機関	4 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

落合地区では、市民会議の中で、「ご近所同士の交流が少ない」、「班や組での協力が少なくなった」、「自治会未加入の人が地域から孤立している」、「地域での集まりに関心が薄くなっている」、「世帯ごとの実態把握が難しくなっており、本当に困っている人への支援がうまくできていない」といった、地域交流に関する意見が多く挙がりました。こうした問題の解決に向けて、地域のイベントへの住民の積極的な参加により、住民同士が顔を合わせる機会を作っていくことが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

隣近所で顔が見える関係を（再）構築し、住民同士の交流が盛んな地域を目指します。

取り組み名称：

落合地区のイベントに「参画」しよう！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
「緑ヶ丘ふれあい交流会」をはじめとした地域のイベントにおいて、自治会などでの周知・呼びかけの徹底や、誰もが参加しやすくなる方法を考えながら、住民たちの積極的な参加を促します。	地域のイベントの中で、住民がそれぞれ役割を持って参画できるよう、役割を創出し、「参加者」から「参画者」への転換を目指します。	住民皆で地域のイベントに参画することにより、住民同士が普段から顔を合わせる機会を作っていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域のイベントに関心を持ち、積極的に参加します。
- 周りの友達や知人に一緒に参加するよう誘ったり、呼びかけたりします。

地域ができること

- 自治会などにおいて、イベントの周知・呼びかけを徹底します。
- 地域内のあらゆる組織が連携・協力し、イベントの推進や運営に積極的に関わっていきます。
- 石窯などの落合地区独自の地域資源を活用します。

(2) 地区独自のテーマ① “子どもを支援する地域づくり”



現状と課題

落合地区では、市民会議の中で、「子ども同士の交流が減少し、健やかな成長への影響が心配である」、「放課後、保護者の付き添いがないと学校等で遊べない」、「子どもたちが外で遊んでいる様子が見られない」、といった意見が挙がりました。そこから、「そもそも、落合地区の子どもたちは普段どこにいて、何をして遊んでいるのか」などの疑問が生まれ、子どもたちに対する支援の在り方を考えるため、落合地区における子どもの生活実態の把握が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

子どもたちが大きくなったときに、地域の人や場所を思い返すことができる地域を目指します。

取り組み名称：

思い出いっぱいの“落合”に向けて…

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域内の関係組織と学校との意見交換の場を設けることで、お互いに連携・協力できる体制を作ります。	各関係組織と学校との協働により、落合地区における子どもの生活実態に関する調査やアンケートを実施し、子どもたちを取り巻く環境などについて把握します。	調査結果を共有しながら、子どもが集まれる場づくりなど落合地区に住む子どもたちへの支援の在り方を地域全体で考えます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 地域の催しや日常的な場面などで、子どもと積極的に関わっていきます。

地域ができること

- 地域の催しなどを通し、大人と子どもが交流する機会を作っていきます。
- 民生児童委員や学校支援ボランティア、子ども育成会などの関係組織や学校が、それぞれに役割を持って連携・協力し、子どもの実態把握に努めます。
- 子どもを取り巻く環境の改善に対し、学校や関係組織がそれぞれの立場からできることと、相互に協力し合ってできることを考えます。

(2) 地区独自のテーマ② “移動・外出支援の充実”



現状と課題

落合地区では、市民会議の中で、「交通網が不便なため、買い物や銀行、医療機関、地域の行事等に行くことができない」、「交通手段に困っている人が多いが、利用できる移送サービス等があまりない」、「既存のサービス（市営バス、デマンドバス等）が利用しづらい」といった、移動手段に関する意見が多く挙がりました。こうした問題の解決に向けて、具体的な取り組みを検討する活動主体の形成が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

誰もが地元で、買い物などにおいて不自由なく生活できる地域を目指します。

取り組み名称：

落合地区まちづくり検討委員会（仮称）・移動手段関連

ステップ1	ステップ2	ステップ3
当課題に関心を持つ地域の協力者に働きかけ、課題に対する検討委員会の組織化を図ります。	当課題に関連する調査を行い、地区内における実態を把握・共有します。	調査結果をもとに、地域における送迎ボランティア体制の検討や、商店や社会資源等への働きかけなどの具体策を考え、活動に繋がります。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 当課題に関心を持ち、自分にできることを考えます。
- 実態調査に協力します。

地域ができること

【行く】

- 地域における送迎ボランティアの体制を検討します。
- デマンドバスやタクシーなど、公共の既存サービスの利用を促進します。

【来る】

- 地区内外の商店等に働きかけ、訪問販売や配達を地域に誘致します。

【その他】

- 各世帯・自治会における生活実態の把握など、実態調査を行います。
- 地域における既存の社会資源やボランティアを巻き込んでいきます。

(2) 地区独自のテーマ③ “ゴミのない地域づくり”



現状と課題

落合地区では、市民会議の中で、「ゴミのポイ捨てが多い」、「ゴミ拾いをしてもすぐに捨てられてしまい、まちの景観が悪くなる」、「ゴミの収集場所が少ない」といった、ゴミに関する意見が多く挙がりました。こうした問題の解決に向けて、具体的な取り組みを検討する活動主体の形成が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

ゴミを捨てられる隙がない、いつもキレイな地域を目指します。

取り組み名称：

落合地区まちづくり検討委員会（仮称）・ゴミ問題関連

ステップ1	ステップ2	ステップ3
自治会の保健環境美化委員、ゴミ拾いボランティアなど、当課題に関係する地域の協力者に働きかけ、検討委員会の組織化を図ります。	当課題に関連する調査を行い、地区内における実態を把握・共有します。	調査結果をもとに、地域の環境整備などを視野に入れた具体的な取り組みにつなげます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域におけるゴミの問題について関心を持ちます。
- 日頃の地域でのゴミ拾い活動に積極的に参加します。

地域ができること

- 地域におけるゴミ拾い活動を活発化させます。
- 粗大ゴミの回収において、「クリーン大作戦」を効果的に活用します。
- 「地域の中で、こういった所にゴミが捨てられやすいのか」や、「どのような種類のゴミが多く捨てられるのか」などを把握し、地域単位での具体的な取り組みを考えます。

3. 豊岡地区

■ 豊岡地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	7,040 人	保健・福祉センター	0 か所
総世帯数	2,593 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.7 人/世帯	幼稚園・保育所	2 か所
65 歳以上人口割合	28.6%	小・中学校	4 か所
14 歳以下人口割合	11.7%	高等学校	0 か所
		医療機関	5 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議の中で、豊岡地区で挙げられた現状・課題として、「子どもから高齢者までのふれあう機会が少ない」、「隣近所の人々との会話が減った」、「新しい住宅地の住民とのつながりが薄くなっている」といった、気軽な交流の場がないという課題が挙げられました。

そのため、交流の場や集まりやすい環境をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

子どもから高齢者まで幅広い年代が気軽に交流できるように地域の伝統行事やイベント等を活用・企画し、交流の場や環境づくりを行います。

取り組み名称：

心豊かな人との触れ合いづくりに果敢にチャレンジ！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域内の交流事業やイベント全体の運営団体（協議会）の結成を目指し、人材の発掘や育成を行います。	交流事業の運営について、定期的に話し合う機会を設けます。	各事業の主催者・団体等と連携し、地域内の交流事業の充実を図ります。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 自分の住んでいる地域に興味を持ち、地区の行事やイベントに参加します。
- 交流事業の充実のため、参加後のアンケート等に協力します。

地域ができること

- 自治会は回覧等で行事やイベントの周知を行い、地域住民の参加・協力を促します。
- 民生委員・児童委員は、地域との関わりが希薄化している方への声かけを行い、事業への参加や交流する機会を提供します。
- 福祉施設（社会福祉法人やNPO法人など）は地域の行事に参加・協力し、施設利用者と地域住民の交流を促します。
- 保育・教育機関は子どもの社会参加の促進のために、地域行事への参加・協力をします。
- 上記及び、豊岡地区内の各種団体はイベント運営組織の設立に向け、人材の発掘・育成に取り組みます。
- 地区社協はイベント運営組織の事務手続き面においての補助を行うとともに、人材育成研修等を企画・実施します。

(2) 地区独自のテーマ① “見守り活動の促進”



現状と課題

市民会議の中で、豊岡地区で挙げられた現状・課題として、「介護などを行っている家族が悩みを抱え込んでしまう」、「独身・独居の方の見守り方がわからない」、「登下校の安全が確保されていない」といった、要支援者の把握と支援、地域の安全面についての課題が挙げられました。

そのため、地域全体で見守り体制を整備し、住民同士が支え合える環境づくりが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

隣近所の住民同士が相互に見守りを行い、自然に支え合える地域を目指します。

取り組み名称：

目と声で繋ぐネットワークづくり

ステップ1	ステップ2	ステップ3
見守り活動の重要性を地域住民みんなで考え、意識するための啓発活動を行います。	隣近所の方を気軽に見守りできるように、地域内での見守り方や緊急連絡先を明確にし、見守り体制の整備を行います。	見守りの目を人だけでなく、地域に向けることで危険箇所等の早期発見・改善に努めます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 普段の生活で、隣近所とのあいさつを通じた声かけ見守り運動を行います。
- 見守り活動に関する講座等に積極的に参加します。

地域ができること

- 自治会は地域での見守り活動の充実を図り、回覧等を通じた住民相互の見守り活動を促します。
- 民生委員・児童委員は、普段の見守り活動で得た情報を自治会や関係機関と共有し、地域全体での見守り活動の推進を目指します。
- 福祉施設（社会福祉法人やNPO法人など）は関係機関と協力し、見守り活動実施者の支援や相談対応を行います。
- 地区社協は見守り活動啓発のための講座等を企画します。

（２）地区独自のテーマ② “災害に強いまちづくり”



現状と課題

市民会議の中で、豊岡地区で挙げられた現状・課題として、「非常時における要援護者の把握及び支援方法がわからない」、「避難訓練への参加者が少なく、防災意識が低い」、「災害が少ないため避難所がうまく機能するか心配」といった、防災の課題が挙げられました。

そのため、住民の防災意識や知識向上が必要になっています。



取り組み（5年後の目標）

すべての住民が防災に関する意識を高め理解を深めるとともに、緊急時には近所で支え合える環境を整えます。

取り組み名称：

一致団結！みんなで備えてみんなで避難

ステップ1	ステップ2	ステップ3
各自治会の自主防災組織の運営体制の強化を目指し、メンバー育成のための勉強会等を実施します。	自主防災組織が主体となり、防災マップの作成や研修会の実施など、住民の防災意識の向上に向けた啓発活動を行います。	「災害に強いまち豊岡」を目指し、地区内の避難所になっている学校や地域内の施設等と連携し、定期的な避難訓練を行います。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 普段から避難訓練等に参加し、いざという時に備えます。
- 災害が発生した際に、住民同士が互いに助け合い避難します。

地域ができること

- 自治会は自主防災組織の組織力の強化を目指し、人材育成に取り組みます。
- 自主防災組織は地域の防災力の向上を目指し、啓発活動を行います。
- 自主防災組織は豊岡地域での連携強化を目指し、豊岡地区自主防災組織連合会(仮称)を設立します。
- 民生委員・児童委員は避難行動要支援者の把握に力を入れます。
- 地域内の企業、福祉施設、保育・教育機関等は自主防災組織と連携して避難訓練等を実施し、災害時の地域と企業・施設の連携強化を目指します。

4. 大沢地区

■ 大沢地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	18,173 人	保健・福祉センター	0 か所
総世帯数	6,972 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.6 人/世帯	幼稚園・保育所	2 か所
65 歳以上人口割合	24.0%	小・中学校	4 か所
14 歳以下人口割合	12.3%	高等学校	0 か所
		医療機関	17 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

現状・課題として、「近所付き合いがないため、誰が住んでいるのか分からない」「共働きの家庭が多く、日常の付き合いがない」「近所との関わりを避ける傾向があり、あいさつがなかなかできない」など、隣近所を単位としたつながりの希薄化についての課題が挙げられました。

そのため、人と人がつながるきっかけとして“あいさつ運動”を展開することで、顔の見える関係づくりを進めていく必要があります。



取り組み（5年後の目標）

地域の中であいさつが行き交い、子どもが1人でも安心して外出できるようになります。

取り組み名称：

あいさつが行き交うまちづくりを目指して… “あいさつ” 標語コンクール

ステップ1	ステップ2	ステップ3
標語募集の方法を検討します。	自治会や学校、地区内の団体等と連携し、広く標語を募集します。	学校や公民館、スーパーなど様々な社会資源を活用し、標語作品を広く周知することで、あいさつ運動への意識啓発を図ります。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 一人ひとりがあいさつをするよう心がけます。
- 家庭のなかであいさつをする習慣をつけます。
- より多くの住民が標語コンクールに参加します。

地域ができること

- 自治会は、ブロックごとにあいさつ運動を進めます。
- 自治会、自治公民館、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアの代表者が集まり、標語募集のテーマや対象等について話し合います。
- 自治会、民生委員・児童委員、福祉団体、学校は標語募集にあたり、周知活動に協力します。
- 大沢公民館は、募集した標語を毎月の広報誌（公民館カレンダー）に掲載します。
- 自治公民館・学校・福祉施設は標語作品を掲示し、広く活動を周知します。
- 地区社協は募集した標語を「大沢ふれあいフェスティバル」で表彰します。

(2) 地区独自のテーマ① “認知症対策の充実”



現状と課題

現状・課題として、「認知症のことをよく知らない」「これからますます認知症の人が増える」「認知症でもボランティア活動に参加したいが活動の場がない」「認知症の方をサポートするボランティアが必要」など、認知症への理解や支援する人、活動の場等についての課題が挙げられました。

そのため、認知症について理解を深める場を設け、認知症の方をサポートする人材を育成することで、地域全体で認知症の方を支える仕組みづくりを進めていく必要があります。



取り組み（5年後の目標）

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを行います。

取り組み名称：

“ほっとひと息”居場所づくり

ステップ1	ステップ2	ステップ3
認知症について学ぶ場、理解する場を設けます。	認知症の方の社会参加をサポートするための人材を育成します。	認知症の方が定期的に交流する場を設けます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 認知症に関わる講座やサロンへ積極的に参加します。
- 認知症についての情報を収集し、理解を深めます。

地域ができること

- 自治会は、いきいきサロン事業を活用し、自治会単位で認知症について学ぶ場の設定に努めます。
- 地区社協は、いきいきサロン事業をとおして、認知症への理解促進に努めます。
- 地域包括支援センターは、認知症サポーター養成講座をとおして、認知症への理解促進に努めます。

- 民生委員・児童委員や企業等は、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症について学ぶ場を設けます。
- 福祉団体・NPO 団体・地域包括支援センター・地区社協は、認知症の方をサポートするための人材育成講座に協力します。
- ボランティアは、サロンやカフェなど定期的に交流できる場をつくっていきます。

(2) 地区独自のテーマ② “地域を担う人づくり”



現状と課題

現状・課題として、「地域に核となる人がいない」「若い人は地域に無関心（自治会に加入しない）」など、地域活動の担い手不足についての課題が挙げられました。そのため、地域で主体的に活動できる人材を育成することで、地域活動の活性化を図っていく必要があります。



取り組み（5年後の目標）

子どもから大人まで地域の様々な事業に参画し、活躍できる地域をつくっていきます。

取り組み名称：

地域を元気にする人づくり～小中学生ボランティア活動のすすめ

ステップ1	ステップ2	ステップ3
小中学生が地域のイベントへボランティアとして参加します。	小中学生のボランティア活動をサポートするための人材を育成します。	ボランティアを組織化し、地域で継続して活動できる体制をつくります。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 積極的にボランティア活動に参加します。
- ボランティア活動の趣旨を理解し、小中学生の活動をサポートします。
- ボランティア活動の取り組みをとおして、地域に興味関心を持ちます。

地域ができること

- 自治会・体協・大沢公民館は、既存の事業を活用しボランティア活動の場づくりに協力します。
- 学校・自治会は、ボランティア活動について周知し、小中学生へボランティア活動への参加を呼びかけます。
- 学校、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアは、ボランティアリーダー養成研修の開催について検討します。
- 大沢公民館・地区社協は、ボランティアリーダー養成研修の運営を支援します。

5. 塩野室地区

■ 塩野室地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	2,783 人	保健・福祉センター	0 か所
総世帯数	967 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.9 人/世帯	幼稚園・保育所	1 か所
65 歳以上人口割合	30.8%	小・中学校	2 か所
14 歳以下人口割合	10.1%	高等学校	0 か所
		医療機関	3 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議の中で、塩野室地区で挙げられた現状・課題として、「隣近所の付き合いが少なくなっている」、「老人会等もなくなり高齢者の集まる場が減っているのではないか」、「声を掛けづらい」といった、近所付き合いや地域における交流の機会の減少という課題が挙げられました。

そのため、地域の交流を活性化する取り組みが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

身近な場所で気軽な交流ができるよう、地域交流の場や機会を増やしていきます。

取り組み名称：

つくろう世話役、広めよう地域交流！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域の関係者で調整のうえ、自治会等を単位に地域の世話役（仮称）を選任し、効果的に活動できるよう組織化します。	地域の世話役（仮称）は、関係者と協力して地域の実情を把握し、地域資源を活用した交流の場づくりに取り組みます。	身近な場所における「お茶飲み」や「趣味の会」など、定期的に交流できる場や機会が積極的に展開されています。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 日頃から隣近所のあいさつを心掛け、お互いが誘い合う関係を築いていきます。
- 世話役として協力したり、その活動に理解を示し、積極的に交流の場に参加します。
- 自分の住んでいる地域に興味を持ち、地区の行事やイベントに参加します。

地域ができること

- 自治会は、世話役となる人材発掘に協力します。また、公民館等を開放した交流の場づくりに協力し、地域の人へ広く周知します。
- 民生委員・児童委員は、世話役と協力して地域の人との交流の場への参加を促します。
- 福祉施設は、施設の開放や各地区で行うサロン等における出前講座に協力します。
- 地区社協は、世話役の組織化を行い、研修等を通してその活動を支援します。また、地域の人に交流の場の情報を発信します。

(2) 地区独自のテーマ① “見守りのあるまちづくり”



現状と課題

市民会議の中で、塩野室地区で挙げられた現状・課題として、「独居の方がわからない」、「高齢者の方を災害のとき誰が援助するか明確でない」、「避難場所と行き方がわからない」といった、日頃の隣近所の見守りや災害時の備えについて課題が挙げられました。

そのため、災害時の対応を心掛けた隣近所の見守り体制が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

災害があっても地域でお互いが支え合えるよう、日頃からの見守り体制をつくっていきます。

取り組み名称：

避難訓練に参加しよう！広げよう見守りの輪！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
各自治会の自主防災会と連携し、地域全体が取り組める災害時を想定した避難訓練を検討します。	毎年〇月など、定期的に避難訓練を実施し、災害や有事の備えを確認します。	定期的な避難訓練を通して、隣近所の要支援者を把握し、日頃からさりげない見守りが行われています。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 災害への関心を高め、隣近所で誘い合って積極的に避難訓練に参加します。
- 隣近所を気に掛け、日頃の生活の中でひとり暮らし高齢者等の見守りを意識します。

地域ができること

- 自治会と自主防災組織は、地域の人が興味を示す避難訓練を検討し、定期的な開催を通して災害時の備えを確認します。
- 民生委員・児童委員は、災害時の要支援者等の情報把握に努めるとともに、自治会や自主防災組織が進める隣近所の見守り体制強化に協力します。
- 福祉施設は、災害時の一時避難所として近隣住民受入れの準備をします。また、「配食サービス」などの通常業務を通し、見守り活動を行います。
- 地区社協は、災害に関する研修等を通し、地域の実情に合った避難訓練が行えるよう支援します。

(2) 地区独自のテーマ② “子どもを支援する地域づくり”



現状と課題

市民会議の中で、塩野室地区で挙げられた現状・課題として、「昔のようにいろいろな学年で遊ぶことが少なくなった」、「自治会の行事に参加しない方が増えている」、「他の子どもに声をかけづらい」といった、子どもたちと地域の繋がりに希薄化が見られるという課題が挙げられました。

そのため、地域の行事を活用した子どもたちへのアプローチが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

より地域に愛着を持った子どもたちを育て、「住み続けたいまちづくり」を目指します。

取り組み名称：

みんなで参加する地域行事、いつまでも・・・

ステップ1	ステップ2	ステップ3
これまでの地域行事について、各種団体が情報交換等を行い、いくつかの方向性を検討します。	各種団体が連携して、地域行事の実施方法等を見直し、子どもたちや高齢者が参加しやすい環境を整えます。	地域の行事を子どもたちや地域の方が楽しみとなり、主体的な参加者が増えています。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域行事に関心を持ち、子どもたちに地域の伝統を伝えます。
- 隣近所で誘い合い、地域の行事に積極的に参加・協力します。

地域ができること

- 自治会同士が地域行事について情報交換を行います。また、自治会が中心となって地域の各種団体と協議し、地域行事を活性化するために調整を図り、地域や学校等に情報を発信します。
- 民生委員・児童委員は、日頃の訪問活動で地域行事の情報を周知します。
- 福祉施設は、地域の行事に施設利用者が積極的に参加するよう促します。また、子どもたちの参加しやすいイベントや職場体験の場を提供します。
- 子供会は、地域の行事に積極的に参加するとともに、その担い手として協力します。

(2) 地区独自のテーマ③ “地域課題の対応力強化”



現状と課題

市民会議の中で、塩野室地区で挙げられた現状・課題として、「高齢者の移動手段があまりない」、「買い物をする場所がない」、「地区内で用が足りなくなっている」といった、日常生活上において将来的な不安があるという課題が挙げられました。

そのため、将来的な不安を減らせるよう、具体的な取り組みを検討し、実行できる組織の形成が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

いつまでも安心して生活できるよう、買い物などの生活支援体制を検討していきます。

取り組み名称：

減らそう不安、増やそう安心！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域の生活課題が放置されな いよう、検討委員会等の組織 をつくります。	日常生活における不便な事・ 地区などについて、地域の関 係機関と連携し、実態把握と 共有化を行います。	他の地域の事例を参考に、各 機関への働きかけや具体的な 活動に繋げるなど、地域の方 向性を示します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 地域の生活課題に関心を持ち、積極的に発信します。
- 自分たちにできることを考え、地域の活動に協力します。

地域ができること

- 自治会は、構成メンバーの中心として検討委員会等の組織づくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員は、地域の生活課題を積極的に把握します。
- 福祉施設は、日頃より地域の生活課題の把握に努め、新たなサービス等の開発に協力します。
- 地区社協は、地域の関係機関と連携を図り、補助的な役割として検討委員会等の運営を支援します。

6. 日光地区

■ 日光地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	12,589 人	保健・福祉センター	1 箇所
総世帯数	5,519 世帯	公民館	2 箇所
1 世帯あたり人員	2.3 人/世帯	幼稚園・保育所	6 箇所
65 歳以上人口割合	36.6%	小・中学校	7 箇所
14 歳以下人口割合	9.1%	高等学校	1 箇所
		医療機関	20 箇所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議の中で、日光地区で挙げられた現状・課題として、「隣近所のコミュニケーションが希薄に思える」、「子どもと大人・高齢者との触れ合える機会が少ない」、「世代間交流の機会をつくりたい」といった、気軽な交流の場がないという課題が挙げられました。

そのため、幅広い年代が自由に交流できる場や環境が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

地域の中で気軽な交流ができるように、子どもから高齢者まで幅広い年代が自由に交流できる場や環境をつくっていきます。

取り組み名称：

気軽に集まれる“場”をつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
交流できる“場”の運営メンバーを集めて、どのように運営していくかの方向性を決めます。	公民館などの施設で、定期的に交流できる“場”を開催します。	交流できる“場”の開催が定着してきたら、幅広い年代が集まりたくなるようなメニューを考えて、実施していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 交流できる“場”に参加して、地域の人と交流します。

地域ができること

- 自治会は、交流できる“場”運営メンバーの中心として、“場”づくりに取り組みます。また、地域の人へ、交流できる“場”を広く周知します。
- 民生委員・児童委員は、交流できる“場”への地域の人への参加を促します。
- 地区社協は、交流できる“場”運営メンバーの補助的な役割として、“場”の運営の支援や、地域の人への参加を促します。また、各自治会と協力し、“場”づくりの中心となる人材育成等に努めます。
- 老人会は、交流できる“場”運営メンバーの補助的な役割として、“場”の運営の支援や、老人会会員への参加を促します。
- PTA や学校では、交流できる“場”の実施について知り、参加をします。

(2) 地区独自のテーマ① “災害に強いまちづくり”



現状と課題

市民会議の中で、日光地区で挙げられた現状・課題として、「緊急時、特に自然災害への対応が不明確」、「災害時要援護者への対応が不安」、「災害時の情報入手に対する不安」といった、災害対応の不明確さや災害に対する不安という課題が挙げられました。

そのため、災害に備え近隣相互支援が行える体制をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

すべての人が、災害に備え近隣相互支援が行える体制をつくっていきます。

取り組み名称：

災害支援体制をつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
自主防災組織を見直します（構成員の見直し、連絡網作成等）。 防災マニュアル等の作成、見直しを行います。	防災マップを作成、避難場所や避難経路を確認します。 避難行動要支援者など、災害時に支援が必要な方の把握と対応策を考えます。	自治会、自主防災組織が主体となり、作成したマニュアルに基づく訓練を実施します。 災害時に支援が必要な方の対応策を踏まえて避難訓練を行います。 「災害にも強いまち」を外部へ広報していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 過去の災害から、災害に対する意識と知識を高めます。
- 対岸の火事とは思わず、積極的に、防災の取り組みに参加します。
- 非常持出袋等を準備し、災害へ備えます。
- 防災マップをもとに家族と話し合い、万が一の時に備えます。

地域ができること

- 自治会では、自主防災組織の再編集（人材の発掘と連絡網作成等）に努めます。
- 民生委員・児童委員は、避難行動要支援者と自主防災の間に立ち、両者間の調整に努めます。
- 地区社協は、災害に関わる研修等を企画し、地域の人への参加を促します。
- 観光協会、施設等と協力し、幅広い災害対応を考えます。

（２）地区独自のテーマ② “移動・外出支援の充実”



現状と課題

市民会議の中で、日光地区で挙げられた現状・課題として、「坂道が多く移動が困難」、「自家用車のない高齢者等は通院も難しい」、「交通機関が十分でないため、自家用車でないと移動や買い物に行けない」といった、移動支援・外出支援等の整備が必要という課題が挙げられました。

そのため、誰もが気軽に外出できる仕組みをつくる必要があります。



取り組み（５年後の目標）

住民同士の助け合い、支え合いにより、交通の不便さを軽減し、誰もが気軽に外出できる仕組みをつくっていきます。

取り組み名称：

外出しやすい仕組みをつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
市内外の情報を収集し、仕組みづくりについて考えます。 ボランティア人材の発掘をします。 支え合いによる移動支援組織を設立します。	運行回数や停留所など、具体的な内容を検討します。	定期的に移動支援を行いながら、より効果的な支援を考えしていきます。 広報等を活用し、地区内の高齢者等に周知します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- ボランティアとして参加します。

地域ができること

- 自治会は、運営メンバーの中心として、仕組みづくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員は、本事業の周知と利用者との調整を図ります。
- 地区社協は、研修会等を企画します。
- 観光協会、施設等と協力し、円滑な支援ができるよう考えます。

(2) 地区独自のテーマ③ “見守り活動の促進”



現状と課題

市民会議の中で、日光地区で挙げられた現状・課題として、「ひとり暮らし高齢者が多く、孤独死が増えている」、「家族や住民等との関わりがない方が多い」、「子どもたちと高齢者等の相互見守り体制の充実」といった、地域の中での孤立・孤独者の増加という課題が挙げられました。

そのため、声かけ・助け合い等の見守り体制が必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

声かけ・助け合い等の見守り体制を整備し、地域の人たちが安心して過ごすことができる環境をつくっていきます。

取り組み名称：

見守り体制をつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
運営メンバーを集め、どのように運営していくか、日光地区における体制の方向性を定めます。 地区内において、高齢者等がどのようなことを必要としているか調査します。	子どもから高齢者まで、幅広い世代に向けて、認知症に関する研修会等を行い、地域住民への理解を促します。	子どもから高齢者まで、お互いによる見守り活動を実施します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 研修会等に参加して、地域の人と見守り活動について考えます。
- 挨拶などの声かけに、積極的に取り組みます。
- 子どもから高齢者まで、この取り組みを理解し、見守る側、見守られる側に関わらず、お互いに協力していきます。

地域ができること

- 自治会は、運営メンバーの中心として体制づくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員は、地域の人へ活動の周知等を行います。
- 地区社協は、研修会等を企画し、地域の人への参加を促します。
- 各種団体は、自治会等と共に、活動に協力します。
- P T Aや学校関係者は、子どもたちへの活動の周知を行い、人材育成に努めます。

7. 中宮祠地区

■ 中宮祠地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	637 人	保健・福祉センター	0 か所
総世帯数	322 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.0 人/世帯	幼稚園・保育所	1 か所
65 歳以上人口割合	34.1%	小・中学校	2 か所
14 歳以下人口割合	7.4%	高等学校	0 か所
		医療機関	1 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議の中で、中宮祠地区で挙げられた現状・課題として、「子どもから高齢者まで、多世代が交流する機会が少ない」、「気軽に集まれる場所がない」、「歴史や伝統を伝える場所・機会がない」といった、気軽な交流の場がないという課題が挙げられました。

そのため、幅広い年代が集まれる場所と機会をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

地域の中で、気軽な交流ができるように、子どもから高齢者まで幅広い世代が集える場所と機会をつくっていきます。

取り組み名称：

多世代が集えるような、交流の場をつくろう

ステップ1	ステップ2
運営メンバーを集めて、どのように多世代交流の場所作りを実現していくかの方向性を決めます。	中宮祠介護サービスセンターなどの公共施設を活用し、多くの住民が集えるような、交流の場づくりを実践します。また幅広い年代が集まりたくなるような楽しいメニューを考えます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 交流の場に参加して、地域の人と交流します。

地域ができること

- 自治会は、運営メンバーの中心として、交流の場づくりに取り組みます。また、地域の人へ交流の場を広く周知します。
- 民生委員・児童委員は、交流の場への地域の人への参加を促します。
- 地区社協は、運営メンバーの補助的な役割として、交流の場の運営支援や、地域の人への参加を促します。
- 老人会は、運営メンバーの補助的な役割として、交流の場の運営支援や、老人会会員への参加を促します。
- PTA や学校では、交流の場の実施について知り、参加をします。

(2) 地区独自のテーマ① “災害に強いまちづくり”



現状と課題

市民会議の中で、中宮祠地区で挙げられた現状・課題として、「災害時に、高齢者、幼・婦女子等の支援が必要と思われる者へ、どのように支援したらよいか分からない」、「近隣の避難場所、避難経路が分からない」、「住民目線で見えた防災体制がない」といった、防災への対応が不十分との課題が挙げられました。

そのため、奥日光に合った防災体制をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

観光客を含めて、すべての住民が災害に怯えることなく、安心して過ごすことができるように、防災体制を整えていきます。

取り組み名称：

奥日光に合った防災体制をつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
自主防災組織を見直します（構成員の見直し、連絡網作成、防災マニュアル作成等）。行政や消防署、消防団等の関係機関との連携を強化し、有事の際は迅速かつ正確に情報交換を行います。	防災マップを作成、避難場所や避難経路を確認します。また災害時に援護が必要な方を把握し、有事の際に迅速かつ安全に非難できるような方法を検討します。	自主防災組織が主体となり、作成したマニュアルに基づく訓練を実施します。また住民だけでなく観光客を含めた避難訓練を実施します。災害に強いまち「奥日光」を外部へ広報します。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 対岸の火事とは思わず、積極的に、防災の取り組みに参加します。

地域ができること

- 自治会では、自主防災組織の再編集（人材の発掘と連絡網作成等）に努めます。
- 自治会では、行政や消防署、消防団等の関係機関と有事の際の情報交換が正確かつ迅速にできる体制を整えます。
- 民生委員・児童委員は、避難行動要支援者と自主防災組織の間に立ち、両者間の調整に努めます。

(2) 地区独自のテーマ② “移動・外出支援の充実”



現状と課題

市民会議の中で、中宮祠地区で挙げられた現状・課題として、「診療所や学校など、利用頻度の高い場所への交通機関が乏しい」、「家族や知り合いに運転できる者がいないと、どこにも行けない」、「交通手段が無くて、地域の行事等への参加にも難しい」といった、移動支援・外出支援の整備が必要との課題が挙げられました。

そのため、誰もが気軽に外出できる仕組みをつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

住民同士の助け合い、支え合いにより、交通の不便さをフォローし、住民の誰もが気軽に外出できる仕組みをつくっていきます。

取り組み名称：

誰もが気軽に外出できるような仕組みをつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
運営メンバーを集め、運営組織を設立します。また運転ボランティアや使用できる車輛等、地域内に活用できる資源がないか探します。	運転手の不安を取り除く配慮をしつつ、運行回数や停留所など、具体的な内容を協議します。	定期的に移動支援を行います。また様々な情報媒体を活用し高齢者等に周知します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- ボランティアとして参加します。

地域ができること

- 自治会は、運営メンバーの中心として、仕組みづくりに取り組みます。
- 民生委員・児童委員は、本事業の周知と利用者との調整を図ります。

(2) 地区独自のテーマ③ “若者の誘致”



現状と課題

市民会議の中で、中宮祠地区で挙げられた現状・課題として、「地域に若者、子どもが少なく、寂しく感じる」、「地元の住民が感じている良い場所をアピールする機会が少ない」、「訪れた人が心地よく感じるような、“おもてなし”のまちをつかっていきたい」といった、若者の誘致についての課題が挙げられました。

そのため、継続的に外部の若者が入ってこられるような取り組みを行うことが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

地域の若返りを目指し、より多くの若者が訪れ、ここに住みたいと思えるような、魅力あるまちをつかっていきます。

取り組み名称：

若者に魅力あるまちをつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
運営メンバーを集めて、どのような取り組みをしていくのか検討します。	地元視線、若者視線からみた奥日光の魅力を考えます。 若者の意見を積極的に取り入れ、実践内容を検討します。	継続的に外部の若者が入ってこられるような取り組みを実践していきます。 様々な情報媒体を活用し、若者に魅力あるまち「奥日光」を広く外部にアピールします。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 訪れた人が心地よく過ごせるように、日頃からの挨拶をこころがけます。

地域ができること

- 自治会は、運営メンバーの中心として、積極的に取り組みます。また、外部の人へ、取り組み内容を広く周知します。
- 民生委員・児童委員は、運営メンバーの補助的な役割として、事業運営の支援や、地域の人への参加を促します。

8. 小来川地区

■ 小来川地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	828 人	保健・福祉センター	0 箇所
総世帯数	327 世帯	公民館	1 箇所
1 世帯あたり人員	2.5 人/世帯	幼稚園・保育所	1 箇所
65 歳以上人口割合	39.7%	小・中学校	2 箇所
14 歳以下人口割合	6.0%	高等学校	0 箇所
		医療機関	1 箇所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議の中で、小来川地区で挙げられた現状・課題として、「少子・高齢化が進み、地域の伝統行事を継続できない」、「若者同士の交流がない」、「子ども、若者と高齢者の交流の機会がない」といった、地域での交流の場が少ないという課題が挙げられました。また、「盆踊り」など現在行っている地域行事には「特定の子ども・若者しか参加せず、参加の広がりが少なくなっている。」という現状です。

そのため、もっと子どもから高齢者まで幅広い世代が交流できる地域行事に見直すなど、地域の活性化を図ることが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

現在、地域全体の行事として行っている「盆踊り」や「運動会」などに、地域の子どもや若者が主体的に参加し、幅広い世代間交流ができる行事に見直し・活性化していきます。

取り組み名称：

地域行事で幅広い世代間交流ができるよう活性化を図ろう

ステップ1	ステップ2
自治会で、地域行事に若者が運営参画できるよう、調整を図ります。同時に、若者リーダーが中心となり、若者の組織化を図ります。	自治会と若者グループが地域行事の見直し等を協議し、幅広い世代間交流ができる場として活性化を図ります。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 地域の伝統を継承しつつ、地域行事を理解し積極的に参加して地域の人と交流します。

地域ができること

- 自治会で、地域行事の見直し調整を図ります。
- 自治会で、地域行事で幅広い世代間交流が図れるよう、広く啓発していきます。
- 自治会で、若者が地域行事の企画運営に参画できるようバックアップを行います。

(2) 地区独自のテーマ① “若者の地域活動参加支援”



現状と課題

市民会議の中で、小来川地区で挙げられた現状・課題として、「若者の多くは地区外へ出ていってしまう」、「若者の地域活動が根づかない」、「自治会も高齢化が進み将来の担い手が心配」などの課題が挙げられました。また、小来川地区には20歳～30歳代の若者が100人程度居住していますが、地域事業参加や交流の機会等が少なく、その存在が見えにくいという現状があります。

そのため、現在残っている若者が、将来の小来川地区を担っていくための組織づくりや協議・交流の機会をつくり、小来川地区「良さ」を内外にアピールし、小来川地区を元気にしていくことが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

若者が地域活動に主体的に参加できるよう地域ぐるみでバックアップし、地域を元気にして行きます。

取り組み名称：

若者の地域活動を支援し未来につなげよう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
若者リーダーを育成し、そのリーダーが中心となり、若者の組織化を図ります。	自治会と意見交換や協議を行い、地域行事等に積極的に参画して行きます。	自治会、若者グループが一体となり、「小来川地区がもっと元気になること」を考え、できることから実践活動して行きます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 若者の活動を地域ぐるみで理解し、活動を支援していきます。

地域ができること

- 自治会は、若者リーダー育成や組織化、活動に対し、必要な支援やバックアップを行います。
- 若者グループリーダーを中心に、小来川在住等の若者に参加を呼びかけ、実践活動を行いながら、地域活動への参加推進を図ります。
- 自治会と若者グループは情報交換や協議を行い、地域活性化を図っていきます。

(2) 地区独自のテーマ② “高齢者お互い様ささえ合い”



現状と課題

市民会議の中で、小来川地区で挙げられた現状・課題として、今後ますます地域の高齢化が進むことが予想され、「一人暮らし高齢者」や「高齢者夫婦世帯」、「日中一人暮らし高齢者」も増え、「孤独死が心配」、「雪害など災害時の支援が心配」、「ひきこもり高齢者の実態がわからなくて心配」といった課題が挙げられました。

現在、民生委員・児童委員や自治会による地域内高齢者の把握はおおむねできていますが、今後地域でさらに、必要な「見守り」や「声かけ」、「ささえ合い」ができる体制をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

高齢化が進んでも、安心して生活できるよう、高齢者同士に必要な見守りや声かけ、ささえ合いができる地域をつくって行きます。

取り組み名称：

高齢者同士が見守り、声かけ、ささえ合いができる地域づくりをすすめよう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
民生委員・児童委員及び自治会が中心となり、特に「見守り」や「声かけ」、「支援が必要な高齢者の方を把握します。	支援が必要な高齢者の方に、見守り等の同意をいただいた上で、近所に住む方に必要な支援（見守りや月に数回の訪問など）の協力を依頼します。	体調急変時や雪害など災害時に、地域でささえ合いができるよう、ネットワークづくりを行います。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 隣近所に住む支援が必要な高齢者等の方に、日頃の生活の中で見守りや声かけ、体調急変時や雪害など災害時などささえ合いを行います。

地域ができること

- 自治会では、住民同士のささえ合いは「お互い様」という考え方を地域に広く啓発し、民生委員・児童委員活動に協力します。
- 民生委員・児童委員は、支援が必要な高齢者の方を把握し、自治会と協力し、近隣地域住民と見守りや声かけ、ささえ合い活動のネットワークづくりを調整します。

9. 藤原地区

■ 藤原地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	8,864 人	保健・福祉センター	2 か所
総世帯数	4,288 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.1 人/世帯	幼稚園・保育所	5 か所
65 歳以上人口割合	34.7%	小・中学校	3 か所
14 歳以下人口割合	8.5%	高等学校	0 か所
		医療機関	8 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

「同じ集落に住んでいても顔を合わせるものが少なくなった」、「近所付き合いが少なくなってきた」「人とふれあうことを嫌がるなど意識の変化が見られる」「地域の行事に参加する人が減ってきた」など、ライフスタイルの変化により地域での交流がどんどん希薄になっているという課題が挙げられました。



取り組み（5年後の目標）

地域で行なわれている行事や地域にある公民館を活用し、身近な範囲で気軽に参加できるサロンや交流会を開催し、世代を超えて笑顔の絶えない藤原地区にします。

取り組み名称：

サロンや交流会をやってみよう！

ステップ1	ステップ2
運営メンバーを発掘・育成します。また、運営について話し合う機会を設けます。	公民館を活用して、定期的にサロンや交流会を開催し、地域の人たちがたくさん集まれるようにします。

住民個人(一人ひとり)ができること

- サロンや交流会などに積極的に参加・協力します。

地域ができること

- 自治会が中心となって取り組みます。また、地域の人へ広く周知し、理解・協力が得られるようにします。
- 地区社協は運営メンバーの発掘・育成を行います。また、これらの活動が継続して実施されるように運営面での支援を充実していきます。
- 民生委員・児童委員は、地域との関わりが薄れてきた人への声かけを中心に行い、地域の人への参加を促します。
- NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人は、その特徴を生かした交流会を開催します。

(2) 地区独自のテーマ① “災害に備える”



現状と課題

「避難所が狭い」「指定されている避難所まで距離がある」「歩けない高齢者がいる」「消防団員が減っている」「災害に備えるために自分はしたらよいか分からない」「地域の備えはどうなっているのか」など災害に対する不安やその備えについての課題が挙げられました。



取り組み（5年後の目標）

防災・減災に関する意識を住民一人ひとりが深めるとともに、地域で支えあう環境を整えます。また、観光業が盛んな地域の特徴を生かし、ホテルや旅館など観光業関係者と連携して藤原地区全体で災害に備えます。

取り組み名称：

災害に強い地域を作ろう！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
災害に備える知識を深めるための講座を開催し、自助力を高めます。また、避難行動要支援者の把握や地域で支えあう意識の向上を図ります。	地域ごとに防災訓練を実施するなど「もしもへの備え」を実践します。また、訓練を通して地域で支え合う力の底上げを図ります。	ホテルや旅館など観光業関係者と話し合いの場を設けて、藤原地区全体で災害に備える取り組みを考えます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 講座や防災訓練に積極的に参加し、災害に備えます。
- 個々の家庭で災害時の準備をします（避難所の確認や緊急避難セットの準備など）。

地域ができること

- 自治会や地区社協は、災害に備える知識を深めるための講座を開催するとともに、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員など各団体と連携して、避難行動要支援者の把握や地域で支えあう意識の向上に努めます。
- 自主防災組織や消防団は、防災訓練などを実施し、地域防災力の充実・強化を図るとともに、自治会と連携し、担い手の確保に努めます。
- 民生委員・児童委員は、高齢者など避難行動要支援者の把握を継続的に取り組みます。
- NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人は、配慮が必要な方への支援を積極的に行います。

(2) 地区独自のテーマ② “声かけ・見守りの充実”



現状と課題

「あいさつを交わさない」「他者を思いやる気持ちが弱くなってきた」「隣近所の付き合いが薄れてきた」「独り暮らしの高齢者が増えてきた」「高齢になり、買い物や通院に不安がある」「情報が入りにくい」など見守り・声かけに関する課題が挙げられました。



取り組み（5年後の目標）

少子高齢化・人口減少、意識の変化など時代の流れにあっても、お互いを気遣い、支え合う昔ながらの関係を継続していきます。また、隣近所でも気づきにくい小さな困りごとを地域の力で解決するなど、きめ細やかな活動を推進します。

取り組み名称：

声かけ・見守りで安心安全なまちづくりをしよう！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
一人ひとりが挨拶などの声かけを積極的に行います。	子どもから高齢者まで、地域全体で見守る体制の強化を図ります。併せて、隣近所の「あれっ？おかしいな」に気づく意識を高めます。	地域で支え合いの心を育て、“ちょこっとお助け”の充実を図ります。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 挨拶などの声かけを積極的に行います。
- 隣近所の「あれっ？おかしいな」に気づきます。

地域ができること

- 自治会は、回覧板などを活用して、声かけ運動を推進します。また、地域で支えあう体制の充実を図ります。
- 地区社協は、自治会と連携し、支えあいの心を育てます。
- NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人は、その経験を地域へ伝え、障がい者や認知症高齢者などが安心して生活できるまちづくりを推進します。
- 各種団体は、時代を担う青少年の健全育成を推進します。

(2) 地区独自のテーマ③ “魅力あふれる藤原地区”



現状と課題

「空き地や歩道脇に生えた雑草で見通しが悪い」「ポイ捨てなど路上にゴミが散乱している」「ごみ出しのルールが守られていない」「カラスや猿などがゴミをあさり、ゴミステーションが汚れている」など地域の美化に関する課題が挙げられました。



取り組み（5年後の目標）

ゴミや雑草のないきれいな街並みの魅力あふれる藤原地区をつくります。

取り組み名称：

ゴミや雑草のないきれいな街をつくろう！

ステップ1	ステップ2	ステップ3
一人ひとりがゴミ出しのルールを守ります。また、自宅周りの美化に努めます。	お互いが協力して、一斉清掃や草刈り作業を行い、地域全体で環境美化活動を強化します。	地域に暮らす全員が参画し、魅力あふれる街づくりを推進します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- ゴミ出しのルールを守ります。
- 自宅周りの美化に努めます。

地域ができること

- 自治会は、一斉清掃や草刈作業の機会を設け、地域全体での美化活動を行います。
- 地区社協や各種団体は、地域における美化活動の各方面でのサポートを担います。
- NPO 法人やボランティア団体、社会福祉法人は、その持てる力を地域に還元するなど、地域貢献に努めます。

10. 三依地区

■ ■ 三依地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	437 人	保健・福祉センター	0 箇所
総世帯数	213 世帯	公民館	1 箇所
1 世帯あたり人員	2.1 人/世帯	幼稚園・保育所	1 箇所
65 歳以上人口割合	54.9%	小・中学校	2 箇所
14 歳以下人口割合	3.4%	高等学校	0 箇所
		医療機関	1 箇所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議の中で、三依地区で挙げられた現状・課題として、「世帯数減少や高齢化により自治会が機能しなくなっている」、「交流の場や人が限られている」、「近くに障がい者施設がないので、交流の機会が少ない」といった、交流の機会がないという課題が挙げられました。

そのため、交流のきっかけとして、自治会の枠に縛られない三依地域の買物ツアーが必要となっています。



取り組み（5年後の目標）

地域の中で、気軽な交流の機会提供ができるように、買物支援事業（買物ツアー）を展開します。

取り組み名称：

みより買物ツアーをやるう

ステップ1	ステップ2
地域で活動するボランティアや自治会等の協力を得て、取り組み方法について考えます。	自治会の枠を超えた取り組みをすることで、一部の人に負担をかけることなく、様々な方に参加していただけるような企画を考えます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- みより買物ツアーに参加して、地域の人と交流します。

地域ができること

- 自治会は、自治会の枠に拘らず、三依地域としての買物ツアーを企画します。また、地域の人へ、みより買物ツアーを広く周知します。
- 民生委員・児童委員は、みより買物ツアーの地域の人への参加を促します。
- 地区社協は、みより買物ツアー運営メンバーの補助的な役割として、みより買物ツアー企画の支援や、地域の人への参加を促します。
- 老人会は、みより買物ツアー運営メンバーの補助的な役割として、みより買物ツアーの運営の支援や、老人会会員への参加を促します。
- PTA や学校では、みより買物ツアーの運営支援や参加を促します。

(2) 地区独自のテーマ① “見守り活動の促進”



現状と課題

市民会議の中で、三依地区で挙げられた現状・課題として、「独居高齢者が増え見守りが必要」、「高齢者のみの世帯が増加し生活等に困難をきたすことが多い」といった、増加する高齢者世帯への対応についての課題が挙げられました。

そのため、高齢者世帯の見守り体制をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

地域で生活する高齢者が安心して生活できるように、日頃からの見守り体制をつくっていきます。

取り組み名称：

さりげなく高齢者見守り体制をつくろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域内でも特に引きこもりがちな方を中心に、高齢者世帯の把握をします。	近隣の方や友人などに声をかけ、見守り体制を整えます。	近所に住む方などにも声をかけをして、日頃から、新聞がたまっていないかや、電気がついているかなどの、さりげない見守りを行います。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 隣近所に住む高齢者の方を、日頃の生活の中でさりげなく見守ります。

地域ができること

- 自治会では、高齢者情報の把握や、ステップ3での住民の方への呼びかけを行います。
- 民生委員・児童委員は、定期的な訪問を行い、必要な情報提供や連絡調整を行います。
- 地区社協では、補助的な役割として、見守り活動の支援を行います。

(2) 地区独自のテーマ② “災害に強いまちづくり”



現状と課題

市民会議の中で、三依地区で挙げられた現状・課題として、「大雪、大規模停電の際の孤立化が心配」、「高齢者が多く、災害時には遠くまで避難できない。近くにある避難場所や安全な避難経路の確認が必要」といった、増加する高齢者世帯への対応についての課題が挙げられました。

そのため、三依地区の防災体制をつくる必要があります。



取り組み（5年後の目標）

地域で生活する高齢者が安心して生活できるように、日頃から防災意識を高め、災害に強い地域をつくっていきます。

取り組み名称：

三依防災体制強化

ステップ1	ステップ2
地域全体で、防災意識を高めるような企画を考えます。	地域で防災研修などを定期的実施し、災害に強い地域づくりをします。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 防災研修などに参加します。

地域ができること

- 自治会では、防災意識を高める為の研修や、高齢者等の災害弱者の把握を行います。
- 民生委員・児童委員は、定期的な訪問を行い、防災に関する必要な情報提供や連絡調整を行います。
- 地区社協では、補助的な役割として、防災研修の企画等の支援を行います。

11. 足尾地区

■ 足尾地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	2,370 人	保健・福祉センター	1 箇所
総世帯数	1,406 世帯	公民館	1 箇所
1 世帯あたり人員	1.7 人/世帯	幼稚園・保育所	1 箇所
65 歳以上人口割合	48.9%	小・中学校	2 箇所
14 歳以下人口割合	5.2%	高等学校	0 箇所
		医療機関	4 箇所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

市民会議では「隣同士の関係性が希薄になっている」「生活の充実、活動がない」「引きこもりが多い」など交流機会の減少による繋がりの希薄化が課題として挙げられました。そのため足尾地区では身近にある集会所を活用しながら、世代間を越えた繋がりを形成していくことが必要になっています。



取り組み（5年後の目標）

世代を超えて、足尾地区の伝統、文化、風土を受け継いでいけるように、多世代交流を目的とした事業を行っていきます。

取り組み名称：

多世代間交流事業

ステップ1	ステップ2	ステップ3
集会所を活用した身近な地域交流の機会をつくります。声かけや行事の周知、隣近所の誘い合いを積極的に進めていきます。	学校と協力しながら、子どもたちが地域行事に関わるきっかけをつくります。地区ごとの行事を実施していきます。	既存の事業に地区や年代を超えて参加でき、交流を深められるようにしていきます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 声をかけ合って、誘いあえる関係をつくります。
- 交流の場に参加します。

地域ができること

- イベントのPRをしていきます。
- 学校と連携・協力しながら子どもたちに地域行事の参加を促します。
- 活性化事業を活用して、集会所を整備していきます。
- サークル、グループ、ボランティア活動者を発掘し、集会所の利用に繋がります。

(2) 地区独自のテーマ① “高齢者支援の充実”



現状と課題

市民会議では、住民の高齢化にともない「玄関から道路までの雪かきができない」「車が運転できないので買物が困難」「回覧板をまわすのが大変」といった生活に身近な課題が挙げられました。そのため、地区高齢者の実態把握を行い、住民同士の助け合いといった生活支援を地域全体で進めていきます。

取り組み（5年後の目標）

自治会ごとに高齢者支援体制をつくっていきます。

取り組み名称： 高齢者支援体制づくり		
ステップ1	ステップ2	ステップ3
地区ごとに、どんな生活課題があるのか実態調査をしています。	各種団体や住民同士が話し合う機会を作っていきます。	定期的な買い物の機会と宅配を充実するために、各種団体との協力や住民同士の助け合いを進めていきます。
	雪かきボランティアができる人材を発掘していきます。	自治会ごとに「雪かき隊（仮称）」を設置し、住民同士の支え合いを促進していきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 普段から挨拶などの声かけを積極的に行います。
- 普段から隣近所と交流していきます。
- 一人ひとりが健康増進に努めていきます。

地域ができること

- 回覧板などを活用しながら、声かけ運動を促進していきます。
- 地域の問題を地域で解決できるように、みんなで協力していきます。
- 民生委員・児童委員と連携しながら、地域の情報把握に努めていきます。
- 人材の発掘と育成（ボランティア）をしていきます。
- 商工会や地区社協、各関係機関と協力して、買い物支援をしていきます。

(2) 地区独自のテーマ② “足尾の魅力発掘”



現状と課題

市民会議では、地区の人口が減少している状況にある中、「いずれ町として消滅してしまう不安がある」「外部者にとって足尾地区が山奥で遠い場所というイメージをもたれている」「町の魅力があまり知られていない」といった不安や課題が挙げられました。そのため、人が少ないことから連想される寂しいイメージを払拭し、笑い声の溢れる明るいイメージを外部者や地区で暮らす住民が持てるような町づくりを行っていきます。



取り組み（5年後の目標）

子どもや高齢者が交流できる機会を持ちながら、住民同士のつながりを紡ぎ直し、さらには、足尾地区を訪れる人たちにやさしい町づくりをしていくことで、これまでの寂しいイメージから、笑い声のあふれる明るい町にしていきます。

取り組み名称：

明るいまち“足尾”

ステップ1	ステップ2	ステップ3
住民同士だけでなく、足尾地区に訪れた観光客などへ積極的に挨拶をしていきます。	地区内の様々な組織と連携しながら、足尾地区の魅力を発信していきます。	地区内外の人たちと交流が図れるようなイベントを実施し、魅力あるまちづくりを推進していきます。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 地域の魅力を一人ひとりが知っていきます。
- 観光客に声かけや挨拶をしていきます。

地域ができること

- 大人から子どもたちに町の魅力を伝えていきます。
- 学校や観光協会、地域おこし協力隊や商工会、地区社協と協力しながら地域の魅力を発信していきます。
- 地域にある人材や地区の魅力を発掘していきます。

12. 栗山地区

■ 栗山地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	850 人	保健・福祉センター	1 箇所
総世帯数	381 世帯	公民館	3 箇所
1 世帯あたり人員	2.2 人/世帯	幼稚園・保育所	1 箇所
65 歳以上人口割合	46.0%	小・中学校	2 箇所
14 歳以下人口割合	2.9%	高等学校	0 箇所
		医療機関	3 箇所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

「地域内での交流が少なくなった」、「気軽にお茶のみできる場所があるといい」という課題が市民会議やアンケートをとおして見えてきました。また、子どもが少なくなり、地域で子どもと話す機会がなく寂しいという声も多くありました。



取り組み（5年後の目標）

住民同士の交流が活発になり、たくさんの人々が活躍できる地域を目指します。

取り組み名称：

年代を問わない定期的な交流の場づくり

ステップ1	ステップ2	ステップ3
自治会公民館等を活用し、気軽に集まれる場づくりを進めます。	地域の〇〇名人（スペシャリスト）の講座等を開催し、人材の発掘（栗山“人”認定）や様々な学びの機会を設けます。	子どもから大人まで、幅広い層の人材を活用した「栗山元気塾（仮称）」を開催します。
学校と地域の連携により、高齢者と子どもたちとの交流の場をつくります。	高齢者との交流だけでなく、子どもたちが地域と積極的に関われる環境をつくります。	

住民個人(一人ひとり)ができること

- 交流会に積極的に参加し、地域の方々と交流します。
- 隣近所と声をかけあい、交流の場に参加します。

地域ができること

- 自治会は、交流の場をつくり、中心となって運営します。
- 自治会は、交流の場に参加しやすいように、送迎手段の確保に努めます。
- 自治会及び関係機関が連携し、栗山“人”認定や、「栗山元気塾（仮称）」を創設します。
- 民生委員・児童委員は、交流の場への参加を住民に促すとともに、運営に協力します。
- 地区社協は、交流の場の運営に対し、協力・支援を行います。
- 老人クラブは、会員に交流の場への積極的な参加を促します。
- 学校は、児童生徒に交流の場を周知し、参加を促します。

(2) 地区独自のテーマ① “災害に強いまちづくり”



現状と課題

「災害時に高齢者が安全に避難できるか不安」、「自分の地域の避難場所が分からない」、「災害時の備えをしていない」といった災害に関する課題が市民会議の中で多く挙がりました。地域での防災・減災意識を高めるとともに、災害時に支援を必要とする方たちを地域で把握することも必要になっています。



取り組み（5年後の目標）

住民の防災意識が高まり、災害への備えができていて、住民が互いに助け合うことができる地域を目指します。

取り組み名称：

小地域単位での防犯・防災等活動

ステップ1	ステップ2	ステップ3
防犯や防災・減災に関する講話等を定期的に行い、住民の防犯・防災等への意識を高めるとともに、災害に対する知識を地域で共有します。	防災マップづくりなどを通して、地域内の避難行動要支援者の把握や避難場所等、地域の点検活動等を行い、地域で災害に備えます。	小地域単位の「防災の日」を設定し、実際の災害等を想定した避難訓練などを行うとともに、日常的な見守り活動に繋がっていきます。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 防災用品を各世帯で備蓄します。
- 災害時の安否確認の方法を家族で取り決めておきます。
- 講習会等に参加し、防災に関する知識を身につけます。
- 隣近所に声をかけて外出します。

地域ができること

- 自治会（自主防災組織）は複数の自治会が協力し、主体的に避難訓練等を実施します。
- 自治会は、防災マップ等を作成し、災害に関する情報を共有し、地域で災害に備えます。
- 消防団は、自治会の避難訓練等に協力し、地域の防災力向上に努めます。
- 民生委員・児童委員は、関係機関と連携して地域の避難行動要支援者を把握し、災害時に備えます。
- 地区社協は、関係機関と連携して災害に関する講習会等を開催し、地域の防災意識を啓発します。
- 老人クラブは、避難訓練等に参加し、災害に備えます。
- 学校は、避難訓練等を充実させ、子どもたちの災害対策への意識を高めます。

（２）地区独自のテーマ② “地域課題の対応力強化”



現状と課題

除雪等に関し、隣近所での助け合いができなくなった時に対する不安が課題としてあり、また運転ができなくなった時の買い物や通院等への不安も大きいことが分かりました。地域内でできる“お互いさま”の助け合い・支え合いが必要になってきています。



取り組み（５年後の目標）

自治会を中心とした隣近所での助け合いができていて、誰もが安心して暮らせる地域を目指します。

取り組み名称①：

栗山お助け隊（仮称）

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域の困りごとを把握し、解決策等を話し合うための「自治会フォーラム（仮称）」を開催します。	草刈り、除雪、買い物等の生活支援を行う「栗山お助け隊（仮称）」の活動を促進します。	「栗山お助け隊（仮称）」による活動を行い、住民同士の助け合い・支え合いを促進します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 普段から隣近所と声をかけあいます。
- 栗山お助け隊(仮称)の活動を理解して、自分のできることをします。
- 困ったときには隣近所に相談します。
- 地域の問題はみんなで考え、一緒に行動します。

地域ができること

- 自治会は、「自治会フォーラム(仮称)」を開催し、地域の課題を把握します。
- 自治会は、各自治会内で「お助け隊(仮称)」への理解を促進します。
- 民生委員・児童委員は、「お助け隊(仮称)」について、自治会に協力します。
- 学校は、生徒児童に対して地域で活動する機会を作ります。
- 地域おこし協力隊は、「お助け隊(仮称)」の支援をします。

取り組み名称②：

小地域単位での見守り活動

ステップ1	ステップ2	ステップ3
関係機関等と連携し、地域の相談窓口等を住民に周知し、相談しやすい環境を作ります(チラシ等の作成・配布)。	月1回程度、自治会メンバーによる全戸訪問活動を行い、地域の見守り等を行います。	各自治会の活動を広報等で周知し、地域での見守り等の活動を促進します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 地域の中で「おせっかい」な声かけをします。
- 困ったときには隣近所に相談します。

地域ができること

- 自治会は、自治会内のひとり暮らし、高齢者世帯、障がい者等を把握して訪問し、声かけをして見守ります。
- 自治会は、空き家を把握し、地域の安全を見守ります。
- 民生委員・児童委員は、自治会とともに地域住民を見守ります。
- 地区社協は、地域の見守り活動に協力し、支援を行います。
- 老人クラブは、活動を通じて会員の安否確認をします。
- 学校は、生徒児童に対して地域住民同士の声かけを促進します。
- 地域おこし協力隊は、見守り活動の支援をします。

(2) 地区独自のテーマ③ “高齢者支援の充実”



現状と課題

高齢化・過疎化が進む栗山地区でいつまでも元気に暮らすためには「健康」と「生きがい」が不可欠です。そのため住民が家の外に出て、元気に生活を楽しむための取り組みが必要ですが、獣害により畑が作れなくなるなど、外出の機会が少なくなっているのが現状です。



取り組み（5年後の目標）

一人ひとりが健康で、生きがいを持って生活することができる地域を目指します。

取り組み名称：

健康・生きがいづくり活動

ステップ1	ステップ2	ステップ3
公民館等の健康づくり・生きがいづくりを目的とした事業に積極的に参加します。	自治会単位で、元気な高齢者に対して家庭でもできる体力づくり（軽運動の普及・実践）の講習会等を行います。	趣味活動を発表できる機会等を設けるとともに、広報等にて活動を周知し、生きがいを持ち続けられる地域にします。

住民個人（一人ひとり）ができること

- 公民館講座やスポーツ大会、文化祭等に積極的に参加し、活動します。
- 自分の趣味や得意分野を見つけ、生活の中で楽しみます。
- 健康に関心を持ち、適度な食事や運動を心がけます。
- 獣害駆除等に対して、正しい知識を学びます。

地域ができること

- 自治会は、ニュースポーツ大会等を開催し、自治会単位での健康づくりを促進します。
- 自治会は、住民が行事に参加しやすいように交通の便を工夫します。
- 自治会は、猟友会等と協力し、獣害駆除に関する知識を普及します。
- 民生委員・児童委員は、自治会や地区社協の活動に協力します。
- 地区社協は、地域での事業に対し、協力・支援を行います。
- 老人クラブは、会員に積極的な参加を促します。
- 学校は、児童生徒の地域行事への参加を促進します。

(2) 地区独自のテーマ④ “地域の情報発信”



現状と課題

市民会議の中で、「栗山の魅力を上手にPRできていない」、「栗山のすばらしさをもっと多くの人に知ってほしい」という意見がありました。地域の活性化のためには情報発信はもちろん、住民同士の交流や地域外の方々との交流の促進も必要になってきます。



取り組み（5年後の目標）

栗山の特色を活かした、活気のある地域を目指します。

取り組み名称：

栗山ブランド化活動

ステップ1	ステップ2	ステップ3
地域の資源を活かした地域の特産物(品)や独自性のある活動プログラムなど「栗山ブランド」を開発します。	地域内の各組織と連携し、様々な形の情報発信を行います。	「栗山ブランド」を契機に、地域外の方々とも積極的に交流します。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 自分からもっと栗山の魅力について知り、身近なところから情報を発信します。
- 地域内の特技を持つ人を紹介します。
- 住民同士はもちろん、観光客にもすすんで挨拶します。

地域ができること

- 自治会は、関係機関と連携して栗山ブランドの発掘と普及を主体的に行います。
- 自治会は、関係機関と連携して情報を発信するとともに、住民同士はもちろん地域外の方々との交流を促進します。
- 学校は、ホームページ等を活用して情報を発信します。
- 地域おこし協力隊は「栗山の魅力」について、情報を収集・発信します。

13. 湯西川地区

■ 湯西川地区の基礎データ（平成 26 年 10 月 1 日時点）

総人口	566 人	保健・福祉センター	0 か所
総世帯数	274 世帯	公民館	1 か所
1 世帯あたり人員	2.1 人/世帯	幼稚園・保育所	1 か所
65 歳以上人口割合	35.2%	小・中学校	2 か所
14 歳以下人口割合	7.2%	高等学校	0 か所
		医療機関	2 か所

（1）全市共通のテーマ “地域の交流の活性化”



現状と課題

初回の市民会議で「高齢者の集まりが少ない」との意見が出されましたが、市民会議で話し合いを続ける中で「集まりを作っても遠くて行けない」「飽きられてしまっって続かない」という現状を確認しました。

住民同士が今できている交流を続け、地域の行事などに参加することで、地域の交流の活性化につなげます。



取り組み（5年後の目標）

「世代間を超えて、声をかけあって、地域を活気づける温泉まち」を目指します。

取り組み名称：

地域に出て交流しよう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
【仲間とのお茶飲みを続けよう】 気の合う人同士のお茶飲み交流を続けよう。	【地域の行事に参加しよう】 自治会や地域で行われている行事に積極的に参加し、地域の方同士の交流を広げよう。	【観光客と交流しよう】 行事やイベントを通して地域住民と観光客が交流しよう。

住民個人(一人ひとり)ができること

- ご近所や友人との交流を続けます。
- 地域の行事に積極的に参加します。

地域ができること

- 自治会を中心に行事やイベントへの参加を呼びかけます。
- 学校は子どもたちと地域の交流の機会を継続します。
- イベントを実施する団体を中心に、観光客と地元住民が交流できる内容を考えます。

(2) 地区独自のテーマ① “災害に強いまちづくり”



現状と課題

高齢化率が高まっている湯西川地区では「災害時に高齢者が避難する際の補助が必要ではないか」「避難場所を知らない」など災害に関する課題が出されました。防災に関する取り組みも自治会によってばらつきがあるため、湯西川地域として災害に対する意識を高め、防災のための取り組みが必要になっています。



取り組み① (5年後の目標)

「災害時に住民同士が助け合える温泉まち」を目指します。

取り組み名称：

防災訓練に参加しよう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
【自治会ごとに防災マップを作ろう】 危険箇所の確認、避難経路や避難場所の確認をしよう。	【避難行動要支援者を確認しよう】 災害時に手助けが必要な方を把握しよう。	【避難行動要支援者支援の役割分担を決めよう】 災害時に要支援者を誰が手助けするかを決めよう。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 地域の危険箇所や避難経路、避難場所を確認します。
- 避難するときには近所で声を掛け合います。

地域ができること

- 自治会や地区社協を中心に、自治会ごとの防災マップの作成に取り組みます。
- 自治会や民生委員・児童委員を中心に、避難行動要支援者の把握を行い、誰が手助けするか
の役割分担を行います。



取り組み② (5年後の目標)

「災害への備えができ、みんなが安全に避難できる温泉まち」を目指します。

取り組み名称：

災害が起きたらどうなるのかを考えよう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
【どんな訓練や取り組みをしているのか知ろう】 自治会や地域で防災について どのような取り組みをしている のか確認しよう。	【組織を見直そう】 防災に関する組織について再 確認や見直しをしよう。	【防災訓練に参加しよう】 湯西川地区で防災訓練を実施 し、みんなで参加しよう。

住民個人(一人ひとり)ができること

- 防災訓練に積極的に参加します。
- 災害時(防災訓練時)に、避難行動要支援者を誘導、支援します。

地域ができること

- 自治会を中心に防災に関する組織の再確認を行い、必要に応じて再編します。
- 現在行われている防災訓練に関わる関係機関を中心に、地域住民も参加できる防災訓練を
検討します。

(2) 地区独自のテーマ② “見守り活動の促進”



現状と課題

積雪の多い湯西川地区での生活において、冬季の除雪は欠かせない作業ですが、高齢化や人口減少に伴い、隣近所での助け合いも難しくなっています。

湯西川地区でいつまでも安心して住み続けるために、除雪だけでなく、隣近所で日頃から助けあえる関係づくりが必要になっています。



取り組み①（5年後の目標）

「隣近所で見守り・見守られている温泉まち」を目指します。

取り組み名称：

お互いに見守ろう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
【隣近所の人をそれとなく見守ろう】 雨戸やカーテンが開いているか、電気が点いているかなど、それとなく気かけよう。	【自分から見守られよう】 近所に出ることで元気な姿を周りに見せよう。	【変だなと思ったら相談しよう】 いつもと違う、見かけないなど、異変に気づいたら誰かに相談しよう。

住民個人(一人ひとり)ができること

- ご近所を見守ります。
- 家から出て、ご近所から見守られます。

地域ができること

- 自治会や民生委員・児童委員を中心に、隣近所同士の見守りができるよう、地域への声かけを行います。
- 学校は地域との交流を継続し、子どもたちと地域のつながりを作ります。



取り組み②（5年後の目標）

『「お互いさま」「ありがとう」がきこえる温泉まち』を目指します。

取り組み名称：

お互いさまで助け合おう

ステップ1	ステップ2	ステップ3
<p>【お手伝いしてみよう】 隣近所が困っているときは、無理のない範囲で助けよう。</p>	<p>【お世話になろう】 困ったときは誰かに助けてもらおう。 助けてもらったら「ありがとう」を言おう。</p>	<p>【お互いさまで助け合おう】 隣近所でお互いに助け合える関係になろう。</p>

住民個人（一人ひとり）ができること

- 隣近所で困っているときはお互いに助け合います。

地域ができること

- 自治会を中心に、隣近所で助け合える関係づくりが進むよう、地域への働きかけを行います。

第3章 計画の推進

第1節 計画の進め方

地域福祉の主役は、地域で生活している市民全員です。自分たちの住む地域の状況に応じた福祉・生活課題に、支え合い、助け合いで対応していくためには、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族で解決できない問題は隣近所や市民同士で解決する「互助」や「共助」、市民同士で解決できない問題は行政が解決する「公助」といった、それぞれの役割や取り組みが重要になります。

特に、「互助」や「共助」においては、その地域で生活、活動する市民や自治会、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、事業所などが相互に連携・協働し、解決にあたっていくことが重要です。

そのため、この計画を進めていくにあたっては行政や市社協のみならず、計画を策定した13地区ごとの市民会議が計画推進の中核となり、地域福祉を担う多様な主体が相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていきます。

また、この計画を一人でも多くの市民に知ってもらい、何らかの活動に主体的に関わってもらえるよう、働きかけていきます。

第2節 市社協による市民の地域福祉活動へのサポート

市社協は、地域が抱える様々な福祉・生活課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地区社協や関係機関との連携を図り、地区の特色を活かしながら、子どもから高齢者、障がいのある人など、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを積極的に推進しています。

そのため、市社協では、この市民の行動計画である地域福祉活動計画（地区計画）を進めていくため、市社協総合推進計画による計画的な福祉施策の推進と併せ、地域福祉の専門職（地区担当のコミュニティソーシャルワーカー³、ボランティアコーディネーター⁴など）による地域支援活動を展開し、市民の地域福祉活動をサポートしていきます。

³ 地域において支援を必要とする人の生活圏や人間関係等を重視した援助を行ったり、必要に応じて行政や各種団体と連携・協働しながら生活課題の解決を行う人のこと。

⁴ ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを必要としている人とを結ぶパイプ役で、ボランティア活動に関する情報提供、相談、助言、研修の紹介等の支援を行う人のこと。

資料編

1. 計画の策定経過

凡例：◇…市計画に関すること ○…社協活動計画に関すること ■…両計画に関すること

年	月日	会議等	備考
H26	4/25	■日光市地域福祉計画及び日光市地域福祉活動計画策定に係る研修会	対象者：評価委員会委員
	5/26	◇部長会議	・計画骨子（案）の協議
	6/2	○地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定に伴う職員説明会	・社協内職員研修
	6/10	◇庁議	・計画骨子の決定
	8/6	■策定委員会委員及び策定市民会議委員委嘱状交付式・研修会	・各委員委嘱状交付式 ・地域福祉についての研修
	8月下旬 ～ 11月上旬	○市民会議【圏域別】 ※圏域別市民会議の詳細日程は次ページ参照	・委員長・副委員長の選任 ・地域の課題把握
	10/15	◇市民福祉常任委員会	・計画骨子の協議
	10/16 ～ 11/4	■計画策定に向けたアンケート調査	・市内在住の20歳以上の方を対象としたアンケート調査の実施
	12/8	■策定委員会及び研修会（市民会議【全体会議】）	・委員長等の選任 ・策定市民会議の状況及びアンケート調査結果等
	12月上旬 ～ 6月上旬	○市民会議【圏域別】	・課題解決に向けた取り組み内容の協議
	H27	6月中旬 ～ 7月上旬	○市民会議【圏域別】
6/25		◇庁内検討委員会ワーキング会議	・計画素案の検討
8/5		◇庁内検討委員会会議	・計画素案の検討
8/12		■策定委員会	・計画素案の協議
8/19		◇部長会議	・計画素案の調整
9/3		◇市民福祉常任委員会	・計画素案の協議
9月下旬 ～ 12月下旬		○市民会議【圏域別】	・計画の推進体制について ・計画の具体的取り組みについて ・活動計画の発表について
11/6		◇庁議	・計画原案の決定
11/6		◇市議会議員全員協議会	・計画原案の報告
12/7 ～ 12/21		■計画原案のパブリックコメント	・計画原案の周知、意見募集

H28	1/22	◇部長会議	・計画原案の修正協議
	1/27	■策定委員会	・計画原案の修正協議
	2/8	◇庁議	・計画の決定
	2/9	○社協理事会	・活動計画の承認
	2/10	○社協評議会	・活動計画の承認
	2/13	■市民会議【全体会議】	・地域福祉計画及び活動計画の全体共有（各圏域ごとに発表）
	3/22	◇市議会議員全員協議会	・計画の報告
	3/25	■概要版全戸配布	

■ 圏域別市民会議の日程

回数 地区名	各地区市民会議											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
今市地区	8/20	10/1	11/11	12/15	1/21	2/17	3/4	3/27	6/26	1/19		
落合地区	8/28	9/29	10/29	1/23	2/23	3/9	3/30	6/22	12/24			
豊岡地区	9/11	10/23	1/29	2/20	3/26	11/19	12/15					
大沢地区	8/20	9/30	10/24	1/16	2/20	3/17	1/20					
塩野室地区	8/28	9/25	10/30	1/22	2/19	3/12	4/13	6/11	11/26	1/14		
日光地区	9/12	11/5	2/10	4/15	12/15	1/29						
中宮祠地区	9/4	11/7	2/12	3/19	12/10	1/21						
小来川地区	9/10	10/6	2/2	2/23	12/14	1/25						
藤原地区	9/5	10/7	10/29	1/20	2/20	3/9	6/19	11/10				
三依地区	9/9	10/17	1/23	3/10	12/15							
足尾地区	8/27	9/18	11/6	1/28	2/23	3/19	6/23	10/14	12/4	1/22		
栗山地区	8/28	10/14	11/6	1/19	2/6	3/3	4/16	6/26	8/25	10/6	12/1	1/19
湯西川地区	9/9	10/8	11/6	1/28	2/19	3/4	4/16	6/18	1/13			

2. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

1. 日光市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、計画案を検討するため、日光市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 市の職員

(平26告示82・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平21告示15・平26告示82・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(平21告示15・一部改正)

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年2月26日告示第15号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日告示第82号)

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

2. 日光市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人日光市社会福祉協議会(以下「本会」という。)は、日光市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、その計画案を検討するため、日光市地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本会会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で、日光市から推薦を受けたもののうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、第2条に規定する計画案の策定等が終了したときは、その結果を速やかに本会会長に報告しなければならない。

2 本会会長は、前項の規定により報告を受けた事項については、計画の策定において尊重するものとする。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、本会地域福祉活動推進係において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

3. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

No	氏名	選出団体等	備考
1	高橋 務	日光市自治会連合会	委員長
2	宮地 ゆみ	日光市民生委員児童委員協議会連合会	副委員長
3	小杉 喜代子	日光市老人クラブ連合会	
4	星 暢子	日光地区特別養護老人ホーム連絡協議会	
5	北山 富美江	日光市ケアマネージャー連絡協議会	
6	福田 昇	日光市身体障がい者福祉連合会	
7	沼尾 敏子	日光市肢体不自由児者父母の会	
8	福田 礼子	日光市手をつなぐ育成会	
9	柳田 友一	日光市障がい者自立支援協議会	
10	辻田 道子	子育て支援課	
11	鷹箸 充子	特定非営利活動法人だいじょうぶ	
12	小林 弘美	日光市女性団体連絡協議会	
13	西岡 浩子	日光保護区保護司会	
14	高村 幸子	日光人権擁護委員協議会	
15	木村 安志	上都賀郡市医師会北部地区医師会	
16	揚石 達也	日光市PTA連絡協議会	
17	安藤 紀子	日光市幼稚園連合会	
18	手塚 喜久子	日光市社会教育委員会議	
19	菊地 高子	日光市子ども会連絡協議会	
20	斎藤 睦子	日光市福祉ボランティア団体連絡協議会	
21	神山 明子	日光市民活動支援センター	
22	沼尾 綾乃	一般社団法人日光青年会議所	
23	村上 健夫	日光市社会福祉協議会	
24	吉原 充	公募委員	
25	宮脇 強士	公募委員	
26	藤井 俊一	公募委員	
27	阿久津 正	日光市 健康福祉部長	

(敬称略)

4. 日光市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定市民会議設置要綱

1. 日光市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定する地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、市民の立場から幅広い意見を反映させるため、日光市地域福祉計画策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画案の策定に関し、地域の実情の調査及び把握をすること。
- (2) 地域福祉における地域ごとの課題の抽出及び検討をすること。
- (3) その他市長が市民会議において協議が必要と認める事項

(設置地域等)

第3条 市民会議は、別表に掲げる地域又は地区(次条において「地域等」という。)ごとに設置する。
(平26告示83・一部改正)

(組織)

第4条 市民会議は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、それぞれの市民会議が設置される地域等に住所を有する者又は当該地域等と密接な関係を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 次に掲げる者のうち、社会福祉法人日光市社会福祉協議会から推薦を受けたもの

- ア 自治会の関係者
- イ 市民団体の関係者
- ウ 民生委員
- エ 福祉関係の機関又は団体の関係者
- オ 福祉に関し識見を有する者
- カ その他地域等の関係者

- (2) その他市長が特に必要と認めた者

(平26告示83・全改)

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平21告示16・平26告示83・一部改正)

(委員長及び副委員長)

第6条 市民会議にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に市民会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、市民会議において委員から提出された意見等については、取りまとめたうえで、市長に報告するものとする。

(事務局)

第9条 市民会議の庶務は、健康福祉部高齢福祉課において処理する。

(平21告示16・全改)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則(平成21年2月26日告示第16号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月20日告示第83号)

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

別表(第3条関係)

(平 26 告示 83・一部改正)

名称	地域又は地区
日光市地域福祉計画今市地区策定市民会議	今市地域の今市地区
日光市地域福祉計画落合地区策定市民会議	今市地域の落合地区
日光市地域福祉計画豊岡地区策定市民会議	今市地域の豊岡地区
日光市地域福祉計画大沢地区策定市民会議	今市地域の大沢地区
日光市地域福祉計画塩野室地区策定市民会議	今市地域の塩野室地区
日光市地域福祉計画日光地区策定市民会議	日光地域のうち中宮祠地区及び小来川地区を除く地区
日光市地域福祉計画中宮祠地区策定市民会議	日光地域の中宮祠地区
日光市地域福祉計画小来川地区策定市民会議	日光地域の小来川地区
日光市地域福祉計画藤原地区策定市民会議	藤原地域のうち三依地区を除く地区
日光市地域福祉計画三依地区策定市民会議	藤原地域の三依地区
日光市地域福祉計画足尾地区策定市民会議	足尾地域
日光市地域福祉計画栗山地区策定市民会議	栗山地域のうち湯西川地区を除く地区
日光市地域福祉計画湯西川地区策定市民会議	栗山地域の湯西川地区

2. 日光市地域福祉活動計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人日光市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、日光市が策定する地域福祉計画と相互に補完し、協働しながら地域における新たな社会福祉の仕組みを構築するための計画となる地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民の立場から幅広い意見を反映させるため、日光市地域福祉活動計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画案の策定に関し、地域の実情の調査及び把握をすること。
- (2) 地域福祉における地域ごとの課題の抽出及び検討をすること。
- (3) その他本会会長が市民会議において協議が必要と認める事項

(設置地域等)

第3条 市民会議は、別表に掲げる地域又は地区（次上において「地域等」という）ごとに設置する。

(組織)

第4条 市民会議は、それぞれ委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、それぞれの市民会議が設置される地域等に住所を有する者又は当該地域等と密接な関係を有する者で、次に掲げるもののうちから本会会長が委嘱する。

- (1) 自治会の関係者
- (2) 市民団体の関係者
- (3) 民生委員
- (4) 福祉関係の機関又は団体の関係者
- (5) 福祉に関し識見を有する者
- (6) その他地域等の関係者
- (7) 上記の他市長が特に必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 市民会議にそれぞれ委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを決定する。

2 委員長は、市民会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 市民会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 市民会議は、過半数の委員が出席しなければ、これを開くことができない。

3 市民会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に市民会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員長は、市民会議において委員から提出された意見等については、取りまとめたうえで、本会会長に報告するものとする。

(事務局)

第9条 市民会議の庶務は、本会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後、最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、本会会長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

名称	地域又は地区
日光市地域福祉計画今市地区策定市民会議	今市地域の今市地区
日光市地域福祉計画落合地区策定市民会議	今市地域の落合地区
日光市地域福祉計画豊岡地区策定市民会議	今市地域の豊岡地区
日光市地域福祉計画大沢地区策定市民会議	今市地域の大沢地区
日光市地域福祉計画塩野室地区策定市民会議	今市地域の塩野室地区
日光市地域福祉計画日光地区策定市民会議	日光地域のうち中宮祠地区及び小来川地区を除く地区
日光市地域福祉計画中宮祠地区策定市民会議	日光地域の中宮祠地区
日光市地域福祉計画小来川地区策定市民会議	日光地域の小来川地区
日光市地域福祉計画藤原地区策定市民会議	藤原地域のうち三依地区を除く地区
日光市地域福祉計画三依地区策定市民会議	藤原地域の三依地区
日光市地域福祉計画足尾地区策定市民会議	足尾地域
日光市地域福祉計画栗山地区策定市民会議	栗山地域のうち湯西川地区を除く地区
日光市地域福祉計画湯西川地区策定市民会議	栗山地域の湯西川地区

第2期日光市地域福祉計画・第2期日光市地域福祉活動計画

平成 28 年 3 月

発行：日光市・社会福祉法人日光市社会福祉協議会

編集：日光市高齢福祉課

〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地

Tel：0288（21）5100〔直通〕

Fax：0288（21）5105

社会福祉法人日光市社会福祉協議会

〒321-1261 栃木県日光市今市511-1番地

Tel：0288（21）2759

Fax：0288（21）3110

